

会議録・令和4年6月13日第2回定例会（第1日目）

1. 招集の年月日 令和4年6月1日
2. 招集の場所 明和町議会議場
3. 開 会 6月13日 午前9時00分 議長宣告
4. 応 招 議 員 14名
 - 1番 奥 山 幸 洋
 - 2番 松 本 忍
 - 3番 乾 健 郎
 - 5番 阪 井 勇 男
 - 6番 下 井 清 史
 - 7番 江 京 子
 - 8番 田 邊 ひとみ
 - 9番 綿 民 和 子
 - 10番 北 岡 泰
 - 11番 山 内 理
 - 12番 中 井 啓 悟
 - 13番 樋 口 文 隆
 - 14番 高 橋 浩 司
 - 15番 伊 豆 千 夜 子
5. 不 応 招 議 員
なし
6. 出 席 議 員
13名
7. 欠 席 議 員
14番 高 橋 浩 司
8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 松 井 友 吾
議 会 書 記 西 川 佳 江 稲 浦 満
9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 世古口 哲 哉 副 町 長 下 村 由美子
教 育 長 下 村 良 次 総務防災課長 松 本 章
まちづくり戦略課長 朝 倉 正 浩 税 務 課 長 山 口 隆 弘
生活環境課長 西 尾 仁 志 福祉ほけん課長 吉 川 伸 幸

(午前 9時 00分)

◎開会の宣告

○議長（伊豆 千夜子） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第2回明和町議会定例会を開会します。

なお、高橋浩司議員から所用のため本日の会議を欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願ひします。

なお、本日も含め16日、17日の本会議場における電子システムのサポーターとして、システムの担当者の入場を許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） ご異議なしと認めます。

システムのサポーターの入場を許可いたします。

新聞社より写真撮影の申出がございましたので、ご承知おきください。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（伊豆 千夜子） 日程第1 「会議録署名議員の指名」については、会議規則第119条の規定により、議長から指名をいたします。

11番 山内 理 議員

12番 中井 啓 悟 議員

の両名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（伊豆 千夜子） 日程第2 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月17日までの5日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月17日までの5日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（伊豆 千夜子） 日程第3 「諸般の報告」を行います。

監査委員さんから提出いただいております2月、3月、4月分の例月出納検査結果報告書の写しをお手元に配付しておりますので、後ほどご覧ください。

次に、請願を2件受理しております。

この取扱いにつきましては、6月8日に開催をいたしました議会運営委員会にお諮りし、全員協議会での報告をさせていただきましたように、請願第1号

国に消費税インボイス制度の実施中止を要請することを求める請願、請願第2号 国民健康保険料減額及び子ども均等割分を無料とすることを求める請願につきましては、総務産業常任委員会及び教育厚生常任委員会に付託し、ご審議をいただくことにしております。

以上で、日程第3 諸般の報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（伊豆 千夜子） 日程第4 「行政報告」を行います。

町長。

（町長 世古口哲哉 登壇）

○町長（世古口 哲哉） おはようございます。

令和4年第2回明和町議会定例会の開会に当たり、一言挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、公私何かとご多用のところ、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、ただいまは本定例会の会議を5日間とお決めいただき、諸案件のご審査を賜りますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられました方々のご冥福と、罹患された方々の一日も早いご快復をお祈り申し上げますとともに、医療現場の最前線で日夜懸命にご奮闘、ご尽力いただいている医療関係者の皆様に、衷心より感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延してから2年以上経過しました。新規感染者数は緩やかな減少が続いているものの、完全に収束したとは言えない状況にあります。明和町においても令和4年4月以降、250名以上の方が感染されています。町民の皆様におかれましては、引き続きのお願いとなりますが、手指消毒など基本的な感染防止対策とともに、「黙食」の実践など、感染

リスクの高い場面ではしっかりと感染防止対策を取っていただき、日常生活と感染防止対策の両立をお願いしたいと思います。

なお、町民の皆様の新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、6月8日現在、12歳以上の方で1回目の接種を終えた方の割合が88.9%、2回目の接種を終えた方の割合が88.6%、3回目の接種を終えた方の割合が73.9%となっています。また、令和4年3月から始まった5歳から11歳のワクチン接種については、1回目の接種を終えた方の割合が12.0%、2回目の接種を終えた方の割合が10.8%となっています。

4回目接種については、厚生労働省の分科会が4月27日に開かれ、接種対象を60歳以上の方と、18歳以上で基礎疾患を有する方及び重症化リスクが高いと医師が認める方を対象とする厚生労働省の提案が了承されました。これまで医療関係者の皆様には多大なるご苦勞をおかけしているところではありますが、4回目のワクチン接種についても円滑に実施できるよう、ご協力を賜りますようお願いしているところです。

ワクチン接種や内服薬など、ウイルスに対抗する手段が増えつつある一方、オミクロン株やステルスオミクロン株のようにウイルスも変異しているため、引き続き気を緩めることなく感染防止対策に取り組んでまいりたいと思います。

さて、2月24日に開始されたロシアによるウクライナへの軍事侵攻は今もなお続き、多くの市街地が破壊され、また、多数の住民の方々が犠牲になるなど、大変厳しい情勢が続いています。これに対し明和町長として、3月16日、軍事侵攻に強く抗議するとともに、軍の即時撤退を求める抗議文をロシア大使館経由でプーチン大統領に送付いたしました。また、ウクライナ人道危機救援金として、本庁舎のほか町公共施設に募金箱を設置しました。集まった救援金は6月10日現在で20万8,312円となり、日本赤十字社を通じ、赤十字国際委員会などに送金させていただきます。一日も早く平和的解決が図れるよう心から願うばかりです。

それでは、3月定例会以降、本定例会までの間の主な動きにつきまして、簡

略に報告させていただきます。

3月27日、修正小学校体育館において、修正小学校の統合に係る住民説明会を行いました。この日は地域の方々など約40人にご参加をいただき、令和4年度末で閉校する修正小学校の新たな校区などについて説明を行いました。現在、令和5年度での円滑な統合に向けた準備や実行委員会による各種閉校記念事業などが行われています。閉校は寂しい限りですが、子どもたちへの適正な教育環境の整備を第一に考え、保護者や地域の皆様とともに前向きに進めていきたいと思えます。

4月1日、新規採用となった職員の辞令交付式と入庁式を執り行いました。今年度から新たに職員となったのは、事務職員8名、土木職員1名、保健師1名、保育士兼幼稚園教諭2名の12名です。辞令交付式では、私から今後の活躍に期待を込めて辞令書を手渡した後、一人一人から力強くサービスの宣誓をしていただきました。また、入庁式では、今後の職務に向け意気込みを述べていただきました。それぞれの抱負を胸に住民福祉の増進などに取り組んでいただきたいの思いとともに、町職員としてのこれからの活躍を願っているところです。

4月7日、明和町消防団の団長を務められた中川吉弘さんの退任に伴い、新たに団長に就任された西村弘さんの消防団長辞令交付式を行いました。西村さんは平成5年に入団され、29年間にわたり、町民の安心・安全を守るため活動されてきました。また、平成28年から6年間副団長を務められるなど、抜群の実績と経験をお持ちです。地域防災の要である消防団のリーダーとして引き続きご活躍されることを期待しています。

4月5日から8日にかけて、町内の各小学校と中学校、保育所、幼稚園、こども園で入学・入園式が行われました。6日の各小学校の入学式では189人が入学、また、7日の明和中学校の入学式では200人が入学しました。そして、5日と8日に行われた各保育所等の入園式では、合わせて167人が入園しました。次代を担う子どもたちには、大きな夢と希望を持って、明るく健やかに成長してほしいと願っています。

4月12日、企業誘致推進のため大阪市内に本社を構える企業3社を訪問しました。訪問先では社長様方から企業概要や今後の投資計画の説明をしていただいた後、私から明和町の現状や企業誘致の取組について説明を行いました。今後も継続して情報交換をできる関係性を築いていくとともに、このようなトップセールス活動を積極的に行ってまいります。

4月17日、明和町消防団新入団員25人の辞令交付式が役場で行われ、その後、明和消防署、松葉署長による安全管理教養の講話、礼式や機械器具の取扱いなどの訓練が実施されました。これから住民の生命と財産を守る使命を担う消防団員としてご活躍いただくことを期待しています。

4月21日、給水機のレンタル事業などを展開するウォータースタンド株式会社様とマイボトル等に給水できる給水スポット設置に関する連携協定を結ぶため、同社の東海支社長、福嶋友宣様ほか関係者の皆様にご出席をいただき、協定書の締結式を行いました。この協定により、Dreamオーシャン総合体育館に設置されたウォータースタンドを3年間無料で利用できることとなりました。町が進める第6次総合計画で掲げるSDGsの目標の一つである「気候変動に具体的な対策を」の一環として、ペットボトル等のプラスチックごみの減量化が期待できる取組です。ぜひご利用いただきたいと思っております。

5月11日、新たに明和町指定文化財に指定した大淀東区にある長光寺の本尊、「木造阿弥陀如来立像」について、長光寺副住職の本多千承さん、檀家総代の家城貞司さん、橋本勝さんに役場にお越しいただき、明和町指定文化財指定書を交付しました。この仏像は、高さなどの特徴から平安時代後期に作られたとみられるもので、大淀地区が少なくとも平安時代から続く集落だと証明できる大変貴重な資料です。これからも地域の宝物として大切に保存し、後世に引き継いでいていただきたいと思っております。

5月12日から13日にかけて、都内の企業などを訪問し、ふるさと納税や企業版ふるさと納税、メタバースなどについての新たな取組の検討に向けた協議を行いました。また、スーパーシティ構想で連携している企業なども訪問し、自

治体DX推進など、まちづくり全般について意見交換を行いました。企業で活躍されている方々の意見は、今後のまちづくりにおいて大変参考になります。これからも積極的にこのような場を設けて、たくさんの方々と関わりを持ち、事業推進につなげてまいりたいと思います。

5月15日、中央公民館大集会場において、第1期再編小学校等についての住民説明会を行いました。この日は、明和町への移住を検討している町外のご家族を含めた約50人の皆様のご参加をいただき、昨年度策定しました建設基本構想や事業方式などについて、また、今年度の取組として、建設事業者の選定を行うことや新たに導入を計画しているコミュニティスクールなどについての説明を行いました。今後も町民の皆様のご理解とご協力を賜りながら令和8年4月の開校・開園に向けて計画を進めてまいります。

5月22日、大淀、上御糸、下御糸、斎宮、修正の各小学校で運動会が行われました。雨天で1日延期して行われた本番、この日は気温も上がり、暑い1日となりましたが、児童たちは元気いっぱい競技に取り組み、友達や家族と運動会を楽しんでいました。また、小学校区再編に伴い、今年度限りで閉校となる修正小学校では、45名の児童がこの日のために練習してきた成果を元気いっぴいに披露し、会の最後には閉校事業の一環として、全校児童や保護者、地域の方々が参加して記念撮影が行われるなど、感動に包まれた一日となりました。

6月5日、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、去年、おととしと開催が見送られた斎王まつりが3年ぶりに開催されました。例年のような前夜祭は行わず、当日のみの開催とし、また、子どもたちの出演を見送るなど、規模を縮小した形となりましたが、主催者発表によると1万8,000人の方がお越しになったとのことであり、過ごしやすい気候の中、多くの皆様楽しんでいただきました。ご尽力いただいた実行委員会の皆様及び関係者の皆様に心から敬意を表しますとともに感謝を申し上げる次第です。

6月8日、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となっていました明星小学校の運動会が行われました。晴天に恵まれたこの日、児童たちは徒競走

やダンスなど、日頃練習してきた成果を発揮し、元気いっぱい楽しんでいました。平日の開催となりましたが、ご家族の皆さんのご理解とご協力のおかげで無事開催できたことをうれしく思っております。

次に、さきの第1回定例会でお認めいただいた各会計予算でございますが、議員の皆様から頂戴したご意見、ご提言を念頭に置き、執行しています。そして、国・県の動向を鑑み、繰越明許事業も含め早期執行に向け、各課におきまして鋭意事業推進を図っているところでございます。

なお、本定例会の上程議案につきましては、専決処分した事件の承認が2件、繰越明許費計算書の報告が10件、宮川福祉施設組合の解散等に関する協議が3件、松阪地区広域消防組規約の変更に関する協議が1件、松阪地区広域衛生組規約の変更に関する協議が1件、条例の一部改正が1件、そして、令和4年度一般会計補正予算ほか2つの特別会計補正予算をお願いしています。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、先般、明和町選挙管理委員会から任期満了に伴う町長・町議会議員選挙が令和4年11月13日に執行されることが公表されたところです。私ごとではありますが、平成30年12月に町長に就任し、以降、明和町の輝く未来を創造するために「人や産業に活力があるまちづくり」、「繋がり（絆）を活かすまちづくり」、「英知を活用するまちづくり」の3つの柱を原点として町の発展のために誠心誠意努力してまいりました。しかしながら、やり残していることも含め、今なおまちづくりの課題は山積しているため、これまでの経過を踏まえ、一層取組を推進していかなければならない状況にあると思っております。

「ALL明和の気運を醸成しながら、住みたい、住み続けたいまちづくり」を実現していくため、次の4年間も町政のかじ取りに勇気を持って元気に本気で取り組んでいきたいとの決意であることを表明させていただき、行政報告とさせていただきます。

○議長（伊豆 千夜子） 続きまして、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 私からは、地方自治法第243条の3第2

項の規定に基づき、多気東部土地開発公社の決算報告をさせていただきます。

去る5月26日、明和町におきまして令和4年度第1回理事会において、令和3年度決算が審議され、原案どおり議決されました。

報告書の2ページの令和3年度の損益計算書をご覧ください。

I 事業収益の(1) 公有地取得事業収益は2,162万9,500円、(2) 土地造成事業収益は5億1,481万4,400円、(3) 附帯等事業収益は1,372万8,000円、事業収益合計が5億5,017万1,900円でございます。

II の事業原価の(1) 公有地取得事業原価は2,162万9,500円、(2) の土地造成事業原価は5億1,481万4,400円、事業原価の計が5億3,644万3,900円、事業収益から事業原価を差し引きまして、事業総利益は1,372万8,000円となっております。

III の販売費及び一般管理費につきましては、(1) 公租公課費として県民税均等割の2万2,000円と町民税均等割の5万円、合わせて7万2,000円を計上しております。

また、(2) の役務費として、各種手数料の合計が5,500円となっており、計が7万7,500円となっております。これらの費用を事業総利益から差し引いた1,365万500円を事業利益として記載しております。

IV の事業外収益、(1) 出資金の基本利息、各事業に係る運用利息等の受取利息といたしまして4,298円を計上しております。

この事業外費用はゼロですので、これらの事業外収支を事業利益に加えて、経常利益は1,365万4,798円となっております。

VI の特別利益及びVII の特別損失はいずれもゼロとなりましたので、当期純損失及び当期利益は1,365万4,798円となりました。

以上が令和3年度損益計算書の内容でございます。

次に、3ページ、令和3年度貸借対照表をご説明させていただきます。

1 の資産の部、I 流動資産の(1) 現金及び預金は2億332万9,348円で、8ページの決算附属明細書の1、現金及び預金明細表と9ページの預金普通の欄

の記載のとおりでございます。

(2) の事業未収金につきましては、8 ページの 4、事業未収金明細表、期末残高の合計欄のとおりゼロ円を計上しております。

(3) の公有用地につきましては2億6,880万4,888円で、8 ページの 2、公有用地明細表合計欄のとおりでございます。これらの内訳は10ページに詳細を記載させていただいております。

(4) の完成土地等につきましては2億7,127万3,351円で、8 ページの 3、完成土地等明細表のとおりでございます。これらの内訳につきましては、11ページに詳細を掲載させていただいております。

以上の合計によりまして、流動資産合計は7億4,340万7,587円となっております。

次に、Ⅱの固定資産でございますが、無形固定資産及び有形固定資産はとも該当資産がございませんので、ゼロ円です。(3) の投資その他の資産の(1) 出資金につきましては、明和町、多気町それぞれ200万円ずつ出資を頂いており、合計400万円を計上しております。明細につきましては、8 ページの 8、資本金明細表のとおりでございます。

以上より、固定資産の合計は400万円となり、資産合計といたしましては7億4,740万7,587円となります。

続きまして、負債の部、Ⅰ流動負債でございますが、(1) の未払金、(2) の短期預り金はともに該当負債ございませんので、ゼロ円、Ⅱの固定負債につきましては、長期借入金6億9,718万6,200円を計上しております。こちらの明細は、付属明細書8 ページ、6 の長期借入金明細表及び12ページの明細表のとおりでございます。

よって、負債合計は6億9,718万6,200円となります。

次に、下段の資本の部のⅠ資本金といたしまして、(1) 基本財産400万円で、出資金と同額を基本財産としております。

Ⅱの準備金の(1) 前期繰越準備金が3,256万6,589円です。(2) の当期純

利益は、先ほど損益計算書でご説明いたしました1,365万4,798円を計上しております。

よって、準備金合計は4,622万1,387円となります。こちらの明細につきましては、8ページ、9準備金明細表に記載しております。

資本金、準備金を合わせた5,022万1,387円が資本合計となり、その結果、負債・資本合計が7億4,740万7,587円となることから、この金額は資産合計と一致しております。

以上が令和3年度貸借対照表の内容となります。

4ページはキャッシュ・フロー計算書ですので、後ほどご覧ください。

5ページの監査報告については、説明を省略させていただきます。

以上をもちまして、令和3年度多気東部土地開発公社の決算報告を終わらせていただきます。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で、日程第4 行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（伊豆 千夜子） 日程第5 「一般質問」を行います。

一般質問は、7名の方より通告されております。

許可したいと思いますが、1番通告者の高橋浩司議員であります。本日欠席いたしておりますので、明和町議会会議規則第61条第4項の規定により、通告の効力を失いましたので、高橋浩司議員の一般質問は行いません。

2番 松本 忍 議員

○議長（伊豆 千夜子） 2番通告者は、松本忍議員であります。

質問項目は、「土地利用施策について」「空き家対策について」の2点であります。

松本忍議員、登壇願います。

(2番 松本 忍議員 登壇)

○2番(松本 忍) おはようございます。

議長から登壇のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、土地利用施策についてから質問させていただきます。

今年度は、平成23年に作成されたこれからのまちづくりの方向性を決めていく明和町都市計画マスタープランの見直しの年です。創意工夫の下に住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき「まち」の姿を定めるものです。また、根本的な町の基本構想に合わせ、住民の新しい意見を取り入れることで、具体的な町の未来像を描くものです。

それらを踏まえ、今回は特に産業、住宅促進の各エリアについて現状と課題を考えてみたいと思います。それに対し、町長がどのようなビジョンを持って今回の計画を進めていくのでしょうか。考えをお聞かせください。

○議長(伊豆 千夜子) 松本忍議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長(世古口 哲哉) 松本議員のほうから、土地利用施策についてのご質問をいただきました。

都市計画マスタープランは、町の都市計画に関する具体的な方針として、都市計画法に位置づけられている法定計画であり、土地利用は町の将来を左右する重要な課題であります。令和3年度に調査を行った中で、本年度1年かけて見直しを進めております。

また、令和3年からスタートした第6次明和町総合計画の中では、農村環境の維持やコミュニティ維持のほか、空き家対策、景観形成、国道23号線沿いの

下御糸地区周辺の町の玄関口としての位置にふさわしい土地利用などを掲げています。上位計画である第6次明和町総合計画を基礎に様々な皆様のご意見を伺いながら、今年度、見直しを行い、土地利用に関する方向性を定める中で、効果的なまちづくり施策を推進することにより、将来像である「住みたい 住み続けたい 豊かなところを育む 歴史・文化のまち 明和」の実現に向け、まちづくりを進めていきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○2番（松本 忍） 様々な課題を的確に捉えて考えられているのが分かりました。それを踏まえ、今回は特に産業、住宅促進の各エリアについて、現状と課題を考えてみたいと思います。

まず、産業エリアからお伺いします。

想定エリアは、既存の工業団地を中心とした産業立地の推進地域であり、新たな企業、産業の誘致や住宅地に混在する工場の建て替え時における移転の受皿として、住宅・商業施設などの立地を抑制し、企業・工場が立地・操業しやすい環境を整えるとしています。

現在、東野の明和工業団地、大淀工業団地、浜田の見中工業団地、新産業地区として川尻消防署の南側の箇所をエリア指定していますが、前回の策定からこの10年間でどのような動きがあったのか、また、エリアの見直しは考えているのか答弁をお願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 松本議員の再質問に対する答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 先ほどご質問いただきましたとおり、都市計画マスタープランにつきまして、前回の策定からこの10年間の動きについてでございます。

平成27年、2015年に町全域に特定用途制限地域を指定いたしまして、地域の特性に応じた土地利用を進めることとしております。町全体といたしましては、

住宅の立地コントロールが難しく、都市基盤の整備が十分でない地域においても住宅地化が進むなど、排水施設等への負荷増大などの課題も発生している状況でございます。

産業エリアにおきましては、新たな工業団地の造成などには至っておらず、一部では町外へ移転する企業も出ておりますが、産業エリア外では新たに企業拡張などにつながったものもございました。計画自体にも大きな見直し等はなかったものの、引き続き既存企業との連携強化を図りつつ、企業誘致、立地推進の必要性を認識しながら取組を進めていきたいと思っております。

それから、現在のエリアの見直しにつきましては、この10年間では産業エリアには大きな変化はない状況でございます。現計画での産業エリアは、既存の工業団地を中心とした産業立地の推進地域としておりまして、新たな企業や産業誘致の際などに受皿として、住宅や商業施設などの施設を抑制し、企業、工場が立地、操業しやすい環境を整えるとしております。企業誘致の観点からも、現在、町内において候補地などを検討しておりまして、こういったことから土地利用の見直しは、計画における土地利用配置の方針における各エリアの見直しのほか、特定用途制限地域の見直しも含めて必要と考えております。

今後、見直しを行う中で、必要に応じて計画に反映していきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○2番（松本 忍） ハザードマップを見ると、現在のエリアは多くが浸水区域にあります。どのように考えておみえになるのでしょうか。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問に対する答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） あくまで検討中ではありますが、現在、津波想定浸水区域で見ますと、町北部は大半が区域に入っている状況にあります。また、河川の氾濫区域なども見ますと、町全体の中でも大堀川、祓川、笹笛川

の3河川と櫛田川のハザードマップを見ておきますと、近鉄線の南側地域までの広範囲にわたりまして、浸水想定区域に含まれることとなり、町内のかなりの地域が何らかの浸水想定区域に含まれる状況にあります。既存工業団地などの事業所においても拡張の可能性を検討する中で、他の地域においても検討したいと考えております。

こういったことから、浸水想定区域内外にかかわらず、既存の区域も含めて町全体で検討している状況でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○2番（松本 忍） まず、現在の産業エリアを基本として、ほかのエリアも考えるということによろしいですね。それを踏まえて、小規模な産業地域の考え方はないのでしょうか、ご答弁お願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問に対する答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 明和町内の明和、大淀、見中工業団地のほか、町内には工場、事業所は各地に立地していただいております。大規模な工業団地等の計画は現時点ではないものの、既存工業団地の拡張の可能性や中小規模の候補地の検討など、エリアを絞る中での検討は引き続き行っているところであり、候補地を引き続き検討しているところでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○2番（松本 忍） いろんなバリエーションを持って考えていくべきだと思います。その中でも特に効果的だと思うのが町のホームページに掲載されている明和町産業用地ガイドだと思います、これですね。以前はもっと多くの箇所が掲載されていましたが、現在では町内3か所しか掲載されていません。充実を図っていかなくてはいけないと思いますが、どのようなお考えでしょうか。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問に対する答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 先ほどご質問いただいた産業のガイドにつきましては、過去から作成しております。現在、先ほども議員ありましたように3件ございまして、1件がいろいろ関係者のご努力もいただく中で成立になったりしております。こういったことからこのガイドを有効に使いつつ、他の施策と併せて進めていくことが大事だと考えておりました、このガイドにつきましても引き続き作成を図っていく中で、ぜひ掲載箇所の拡大に向けても取り組んでいきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○2番（松本 忍） いろんな場所を模索して、地権者の意思を確認し、充実を図っていただきたいと思います。

それでは、次に、現在の誘致の仕方はオーダーメイドで行われていますが、その手法は変えないのか、答弁をお願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 松本議員の質問に対する答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） これまで当町におきましては、近年はオーダーメイド手法が中心でございました。しかし、近隣自治体では大規模な工業団地を造成し、企業誘致に取り組んでいる事例もございます。これらを実施するには、多額の投資が必要となることから、予算や候補地、企業の進出意欲など、リスクも十分考慮しながら進めることが必要となります。しかし、積極的な企業誘致のためには欠かせない取組でありますので、規模は別にいたしましても、先行した候補地の確保や整備も検討していきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○2番（松本 忍） 工業団地を造成して企業誘致をする、それは一番効果的な

手法だと思えます。それに伴い、予算やリスクを考えて慎重に政策を進めていただけるということで、よろしく申し上げます。

それでは、次に、住宅促進エリアについてお聞きしたいと思います。

住宅の建築・開発が活発な役場周辺地域を住宅地として最優先し、周辺の住環境に影響の大きい工場・商業施設の立地を抑制し、良好な住宅環境を整えた住宅地の形成を図るとされていますが、現在、移築している役場周辺地域の北側には櫛田川用水路右岸用水路が設置されており、排水を落とすことができません。また、北野地区はミニ開発や住宅建築が多く進み、現在、特に集落の西側では大雨が降ると道路が冠水すると聞いたことがあります。現在、統合小学校とその周辺の雨水を排除するため、消防署前の道路に排水路を作っていますが、それだけでは不十分であり、住宅促進エリアとして進めていくには、他の水路も整備していかななくてはならないと思えますが、どうでしょうか。

また、北野地区の排水改修が終わるのは何年先になるか分かりませんから、今回の計画の見直しで促進エリアの追加を考えてみてはどうでしょうか。また、ちなみに住宅1haについては平均どれぐらいの固定資産税等の税収が上がるのですか、答弁をお願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 松本議員の質問に対する答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） まず、北野地区の水路改修の関係でございます。北野地区で道路冠水があるのは把握しております。このため現在、笹笛川から基幹となる水路整備実施をしているところでございます。北野地区及び役場周辺につきましては、新小学校や住宅の増加も認められるため、必要に応じた排水路の検討は必要かと考えております。

また、現在進めている笹笛川から、先ほどの役場までの区間の排水路は道路防災事業で進めておりますけれども、他の排水路の改修も含めて引き続き検討する中で、必要に応じて整備することとなります。

この地域のほか、現在の他の区域におきまして、現在の都市計画マスタープランの土地利用配置の方針に当てはめた場合の促進エリアの拡大につきまして

は、拡大追加も含めて検討していきたいと考えております。現在、見直しを進めているマスタープランでどのように表記や考え方を整理するかも現在検討中でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

固定資産税の影響額につきましては、税務課長から答弁いたします。

○議長（伊豆 千夜子） 税務課長。

○税務課長（山口 隆弘） 固定資産税の影響に関してですが、一般的に1 h aを農地から住宅地に転換した場合ですが、団地化した場合は、およそ200倍の増収となる見込みでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○2番（松本 忍） 税務課では200倍の増収と言われましたが金額的に直しますと、1 h a どれぐらいになるのでしょうか、教えてください。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問に対する答弁、税務課長。

○税務課長（山口 隆弘） 現状が農地であれば、1 h a 当たりでも1万円にも満たない税額でございます。住宅団地として整備されれば、およそ200万円から250万円の増収になると思われま。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○2番（松本 忍） 今、明和町は令和8年に新しい小学校ができ、待機児童もなく、大変子育てがしやすいところとして人気が上がっているとよく聞きます。固定資産税も1 h a 200万円から250万円ということで、町民税などで税収も増え、自主財源の確保もできる、若者の人口も増え、町の活性化に大変つながると思います。町内の将来のため、より一層、住宅促進が進みやすいよう、エリア設定を増やし、今回の見直しを行っていくよう要望しておきます。

それでは、次に、まず、これから策定していくということで、私からの提案

をお願いしたいんですけれども、まず、齋宮地区の金剛坂周辺の畑地帯、そして明星地区の大塚交差点付近から本郷にかけての周辺の間はどうでしょうか。金剛坂の畑地帯には、当然、用水はなく、高台であり、最近、住宅建設や住宅開発が多く行われています。また、商業施設、駅、小学校、こども園も多くあり、好適な条件のところだと思います。

また、明星地区の大塚交差点付近から本郷の周辺の間は、幹線排水路も昨年改修が完了し、豪雨による心配もなく、金剛坂同様、近年、周辺には住宅建設や住宅開発が多く行われ、商業施設、駅、小学校、こども園も近くにあり、好条件なところだと思います。また、その地区の田にあたっては、宮川用水パイプラインの受益地に入っていないから、十分可能性はあると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（伊豆 千夜子） 松本議員の再質問に対する答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） ご提案いただきました金剛坂の地域につきましては、県道鳥羽松阪線沿いなどであり、商業施設もあることから、利便性がよいということで住宅開発も活発になっております。

また、明星地区のうち、先ほどありました上野や明星、本郷にかけては、近鉄明星駅や小学校、こども園なども近いことから、住宅や小規模団地開発も進んでおります。また、幹線排水路も改修されたことから、こういった地域における住宅促進も必要かと考えております。

このように民間事業や周辺環境など、地域の実情も勘案しながら現在見直し中の都市計画マスタープランに反映していきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○2番（松本 忍） これからのまちの活性化のためにぜひ取り入れていただきたいと思います。これは私の要望としておきます。よろしく申し上げます。

それでは、そのほかピンポイントでの土地利用について提案していきたいと

思います。

まず、斎宮きららの森の活用についてお伺いします。

近年、アウトドアブームが定着し、大淀のキャンプ場でも年間を通じ多くの客でにぎわっています。自然豊かで素晴らしい環境のこの土地にオートキャンプ場を造ってはどうか。明和町から町外に移り住んだ方が、ふるさとへ帰ってきたら環境のいいところでキャンプ場がある、また、県内外からの憩いの場としてのオートキャンプが楽しめる、このような考え方はどうか。

また、周辺には大規模な太陽光発電施設もあり、大規模な災害時、電力の供給もたやすくでき、避難場所として最適の場所だと考えられると思いますが、活用の考えはありませんか、答弁をお願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 松本議員の質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

斎宮きららの森の利活用についてご質問をいただきました。斎宮きららの森の所管をさせていただいております産業振興課のほうからご答弁させていただきたいと思います。

斎宮きららの森、ご存じだと思いますが、宮川用水の事業に伴いまして、斎宮の調整池の掘削土の受入れとしてできた施設でございます。平成24年度に東海農政局から移管を受けております。今、議員が申されますように一部は太陽光発電施設として民間業者に貸し出してしておりますが、残りは町で管理をしているような状況でございます。

利活用につきましては、幾つか計画案を作成し、地元との協議を重ねていますが、現実には至っていないような状況でございます。しかしながら、上段部分の芝生広場では、町といたしまして木製遊具を設置し、また、森林税を使ってあずまやなどの整備を進めているような状況でございます。

当、斎宮きららの森は町の観光基本計画に位置づけられているもので、利活用については、斎宮跡・文化観光課と連携をいたしまして、地元との協議を進

めていきたいと考えております。その中で、議員の言われておりますオートキャンプ場も候補の一つとして検討を進めていきたいと考えております。

次に、大規模災害時の避難場所の利活用につきましては、総務防災課長より答弁させていただきます。

○議長（伊豆 千夜子） 総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 災害から身を守るために一時的に逃げ込む先として指定されるものに避難場所があります。これは公共施設のほかに公園やグラウンドといったオープンスペースも活用されるもので、明和町では学校や公民館など30の施設を指定しております。また、近くでは市営大仏山公園が伊勢市の指定する緊急避難場所に位置づけられております。

斎宮きららの森につきましては、既に明和町災害廃棄物処理計画により、災害廃棄物の仮置場の候補地として位置づけられていますが、避難場所としての活用も、議員がおっしゃられる方向で検討してまいりたいと考えております。

今後、緊急避難場所としての指定など、大規模災害時における防災面での新たな活用方法について、防災会議などを通して検討してまいりたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○2番（松本 忍） 多くの住民の皆さんも、オートキャンプ場ではどうかという意見も私もよく聞きます。ぜひ計画をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それと、避難場所としては、この辺、面積も広く、ヘリポート等も容易に設置できるんじゃないかということで、積極的な検討をお願いしたいと思います。

それでは、次に、庁舎建設用地の活用についてお伺いしたいと思います。

この先、令和8年に統合小学校、公立こども園を建設し、このほかの施設の長寿命化が図られると、建設用地への庁舎建設は一体いつになるか分からない

のが現在の状況だと思えます。そこで、この土地の有効活用として、建設のめどで期間を勘案し、定期借地権等で外食産業等に貸出しをしてはどうでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 松本議員の質問に対する答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） この新庁舎の建設用地につきましては、平成24年に新庁舎など公共施設等整備のために多気東部土地開発公社が先行取得いたしまして、現在も管理を行っているところでございます。

新庁舎の建設計画につきましては、基本構想、基本計画を策定したものの、中学校建設、新小学校建設など、他の公共事業との兼ね合いや財政状況などから直ちに建設に向けた進捗は厳しい状況となっております。その一方で、昭和35年に建設された現庁舎の老朽化による耐震課題などからも、早急な対応が必要なことであり、整備方法も含めて継続検討している状況でございます。

ご提案いただきました有効活用につきましては、一つの方策として有効であるとは考えられますが、一方で定期借地権での貸出しは、借地借家法で一般定期借地権では50年以上、事業用定期借地権であれば10年以上50年未満が契約期間かと思われませんが、まずそういった民間需要があるのか、庁舎建設計画が進んだ場合に、計画に支障が出ないかなど、メリット、デメリットを総合的に判断する必要があると考えておまして、当初の公共施設整備のための土地の確保の趣旨も踏まえまして、慎重に判断していきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○2番（松本 忍） 小学校の跡地利用も観点に入れて、長期的な財政計画を行い、庁舎建設が20年以上先になるようなら貸出しも考え、無駄のない効果的な利活用をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

では、この項のまとめになりますが、用途未線引きの明和町にとっては、産業、沿道・住宅促進の各エリアは農業振興区域内に入っていない。それが町の

取るべき姿勢だと思いますが、その考え方についてご答弁をお願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 松本議員の再質問に対する答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 各エリアの農業振興地域との整合性についてのご質問かと思いますが、平成23年に策定いたしました現在の都市計画マスタープランにおける土地利用計画図における産業、沿道・住宅促進が現時点では一部が農業振興地域に含まれている箇所もあるのが現状であると思います。完全に一致するのは厳しいものの、計画策定の趣旨からも、農業振興地域との整合性が図られていることは重要と考えておりまして、現在、見直し中の都市計画マスタープランや今後の特定用途制限地域などの見直しの中では、関係部署とも調整を図る中で整合性を図っていきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○2番（松本 忍） まちづくり対応の部局と、あと農政部局と、より連携を取り合っていただき、よりよい土地利用計画の策定をお願いしたいと思います。

これで、この事項の質問を終わります。

そして、次の質問に移ります。

次に、空き家対策についてお伺いします。

今年4月、生活環境課に「住宅政策係」を設置し、住宅施策に重きを持って進めていただくのは大変ありがたいことだと思っています。今後は、町長がよく言われる「攻めの施策」に重きを置き、特に多くの問題となっている空き家対策に取り組んでいただけると期待しております。

まず、空き家で問題になっているのは危険建物があると思います。今年から取壊しの補助が上限100万円で、その後、住宅の特例の課税が3年間になり、大変活用しやすくなっていくかなと思っています。

それを前提に、所有者が分かっている建物は、その制度を利用して除却を行えばいいのですが、所有者がいないものについてはどのように行っていくので

しょうか。相続人が不明というのは、何親等までを調べて不明と称するのか。
また、不明な場合は、維持管理はどのようにしていくのでしょうか、ご答弁を
お願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 松本議員の質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） まず、相続人が不明の空き家への対応の流れに
ついてお答えをいたします。

議員がおっしゃいます危険建物につきましては、空家等対策の推進に関する
特別措置法、いわゆる空家特措法の第2条で規定する「特定空家等」に当たり
ます。この特定空家等とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく、保安上危険と
なるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適
切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他
の周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある
と認められる空き家等でございます。これは明和町空家等対策協議会で審議
を行った上で、町が特定空家等として認定をいたします。特定空家等として認
定をいたしました後は、空き家の所有者やその相続人を確定するため、空家特
措法の第10条の規定により、固定資産税の課税情報や不動産表記、戸籍等の情
報を調査いたしますが、調査してもなお所有者等が確定できない場合には、第
14条規定の略式代執行により、町が除却等を行うことができます。

また、相続人の調査は、民法の規定により、相続人とされている被相続人
——これは所有者でございますけれども——の配偶者と第1順位の直系の卑属、
こちらは子どもや孫でございますけれども、次、第2順位の直系尊属、父母や
祖父母、次に第3順位の傍系卑属、兄弟姉妹や甥や姪の範囲で行い、その範囲
内に相続人が該当する者がいない場合を所有者等不明とするものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○2番（松本 忍） ということは、甥、姪までがいるかを調べて、それで見つ

からなかったら、もうこの人は相続者がいないということでもよろしいんですね。

ちなみに今年1月に火災の起きた根倉の空き家の具体的な件で教えていただきたいと思いますが、当然、甥、姪まで調べて所有者がいなかったのも、町のほうで火災の際の処分をまず行っただと。それで、次に、まだ残骸はあるかもしれませんが、その土地は、その管理はですね、その間はこれからどのようにしていかれるのでしょうか。

○議長（伊豆 千夜子） 松本議員の再質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） こういった例えば今、根倉地内の火災のあった空き家等につきまして、例えばどういうふうにしていくのかというようなご質問をいただきましたけれども、例えばこの略式代執行の後に、地域の方にとって心配であるのが、やはり跡地の管理ということでございます。こちらにつきましては、例えば先ほど申し上げました根倉地内の特定空家の例で申し上げますと、例えば撤去工事に係る国の補助金の決定が下り次第、撤去工事を開始いたしますが、その撤去が完了しても国の土地として帰属することではございませんでして、亡くなった所有者のままの名義で残ることとなります。

次に、この土地を管理するために、相続財産管理人制度によって家庭裁判所へ財産管理人の申立てを行っていきます。このときに裁判所へ予納金を納めていくという形になりますけれども、こういった場合、相続財産管理人制度にいくまでに、この空き家につきましては、やはり所有者や相続人が本当は適正に管理することが大原則ではございますけれども、今後は建物の倒壊や危険性、周辺環境に与える影響につきまして総合的に勘案する中で、行政代執行をまず視野に入れ対応していきたいと考えております。

なお、この国の空家対策の総合支援事業では、こういった略式代執行や行政代執行とともに補助率5分の2ではございますけれども、国の補助もございません。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○2番（松本 忍） そうすると、大きな残骸の片づけとか、そういう処分は行政代執行して、その後は、財産管理人のほうで日常の管理はしていただけるということでよろしいんですね。それをもって、その財産管理人のほうで、その土地の処分は、競売かなんかで所有者を探すという考えなんでしょうか。そのところをちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 松本議員の再質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 相続財産管理人に移った場合の手法でございますけれども、まず、この相続財産管理人でございますけれども、町から家庭裁判所に向けて、管理人を立てるといったことで申立てを行います。このときに裁判所へ予納金といったものを納めることとなります。この仮に、ある弁護士さんとかが相続財産管理人として認められましたら、この後の財産管理はその管理人が行うことになりまして、この土地の清算に向けて処分、これは土地の買手を探すなどして管理人の報酬や草木の管理費用などに充てるものでございます。

こういった事情によりまして、高額になった場合は、この予納金が返還されないといった場合もございます。また、最終的には、管理人が納めていても、場合によってはその土地が売れずに残ってしまったといったときにつきましては、最終的には国庫に引き継ぐこととなり、手続が完了するといった場合もございますけれども、大抵の場合は、この管理人さんによりまして、次の買手を見つけていただくことが最優先としております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○2番（松本 忍） 分かりました。これからの管理は財産管理人がしていくということで理解いたしました。

それでは、ちなみにですね、今現在、明和町で持ち主が分からない空き家は

何件くらいあるのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 松本議員の質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 議員が持ち主が分からないといった部分につきましては、大体、平成27年度に1回調査をさせていただいております。現在で約300件前後あると思われまじけれども、その1割程度、30件程度かと思われまじ。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○2番（松本 忍） 当然その30件くらいあるだろうということなんですけれども、それに各所有者不明の建物について、当然、財産管理人というのはこれから設定していくのですよね。それをちょっとご確認をお願いしたいんですけれども。

○議長（伊豆 千夜子） 松本議員の再質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 全てが財産管理人に渡すという前に、特定空家に認定をしなければいけないという形になってまいります。現在のところは、その調査の中で所有者不明とはなっておりますけれども、細かく調べていく上で、先ほど申し上げました第4の傍系まで探して行って、本当に見つからないという形であれば、それで危険な建物であれば特定空家に認定した上で、それがお認めいただければ、段階的に財産管理制度へ申し立てるかどうかといった形も、こちらは検討させていただくものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○2番（松本 忍） 先ほど課長のお話を聞きますと、やはりまずは所有者を探す、あるかないかを確認する。そして次の段階で特定空家なのか、一般的な空き家なのかというのを決めていくということですよ。

それを早急にですね、今、結構荒れとるところがありますんで、その辺のところを早急に調査を行い、進めていっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、次に、一般的な空き家について伺いたいと思います。

両親が住んでいてお亡くなりになり、子どもが町外に住んでいて空き家になるケースは、これから急激に増えてくると思います。現在もそのような空き家は数多くあります。今まではどのような対策を講じているのでしょうか。また、自治会から情報を得ているのでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 松本議員の質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） まず、今のご質問のこれまでの一般的な空き家対策につきましては、平成27年度に空き家等の調査により把握をいたしました所有者等へのアンケート、意向等の調査を実施しました上で、そのほか、空き家バンク制度や空き家関係補助金の周知を行いました。この制度への令和4年5月現在の実績につきましては、登録件数のうち物件登録が2件でございまして、利活用等の希望者の登録は3件に増えております。

次に、補助金を活用した除却や活用件数につきましては、同じく令和4年5月現在の累計といたしまして、除却が9件、活用が1件ございました。

自治会との情報共有につきましては、平成27年度実施の空き家等調査の際に自治会から空き家等の所在の情報提供を受けております。その後、情報の更新は行われてはおりませんが、明和町空き家等対策計画の更新時期が近いために、いずれ改めて自治会の皆様に情報提供をお願いする予定であります。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○2番（松本 忍） 町内に300件以上の空き家がある中で、今のところ物件登録が2件で、利活用希望者の登録が3件と、9件が除却、活用が1件ありましたが、全然こうね、全体の数に比べてね、利用されているのが少ないと。

当然そのために今回、新しい係をつくって、対策を行っていただくようになるとは思いますけれども、まず、現在、空き家に草や、庭木がもう繁茂して防犯上悪く、動物や虫などのすみかになり、近隣が迷惑しているのがよく見られております。このような今、対処をしているのですが、現在はどのような対応をしているのですか、ちょっと教えていただきたいとします。

○議長（伊豆 千夜子） 松本議員の再質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 今ご質問いただきました草木の繁茂等への対応でございますけれども、自治会や近隣の住民の方々から町へ通報をいただきまして、町から所有者等へ文書、または電話にて管理を依頼しております。ただし、依頼後に所有者等の対応がなされず、近隣等から苦情が続く場合につきましては、所有者等による適切な管理につながるよう粘り強く指導、助言を行っております。

また、自治会におきまして空き家等への所有者などの連絡先を既に把握されていて、直接、所有者等へ管理を依頼されているケースもございます。自治会が所有者等への連絡先の情報の取得を希望される場合につきましては、所有者等の承諾があれば、情報提供をすることも可能でございます。

なお、この空家特措法により、行政代執行を行う場合には、指導、助言、勧告、命令等の各手続を省くことができませんので、その間に不測等の事態により空き家がさらに危険な状態になるのではないかなどと地域の方も不安を抱かれることにつきましては、そのお気持ちは十分にお察しをできますけれども、行政代執行に至るまでには相応の時間が必要であることをご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○2番（松本 忍） 自治会と空き家の持ち主が話して、自治会管理とか、それだったらもう本当にありがたいことですし、何も問題は起こってこないと思う

んです。ただ、自治会から、近隣から苦情をもらって、それで文書を出す、電話だけというのはなかなかですね、その持ち主にしても緊迫感がないと思うんですよね。やはりせっかくこれ新しい住宅政策係ができたんですから、問題が生じたらすぐ訪問をして、当然、手紙とか電話では、いろんな町の考え方、それで時間等も制限されますし、どのようなことを言っているのかさっぱり訳の分からんことも出てくるんだと思います。やはり対面して言葉を交わし、膝を合わせていろいろ状況なりなんなり、本人、所有者さんに伝えるのが本来の町のやっていくべき手段じゃないかなとは思いますが、これですね、当然、所有者は町内だけではなく、町外、県外もあることですから、これ新しい係ができて訪問する場合は、当然、訪問していただきたいと思います。そのときにいろいろ、出張とかその他、経費がかかると思いますので、この手法についてどのような方法でやっていくか、町長、一遍意見をお伺いしたいんですけども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（伊豆 千夜子） 松本議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） どのような形でやっていくかというのは、いろいろな方法があると思います、いろんなパターンがあると思いますし。やはり手がつけられていない空き家については、やはり町内に住んでいない方というか、町外にもう所有権を持っている方もですね、出ている方のほうが多いと思いますので、危険度とかそういった形の部分も踏まえた中での対応という中で、当然、それは行くというのも一つの手だとは思いますが、何が一番有効的なのかというのは十分検討した上でやっていきたいと思えますし、訪問すべき点があるということであれば、その予算はつけていくという形を取りたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○2番（松本 忍） 先ほども町長の答弁で、必要に応じてはもう当然、対面あ

って、お願いしに行くということで理解させていただきます。

それで、最後の私の質問になりますけれども、質問というか、これは伊勢市の空き家というか、伊勢市に固定資産を持っている方へのチラシなんです。これはですね、ちょっと紹介させていただきますと、空き家等の所有者、管理者の方へということで、空き家等の適切な管理をお願いしますということで、空き家を持っていると、台風等の自然災害により市内の家屋が破損し、周辺的环境に悪影響を及ぼした事例もありましたので、定期的な点検をよろしくをお願いしますと。空き家の適切な管理の例は次のとおりですと。屋根、窓、窓ガラス、ドアの破損を修繕する、定期的に庭木の剪定や雑草の除草をする、敷地内のごみ、落ち葉の清掃を行う、蜂の巣が発生した場合は除去をする、町内や近隣の方々に連絡を伝え、問題が生じた場合は連絡を取れるようにしておく。上記の管理が難しい場合は業者に依頼するなどですね。また、空き家の管理不足が原因で通行人や近隣の建物に被害を与えてしまった場合、損害賠償請求など、管理責任を問われることがありますというようなことをですね、このようなチラシが伊勢市に固定資産を持っている方全員に、税金の納付通知と一緒に配送されています。これは空き家対策局と税務局が連携を取り合い、このようなチラシを入れているんで。これは大変重要な啓発の一つだと思います。

これから明和町のほうでこれを参考に空き家の掘り返したときの重大さと認識を深めていただくために、このようなチラシを配ってはどうでしょうか。ちょっとこの辺、町長、こんな考え方はどうですか、お考えを聞きたいと思えます。

○議長（伊豆 千夜子） 松本議員の質問に対する答弁、よろしいでしょうか。

生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 一応ですね、もうちょっと簡単なチラシではございませんけれども、広報めいわとかのほかにも、一応、毎年固定資産税とかに税務課のほうから配っていただく、一緒に併せた中で、そういったチラシも簡潔なものを入れさせてもらっておりますけれども、特に今年度からにつきまし

ては、補助も内容もさらに、空き家の解体とかそういった内容についても、さらに制度的には有利になってきておりますので、今後またそういったチラシも、中身を含めた上で配っていけるかどうかといった形で、いろいろ他課とも連携しながら検討していきたいと思えます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○2番（松本 忍） これは後で課長にお渡ししますけれども、こういうことも、隣の伊勢市さんもやってみえますので、誠にこの見やすいんですね。参考にして、また明和町のほうでも各課連携して取り組んでいただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で松本忍議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。10時30分までお願いします。

（午前 10時 15分）

（午前 10時 30分）

○議長（伊豆 千夜子） それでは、休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 中井 啓悟 議員

○議長（伊豆 千夜子） 3番通告者は、中井啓悟議員であります。

質問項目は、「第1期再編小学校等建設に向けて」「ウイズコロナ・アフターコロナにおける教育保育」の2点であります。

中井啓悟議員、登壇願います。

（12番 中井 啓悟議員 登壇）

○12番（中井 啓悟） おはようございます。

議長より登壇の許可をいただきましたので、通告のとおり質問させていただきます。

1点目として、先ほど町長の行政報告にもありましたが、令和8年4月に開校を予定しております（仮称）明和町立第一再編小学校における基本構想の考え方と5月12日に行われた住民説明会について質問させていただき、2点目として、ウイズコロナ・アフターコロナにおける教育保育の取組についてお聞きいたしますので、よろしくお願いいたします。

では、1点目の第1期再編小学校等建設基本構想における考え方及び今後の取組についてお聞きいたします。

令和3年6月に策定された「明和町小学校区編制に係る基本計画」は、小学校及び放課後児童クラブ、幼稚園、保育所の将来における町全体の整備計画が示され、本年3月に策定された「第1期再編小学校等建設基本構想」は、第1期で再編される小学校整備に関する基本的な考え方や方向性を示したものと理解しております。

この基本構想では、文部科学省の取組で「2050年に向けたカーボンニュートラル達成に向け、学校の脱酸素を目指し、環境に考慮したエコスクールを推進する」とあり、これに伴う学校ZEB化の資料が添付されております。ZEB化とは、アルファベットのZ、E、Bで表記され、ネット・ゼロ・エネルギー

一・ビルの略称で、エネルギー負荷の抑制、自然エネルギーの積極的活用、効率的な設備システムの導入などにより、大幅な省エネ化を実現しかつ再生可能エネルギーを導入し、年間の1次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目的とした建築物を意味します。

全国的に見ても、学校ZEB化を導入している自治体はあまりないようですが、基本構想に資料添付されている以上、第1期再編小学校のZEB化導入を検討されているのだと思います。ZEB化による建設コストと、これに伴う国の補助金との比較及び供用開始後のランニングコストによる投資回収年数はどれくらいなのか、また、省エネルギーの効果試算なども分かる範囲で結構ですので、お聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 中井啓悟議員の質問が終わりました。これに対して答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 本年3月に策定しました「明和町立第1期再編小学校等建設基本構想」では、基本理念を「地域とともに 未来の可能性を広げる新しい時代の「学び舎」」とし、この基本理念に基づき、4つのコンセプトが定めております。その1つである豊かな心・健やかな体を育む「学び舎」づくりの中の1項目として、脱炭素社会の実現に貢献する「環境学習の生きた教材」にもなる「学び舎」づくりと記しております。

これにつきましては、令和3年度末に文部科学省から通知が出された新しい時代に学びを実現する学校施設の在り方についての中で、今後の学校施設の整備の留意点として、目指すべき5つの姿の方向性が示されました。それを大いに参考にしてきたところでございます。

その5つとは、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現、イメージとしては、1人1台端末環境に対応した机を配置するとか、多様な学習を展開できるような教室環境の整備、ラウンジ、そしてスタジオ等々、そのあたりも考えていく必要があるかなというふうな事かなと思います。

2つ目は、新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現ということで、まさしくコロナから学ぶということになるのかなと思うんですが、トイレの洋式化でありましたり、手洗い設備の非接触化等々も考えていってほしいということなのかなと思います。

3つ目、地域や社会と連携・協働し、ともに想像する共創空間、ともに創り上げる空間を実現、これはイメージとして、他の公共施設との複合化、共用化等々も進められるような建物ということなのかなと思っています。まさしくCSに向けて、コミュニティスクールに向けての大切な部分なのかなと捉えております。

4つ目が子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現ということで、イメージするに、やはり教育の場とともに避難所としても、防災機能の強化、それには強靱な校舎の建設等、このあたりをイメージしてもらうためにこれは示されたことだと思っています。

そして5番目として、その中の1つにも掲げられているのが脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現、これを推進するための断熱化でありましたり、日差しの遮蔽、設備機器の高効率化、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入といった国が推進する学校施設等整備に係る方策を念頭に置き、環境教育の場となるような整備を進めるもの。この環境教育の場の整備の念頭に置く、国が推進する学校施設等整備に係る方策として、学校施設のZEB化が掲げられていることから、目指す方向性を意識する参考資料として添付させてもらったところでございます。

ご質問のZEB化の建設コストと国の補助金との比較などの数値的なものにつきましては、担当課長のほうから説明いたします。

○議長（伊豆 千夜子） 小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） まず、ZEBには4つの区分けがございます。1つ目がZEBですけれども、これは全体のZEBと同じ呼び方ですので、よくネットZEBと呼ばれることが多く、ここでもネットZEBと呼ば

させていただきます。ほかに、N e a r l y Z E B、Z E B R e a d y、Z E B O r i e n t e dの計4つの区分がございます。それぞれの条件を簡単にご説明をいたしますと、ネットZ E Bは全体削減率が100%以上かつ省エネ削減率が50%以上、N e a r l y Z E Bは全体削減率が75%以上かつ省エネ削減率が50%以上で、Z E B R e a d yは省エネ削減率が50%以上、Z E B O r i e n t e dは省エネ削減率が40%以上となります。

国の補助金につきましては、文部科学省の補助金におきまして、省エネ削減率が50%以上のZ E B R e a d yを達成する場合は8%の単価加算が行われる財政支援制度が今年度から設けられております。Z E B R e a d yを補助対象としているのは国の地球温暖化対策計画でのZ E Bの実現が平均でZ E B R e a d y相当を目指すとしていることからと考えられます。

次に、Z E B化による建設コストにつきましては、経済産業省、国土交通省、文部科学省、環境省等で設置をされておりますZ E Bロードマップフォローアップ委員会においてまとめられましたZ E B設計ガイドライン（Z E B R e a d y学校編）というものから、学校施設のZ E B化について、Z E B R e a d y施設を整備した場合のみの概算費用の比較効果が出されております。そこでZ E B R e a d yをした場合、増額率が約8%という試算結果が出ております。文部科学省のこの加算率8%も、これを根拠にしているものだと思います。

次に、ランニングコストによる投資回収年数については、議員もおっしゃっていたようにまだ導入事例が少ないということ、また、光熱水費の変動があるということから、調べた範囲ではデータとして示されているものがございました。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） ランニングコストについての資産効果、まだまだ想像の

範囲になるかと、その試算というのが困難なのは分かるんですけども、建設費とZEB化に係る費用はおおよその試算、計算はできると思います。大体めんどとして8%の補助があるとはいえ、多額の建設費が必要な事業であるため、客観的に判断できる数字があるのが望ましく、現状ではちょっと説得力に欠けるのかなと感じます。

また、ZEB化の学校導入事例を調べたところ、岐阜県内の中学校1校のみで、実用的ではない数字が示されており、先進的なことへのチャレンジには一定の理解をいたしますが、ZEB化による建設コストを補助金が上回ることは考えにくく、町財政が厳しい中において、恐らく持出しになるのかなと思います。

対して、本年3月15日に開催された小学校適正配置等調査特別委員会において、町長から、昨今の社会情勢による建築資材、建設コストの上昇などにより、再編小学校の規模を縮小せざるを得ない場合もある旨の回答がありました。これについては、中学校建設時の頃からも価格高騰に意識をして取り組んでいたくよう、議会から再三、お願いをしてきましたが、考えておられたのか。建設コスト上昇による規模縮小はあるかもしれないが、ZEB化による建設費アップはいとわないというのが教育施設に対する今の明和町の考え方なのか。未来を担う子どもたちのため、施設の充実を第一に考えるべきだと思いますが、これらを踏まえ、ZEB化を検討するに至った経緯と考え方をお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問が終わりました。

小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） 中井議員からのご心配をいただいております建設コストですけども、これに大きく影響する部分が床面積でございます。個人住宅などでもそうだと思いますけれども、一般的には床面積を抑えることが建設コストを抑える最も効果的な方策であると考えられます。

教育環境につきましては、中井議員と同じく、子どもたちを第一に考えてい

ることには変わりはありません。最適な広さを確保すべき普通教室や特別教室はしっかりと面積を確保する一方で、諸室の配置などを工夫し、極力デッドスペースをなくし、会議室や多目的室など、共用できる部分とか既存施設で代用できる部分を従来の発想にとらわれない創意工夫でスペースを有効活用できるように私どもも考えてまいりますし、これから提案を求める民間のノウハウやアイデアを最大限生かした創意工夫あふれる提案を期待するところでございます。

今後は、建設をいたしますこの新しい「学び舎」に、またこの明和町の教育に魅力を感じていただき、明和町に住みたいと思っていただいて、人口増加、ひいては財政力の向上、明和町の活性化につながることを期待をしておるものでございます。

学校ZEB化を検討するに至った経緯でございますけれども、建設基本構想にも載せておりますけれども、まずは2050年脱炭素社会の実現に向けて学校施設の省エネルギー化や再生エネルギーの導入等の積極的な推進が一層求められており、エコスクールの取組を進化していくとともに、ZEB化の取組を推進していくことが環境負荷を軽減するだけでなく、環境教育の活用や地域の先導的な役割を果たすという観点からも重要であると、国が推進しているということがございます。

ただ、中井議員がおっしゃるように建設コストとの兼ね合いがございます。環境面に配慮した整備を行っていく中で、環境面の最高レベルとしての学校ZEB化があり、これは意識をしておるものですが、今回の建設は学校ZEB化が最大の目的ではなく、脱炭素社会の実現に貢献をする環境学習の生きた教材になる「学び舎」をつくって、豊かな心・健やかな体を育む「学び舎」をつくり、地域とともに未来の可能性を広げる新しい時代の「学び舎」をつくるのが最大の目的であると考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） 今、建設コスト高騰による新小学校の施設を縮小せざるを得ない財政状況という話と、国の脱炭素社会の実現に向けた方針とをてんびんをかけ、それを人口2万ちょつとの一自治体がどれほどまでに意識しなければならないのか。有効的な床面積縮小など、デッドスペースをなくすなどでのコストダウンを図ることと、建設コスト高騰による縮小せざるを得ないという町長の発言とは、全く意味の違う別の話です。

ある自治体において、これは三重県内なんですからけれども、ZEB化導入が検討事項に上がったが、導入するとなると、その仕様に合わせた複雑な設計になるために費用がかさむ。また、ランニングコスト、改修費用などが予測でしか立てられないため、費用対効果も机上の空論でしかない。以上を踏まえて、大手企業と地元企業とのJVでの工事を採用し、ZEB化を断念したという経緯があるそうです。

社会情勢による建設コスト上昇により規模を縮小せざるを得ない可能性がある中、国が掲げる方針にどこまで沿っていくのか。今の明和町、何より子どもたちにとって最善の選択をしていただくようお願いいたします。

では、次に、5月12日の住民説明会において、説明会資料に添付されていた学校ZEB化の説明がなく、おおよそ半分の時間がCS、コミュニティスクールの説明になっておりました。現段階においてコミュニティスクールの説明が必要なかもしれませんが、コミュニティスクールは学校供用開始後がメインであり、まずは建設に係る説明、それに至る経緯の説明などが必要だと感じます。資料が添付してあるのになぜ説明をしなかったのか、その理由をお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 中井議員の質問に対する答弁、小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） 5月15日に開催させていただきました第1期再編小学校等についての説明会につきましては、幅広い世代から約50名の方にご参加をいただきました。教育施設の整備には、ハードとソフトの両輪

が大事と考えております。今回、ソフト面の話としまして、地域と最も関わりが深い取組でありますコミュニティスクールのお話、説明をさせていただいたところがございます。また、ソフト面ではCSと並びまして、メインの取組として考えております小中一貫教育も進めていくというものでございました。

ご質問の学校ZEB化の説明がなかったのはなぜかというご質問ですけれども、当日は脱炭素社会の実現に貢献をする環境学習の生きた教材になる「学び舎」づくりというご説明はさせていただいておりますし、先ほども申し上げました脱炭素社会を目指す最高レベルとして、学校ZEB化を意識をしておるものとして参考資料はつけさせていただいたということで、今回、何度も申し上げますけれども、今回の建設は学校ZEB化が最大の目的ではなく、地域の未来の可能性という新しい時代の「学び舎」をつくることが最大の目的ということで考えておるものがございます。

この実現に向けまして、中井議員をはじめ議会の皆様、また町民の皆様のご理解、ご協力をお願いするものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） 先ほどいただいた答弁において、国の脱炭素社会の実現に向けた、それに貢献する新しい「学び舎」づくりの説明をした、イコールですね、これがZEBの説明であった。だから、説明をしていなかった。そしてそれを参加者が理解しているであろうとの意味合いで理解させていただきましたが、参加者に理解していただいたと思っているんだろうなと思うけれども、これはどのように判断されたのかというのがちょっと疑問です。

国の方針を念頭に置き推進していくという思いがあるのであれば、この複雑なZEB化の説明をするべきで、一般的に考えて、我々が説明会だとか講習に参加した際に、添付されている資料の説明がないのは不親切だと私は感じます。最高レベルのスーパーエコスクールに位置づけられるZEB化を導入しなかつ

たからといって、国からの罰則などありませんので、明和中学校のようにエコスクールプラスというものを選択する手もあります。

ZEB化を否定するものではありませんが、補助金を上回る建設費がかさむ試算が出た場合においてもZEB化を進めていくのか疑問が残りますが、チェック機関の一員として、この件については今後もしっかりと勉強させていただきます。

では、次の質問をさせていただきます。

ウイズコロナ・アフターコロナにおける教育保育についてお聞きいたします。

2020年初旬頃より新型コロナウイルス感染症の流行が始まり、はや2年以上が経過しております。子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発せられる中、一斉休校やその後も続く外出の自粛、学校行事の中止や延期、縮小など、子どもたちにとって非常に制約の多い生活を送らせることになりました。

不安やストレスを感じ、健康障害、社会性などの非認知能力の低下、生活習慣の乱れなどが指摘されておりますが、児童生徒及び教職員に対する心のケアなどへの取組は実施されているのかお聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 中井議員の質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 児童生徒及び教職員の心のケアのために、1年を通じまして全ての学校にスクールカウンセラーを派遣しております。昨年度の相談延べ件数は275件、対象者の内訳は、児童生徒130件、保護者71件、教職員73件、その他1件でございます。

このうちコロナに関する、コロナのみの件数は1件ということでございました。ただ、コロナも含めまして相談件数は多く、また、この結果から児童生徒のみでなく、保護者や教職員も悩みを抱えていることが分かり、その支援としてスクールカウンセラーの役割が大きいと考えます。

また、児童生徒が生活の中で抱えております諸問題の解決のため、スクールソーシャルワーカーが週3日、学校を訪問しまして、児童生徒、保護者、教職

員と面談を行っております。個々の課題に応じ、他の機関と連携しながら心のケアや悩みの解決等に取り組んでおります。

それから、新型コロナウイルスに対する情報共有につきまして、教育委員会と小中学校、幼保施設との連携はもとより、保護者への情報伝達につきましても、個人情報の取扱いに注意をした上で、マメール等により迅速かつ丁寧に行いまして、不安の解消に努めております。

それから、児童生徒のタブレットの持ち帰りによる本人、家庭との連絡調整やケアにも努めておるところでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） 1年を通して全体で275件の相談があり、コロナのみでは1件とのことですけれども、その中には表面化しないコロナストレス、悩みなどもあるかと思えます。

少し大きい話になりますが、アメリカでは2021年12月、国家的な非常事態として、メンタルヘルスに関して、国家の危機として、十分認定できる危機的な状況にあると発表しており、コロナの2次災害として、メンタルヘルスが危機的レベルにあることは、あの大国が認めるまでになりました。

子どもたちや保護者、教職員がストレスフルにならず深刻化する前に、今後も様々な方法でのケアに努めていただくことをお願いいたします。

また、毎年実施されているQ-U調査についても、マストな効果を発揮できるものと考えますので、その結果にも注視して子どもたちのストレス変化を見逃さないよう併せてお願いいたしまして、次の質問をさせていただきます。

児童生徒及び教職員の感染予防対策と対応についてお聞きいたします。

町が発信されているSNS等からの情報によると、子どもたち及び教職員の感染が後を絶ちません。

日本小児科学会の委員会が新型コロナウイルスの子どもへの感染に関する調

査を全国規模で実施し、その結果がまとめられました。これによりますと、全国の小中高校などが昨年3月から政府の要請を受けて一斉に休校となったが、休校中と本格的な学校再開直後の子どもの主な感染経路は、両親など家庭内であったのが学校再開後はそうではなく、教員らからの感染が増えていたとのデータが出ております。具体的な数字といたしましては、再開前の学校内感染の割合が4.2%だったのに対し、再開後は8.4%、特に教員などの大人からの感染が再開前の0.2%から4.1%とおおよそ20倍になっているようです。

県は、社会的調査として、県内の教育保育施設など、子どもに関わる約1,800施設で勤務する職員約3万人に対し、2週間に一度のPCR検査の実施を行っております。これは、本人や施設長の判断に委ねられる部分もあるとは思いますが、町として、ウイズコロナ・アフターコロナにおける教職員及び児童生徒に向けた感染しない、させないための自覚を促す啓発啓蒙を含めた感染予防対策及び対応はどのようにされているのかお聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 中井議員の質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 明和町の小中学校の児童生徒及び教職員の感染者数は、三重県のまん延防止等重点措置が解除になりました3月6日以降も続きまして、令和4年4月から5月の2か月で約80名、6月10日現在で84名となっております。学校現場では依然、コロナウイルスが猛威を振るっておる状況であります。

ただ、学校生活における学校内での感染につきましては、ほぼないように捉えております。保健所から陽性者に対する校内での濃厚接触者を指定されることは、現在のところありません。また、4月以降、学級閉鎖を行った学校もありますが、学級内での蔓延が想定されてということではありません。陽性者が複数発生したとかということにより、文科省のガイドライン等に基づいて閉鎖をしているということがございます。内容については、家庭内感染、または感染不明も含めまして、休日や下校時の活動等、日常生活における感染が多いのではないかと考えております。

感染予防対策としまして、毎日の検温など、健康観察を継続して実施をしており、本人はもちろん同居家族の風邪症状があった場合も出席を控えるよう呼びかけております。同じ学級内で複数人の感染者が確認された場合は、速やかに学級閉鎖を行い、感染拡大を防いでおります。また、感染しているかどうかの不安を払拭し、ご本人とご家族の安心のため、状況によっては児童生徒の抗原定量検査を実施しております。

議員が言われました県の推進する教職員の社会的調査としてのPCR検査につきましても、県の意向を踏まえまして町教育委員会も推進をしております。ただ、本人の判断に委ねられる部分もございますので、この推進もしながら、別途、教職員用に抗原検査キットも配布をしまして、感染予防に努めておるところでございます。

このように感染予防対策を講じながら、一方ではウィズコロナとして学びを継続していく必要がございます。児童生徒の下校後の教室のアルコール消毒の実施、体育や音楽、家庭科の授業などでは特に感染対策に留意しながら、そのときの感染状況等に応じて内容を考えた授業をしております。児童生徒には、給食の際の黙食、手洗いの徹底を呼びかけるほか、下校後の過ごし方についても学校だより等を通じて、保護者を含め感染しない、させないという意識づくりを行っているところでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） 児童生徒にはね、感染しない、させないためのと言われたんですけども、教職員に対するソフト面ですね、啓発啓蒙対策という部分については答弁なかったように感じたのですが、校内感染はほぼないとのことで安心させていただきました。

物理的な対策、対応を実施することによって、それが啓発啓蒙などのソフト対策にもつながっていくとの認識をさせていただきますので、今後も気を緩め

ない先手の対策をしていただきますようお願いいたします。

では、次に、子どもたちのマスク着用についてお聞きいたします。

昨年以降入学した子どもたちは、コロナのない本来の学校生活がどういったものなのか分からないまま日々を送っており、国が推奨しているマスクの着用も義務であるかのように当たり前になっております。

政府は、5月18日に保育・幼稚園児や未就学児のマスク着用について、推奨を見直す方向での検討に入りましたが、マスクによる健康被害の報告もある中、クラブ活動、体育授業、登下校時など、これから夏に向け、マスク着用に係る子どもたちへの指導対策はどのようにしていくのか、ガイドラインなどはあるのかもお聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 中井議員の質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） マスクの着用につきましては、5月20日に厚生労働省から「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」が公表されまして、5月23日には、「政府における新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されたところです。

これらを受けまして、5月24日に文部科学省が「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」を公表いたしました。この内容は、特にこれから夏季を迎えるに当たりまして、学校生活における児童生徒等のマスクの着用について改めて留意する点についてまとめられたもので、各学校ではこれに基づいて指導対策を行っております。

マスク着用についての内容としましては、基本的な感染対策を徹底していくこと。屋内での活動について、基本的にマスクを着用すること。屋外での活動はマスクの着用は必要がないことなどがまとめられております。これからの季節は熱中症の心配もあるため、熱中症対策を優先し、マスクを外すよう指導します。ただし、マスクを外した場合は人との距離を確保するなどの指導を行います。

こういった内容は、これまで学校が取り組んできております熱中症予防対策

と大きく変わるものではございませんが、マスク着用についての留意事項が改めて示されたことから、各学校から保護者へは文書やメールでこの内容を配信し、周知を図っております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） このマスクの件は、私もこれ通告させていただいてからもう大きく変わってきてまして、6月11日、先週の土曜日ですかね、中日新聞にあったんですけども、文科省は学校生活でのマスク着用については、熱中症対策を優先することを徹底してほしいということで、小中高校での体育の授業や運動部活中、登下校時は児童生徒にマスクを外すよう指導することを求める通知を全国の教育委員会に出したとのことで、同日ですかね、10日に大阪の福島区の学校で17人の子どもたちが熱中症だろうというようなことで、新聞に取り上げられておりました。

このようにですね、コロナウイルスも怖いんですけども、熱中症は瞬間的に命に関わるような重症化になります。発達や健康、学習意欲や登校意欲にも影響が出るとの報告もある中、特に小学校低学年層は暑い中でもマスクをするのが当たり前、しないと駄目だというふうに思っている子どもたちもいるようなので、マスク着用については学校間の統一を図っていただいて、また、保護者との共有を図りながら、臨機応変で適切な指導をしていただくようお願いいたします。

本日は、ZEB化と心のケア、マスクなどについて聞かせていただきました。ZEB化とシステムがよく似ている環境に配慮した一般住宅対応のZEHのゼッチというものがあります。大手ハウスメーカーでは標準化したり、CMに折り込んだりしておりますが、設計の段階で一定能力のあるエアコンや太陽光パネルなどの製品指定があり、設備費用、設計費用の増加になり、中小企業の建設事業者では、施主が強く希望した場合には施工するとのことですけれども、

現在の経済状況の中では、業者側からはあまり勧めないということも聞きます。

自分のお金を使って住宅を建てる場合において、補助金を大きく上回る出費があれば、予算の中で建てられる仕様を通常は選択をします。そのため導入事例は少ないとのことでした。

また、岐阜県内の中学校の一例を出しましたが、ZEB化を取り入れた中で落葉樹を植樹したとのこと、先日、テレビにも取り上げられておりました。新しい国の取組でもあり、注目を集めますが、落葉樹と言え冬には葉が落ちるので、その清掃の手間や費用にかかわらず、設計時点から建設に関わるもの、そしてまた先ほど言った葉っぱのように、目に見えない運営後の費用も必要になってくるものと思います。

何度も言いますが、社会情勢による建設コストが高騰しているから規模を縮小しなければならない、でも、高額のコストがかかるZEB化はするのでは、教育施設への考え方としては本末転倒だと私は考えます。一番に優先すべきは、子どもたちにとって学校施設規模が削られることなく、有効的で不自由のない規模で建設されること、その上で国の補助金、補助率内で収まるのであれば大いに結構ですが、無理にする必要がないのであれば、補助率2.5%のエコスクールで十分であると考えます。

また、心のケアについては、長期化しているマスク生活の中で、子どもたちの間でも互いの表情が見えにくく、些細なトラブルが増えていることも聞きます。気持ちをうまく言葉に出せない、SOSを自分から発信できないなど、コロナ禍でなくても心のダメージは外からは見えません。私自身、これまであまり注目はしていませんでしたが、Q-U調査などの結果を有効活用しながら、ストレスに対する子どもたちと教職員との認知のずれを少しでも改善し、豊かな心・健やかな体を育てよう、学校・学級運営をお願いいたします。

また、マスクの着用については、校内感染や目の届かない登下校時などにおいて、先生たちが責任を感じる場所があるものと思います。しかしながら、マスクにより表情が見えにくいということは、熱中症や体調不良も感じづらく、

読み取りにくいということでもあります。子どもたちが無理をし過ぎることのないよう、教育現場において適切な配慮をお願いいたします。

治療薬の開発、ワクチンの4回目接種も進みつつある今、コロナを無駄に怖がることもなくなってきましたが、真摯に慎重に取り組んでいただくこと、重ねてこれから夏本番を迎えますが、町民の皆様、また執行部の皆様におかれましては、くれぐれもご自愛いただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で中井啓悟議員の一般質問を終わります。

質問者が交代いたしますので、質問席の消毒を行います。しばらくお待ちください。

6番 下井 清史 議員

○議長（伊豆 千夜子） 4番通告者は下井清史議員であります。

質問項目は、「新小学校建設に係る今後の取組」「ふるさと納税について」の2点であります。

下井清史議員、登壇願います。

（6番 下井 清史議員 登壇）

○6番（下井 清史） 議長より登壇の許可をいただきましたので、本日は、新小学校に係る今後の取組とふるさと納税について質問させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

初めに、新小学校建設に係る町財政と建設コストについてお聞きいたします。

現在、ロシアによるウクライナ侵攻や新型コロナウイルスにより世界情勢が変化する中、半導体不足や燃料費の高騰が発生しており、建築資材費、建設費も例外ではありません。

このような社会情勢を踏まえ、当初の校区編制計画時と現在の設計費用ほどの程度差があり、幾らくらい必要なのか、今後の見通しも含めお聞かせください。

また、昨年に行われた住民説明会において、現在の6校と再編した場合とを比較し、年間1億円程度、学校運営に係る費用のコストダウンが図れるとのことでしたが、現在ではどのように捉えているのかもお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 下井議員の質問が終わりました。これに対して答弁願います。

教育長。

○教育長（下村 良次） 第1期再編小学校等の整備につきましては、昨年6月に策定いたしました「明和町小学校区編制に係る基本計画」に基づく第1期整備として行うものであります。本年3月には、その理念や施設整備のコンセプト、必要な諸室やスペースといった施設整備に係る基本的な考え方、方向性等を示す「明和町立第1期再編小学校等建設基本構想」を策定し、今年度は事業者選定を行う計画でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、そして、本年2月にはロシアによるウクライナ侵攻の影響も加わり、町では何ともし難い世界規模の不確実性が高まっており、原油価格、物価高騰などの影響による建設コストの増加が大変懸念されるところでございます。

下井議員からいただいた質問、その中で、今後の建設費用の見通しや、そしてその考え方及び現在の校区編制による学校運営費の比較につきましては、担当課長から説明をいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） 建設費用につきましては、市場の動向や県内外の他の自治体の状況を参考に明和町の計画規模に換算するなどをしながら見込みを立てております。市場では、建築需要や景気の動向等により、毎年度変動しており、近年は継続して増加傾向にあるようです。これらの状況を

参考に、町では昨年6月に基本計画を策定した時期は、概算費とし40から50億円程度を見込んでおりました。しかし、その後も増加傾向は続いており、今年になってからはウクライナ情勢が増加傾向を加速させる中、他の自治体では同規模換算で50億円を超えるものや60億円近くの事業費を計上する自治体もごさいます。

今後、8月を目標に議会へ事業費予算を計上させていただき予定でございませうけれども、理事者や財政部局と慎重に検討していきたいと考えております。

現在の社会情勢の中、一定の事業費増加は致し方ないと考えております。町としましては、全体事業費も注視すべきところではございませうけれども、特に財源について意識をしております。本事業費の主な財源は、国の補助金、起債及び一般財源でありまして、町の実質負担を減らすためには、補助金を少しでも多く受け入れ、起債についても将来的に交付税として戻ってくるような起債を少しでも多く活用できるようにすることが重要だと考えております。

また、その他の財源確保策につきましても、例えばご賛同いただける方からのご寄附やふるさと納税、クラウドファンディング、また、国・県等の物価高騰対策などにも期待をしておりますけれども、あらゆる可能性を模索し、少しでも町の実質負担を減らせるように努めていきたいと考えております。

次に、現在の校区編制による学校運営費の比較についてお答えをいたします。

現在の6校の小学校をそのまま継続する場合と基本計画に沿って再編した場合との学校運営に係る費用の比較につきましては、一昨年、令和2年10月から11月にかけて行いました「明和町小学校区編制に係る基本計画」の策定に係る第2回目の説明会において説明をいたしております。一定の条件の下で試算をした結果として、今後60年間で比較をした場合に、トータル60億円の削減が見込まれることから、平均すると年間1億円程度の削減が見込まれるというものでございませう。このときの試算のときの条件設定と現在と変わっている主な点としましては、2点が上げられます。1点目が修正小学校の閉校年度が試算当時は令和6年度ということでございませうけれども、現在は令和4年度と2

年早まった点。2点目が第1期再編小学校の開校年度が試算時は令和7年度で、現在は令和8年度と1年遅れた点でございます。

これらを含めて考慮いたしますと、比較の観点から申し上げますと、削減効果はその当時とさほど変わっていないと考えております。

また、閉校後の維持管理費につきましては、試算のときには町負担として考えておりましたが、町ではなく、どこかの民間に管理をしてもらえれば、その分、町負担が減り、またより効果が得るものと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

下井議員。

○6番（下井 清史） 他自治体の事業費について、同規模換算で60億円を計上している自治体もあるとのこと。また、統合小学校での学校運営費が1998年に法改正された鉄筋コンクリート建築物の耐用年数である60年間での換算で60億円のコストダウンができるとの答弁をいただきました。

2011年から昨年、2021年までの建設費はおおよそ30%程度上昇しているとのデータもあり、世界情勢が不安定な中において、建設市場の先行きは不透明です。働き方改革などによる建設期間の長期化、建設現場における労務単価の継続的な上昇、建設業界の人手不足、売手市場の加速、企業のコスト吸収限界からの価格転嫁など、今後さらなる建設期間の長期化とコスト高騰が懸念され、令和8年の開校が遅れること、また、運営コスト上昇も十分考えられます。

これらを踏まえ、新小学校建設に今進めていくべき時期なのか、立ち止まって考え直す時期なのか、多額の血税を使うという意識を常に持ち、新鮮な情報をキャッチしながら最善の選択をしていただくよう要望して次の質問に移ります。

さきに中井議員の質問でも少し触れておりましたが、3月15日に開催された小学校適正配置等調査特別委員会において、コロナにおけるニューノーマル様式や建築資材、建設費の高騰を鑑み、新小学校施設の規模を縮小せざるを得

ない場合もあるとの町長からの発言がありました。財政難も理解いたしますが、第一に子どもたちのためとの思いにならないのか、その発言に当時は耳を疑いました。

中井議員の質問は、ZEB化との兼ね合いについての質問でしたが、私からは、町長がおっしゃられた新小学校施設の規模を縮小した場合、将来を担う大切な子どもたちを育てる十分な教育環境をつくれるという根拠がどこにあるのかをお示しくください。

○議長（伊豆 千夜子） 下井議員の質問に対する答弁、小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） 教育環境につきましては、下井議員と同じように子どもたちを第一に考えていることに変わるものではございません。

先ほどの中井議員の質問の答弁と重複する部分もありますけれども、教室です、必ず最適な広さを確保すべき普通教室や特別教室は十分確保した上で、諸室の配置を工夫するとか、デッドスペースをなくすとか、会議室とか多目的室の共用できる部分、また、既存施設で代用できる部分などもいろいろこう本当に今までの発想にとらわれずに創意工夫で考えていき、スペースを有効活用できるようにしたいと私ども考えております。

また、今後、提案を求めていく民間にも、この民間ノウハウ、アイデアをさらに生かした形でいい提案を期待しているものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

下井議員。

○6番（下井 清史） デッドスペースをなくすとか、創意工夫や有効スペースの活用などをしていくというのは当然のことであり、3月の特別委員会で町長が回答した建設コストの上昇などの話の流れからの「縮小せざるを得ない」という発言の真意とはイコールではないと思います。面積の確保はしていただけるとのことですが、新しく建設し、今後数十年子どもたちを育む教育施設となります。町の懐事情で子どもたちの大切な場所が削られることなく、不自由の

なく利活用ができるようお願いいたします。

次に、昨年行われた住民説明会において、P F I 方式を取り入れていく予定であるとの説明がありました。その時点で一部の方から、P F I 導入は厳しいのではないかとの意見があり、執行部として把握されていたのかと思います。その後、導入可能性調査を実施し、その結果、当初、執行部が取り入れ予定であったP F I 方式ではなく、デザインビルド、いわゆるD B 方式を選択されました。

多額の税金を使つての大規模事業を進めていくという意識はされているとは思いますが、なぜ変更したのかという詳しい説明を町民の皆様を最優先に実施すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊豆 千夜子） 下井議員の質問に対する答弁、小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） 昨年の5月に行いました「明和町小学校区編制に係る基本計画」の策定に係る説明会におきまして、計画の基本方針、9つございまして、その中の1つとしまして、第1期再編小学校の建設手法、事業手法について掲げております。近年の厳しい財政状況の中、より経済性や効率性を求めて、P P P やP F I 等の民間活力を活用した方策を探っていくと説明をさせていただいております。

昨年6月に基本計画を策定した後は、「第1期再編小学校等の建設基本構想」の策定に入るとともに、並行しまして、事業方式の検討に入りました。基本構想にも記載をしておりますけれども、事業方式は従来方式、P F I 方式、D B M方式、D B 方式の4つの方式を軸に検討を進めてまいりました。簡単にそれぞれの手法の違いを説明いたしますと、まず、従来方式とD B 方式は施設の維持管理を含まない方式で、D B M方式とP F I は施設の維持管理を含む方式でございます。

また、発注方式では、従来方式は設計と施工を別契約で行うものに対し、D B、D B M、P F I は設計・施工契約を一括で行うものでありまして、また、D B MとP F I は、これに維持管理の契約を含んだものになります。また、資

金調達の面でいえば、従来方式、DB、DBMは補助金や起債や一般財源という方法で、町が行うものに対しまして、PFIではSPCと呼ばれる民間の特別目的会社を設立しまして、SPCが金融機関から借り入れるという形が一般的でございます。町は、このSPCに対して提供されるサービスの対価として、毎年資金を支払うという形になります。

今年の3月15日に行われました第10回小学校適正配置等調査特別委員会におきまして、建設基本構想及び事業方式の最終案としまして検討してきた結果、現時点では最も経済性や効率性が高いと考えられるDB方式でいきたいという説明をさせていただきました。

改めてになりますけれども、DBとは、デザインビルド方式と呼ばれ、デザインの頭文字のD、ビルドの頭文字のBからDBと呼ばれております。設計・施工一括発注方式とも呼ばれており、文字どおり設計と施工を一括で発注するものでございます。設計段階から施工面の技術やノウハウを設計に取り入れることで、コストの縮減はもちろん、特に工期短縮に効果を発揮しやすいというメリットが期待できるものでございます。

今回の調査では、維持管理を含めるPFIやDBMにおいては、収益事業の可能性に期待をしておりました。もちろん子どもの活動に支障がない範囲においてですけれども、民間のノウハウを生かして収益事業との複合化ができれば、その収益をSPCの運営経費や施設の維持管理費へ還元できるのではないかとという考え方でございました。

しかし、民間事業者の調査の結果は、採算性の面等から総合的に見て、収益事業を行うことは難しいというものでございましたので、現時点の最適なものとしてDB方式を選択をした次第でございます。

3月の特別委員会で下井議員からもご意見いただき、その後、5月15日には第1期再編小学校等についての説明会を開催させていただき、そこでも策定しました建設基本構想及び建設事業方式についてのご説明をさせていただきました。また、そのときにもお知らせをしましたが、今回の説明の内容も含めて広

く小学校区編制及び跡地利用等に関しましてお話をさせていただき出張座談会のご案内を昨年からさせていただいております。今後も可能な限り、多くの町民とお話をさせていただければと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

下井議員。

○6番（下井 清史） 小学校は子どもたちとともに地域に根づいて歴史を育んでいく施設でもあるので、小さな情報でも、出張座談会を可能な限り開催し、情報発信を努めていただくようお願いいたします。

また、事業方式については、執行権者が判断されることではありますが、これまでのあまり計画性が見えない町の学校施設維持管理の経過を鑑みると、DBM方式での維持管理を含めた一括発注も視野に入れた取組を進めていただくことを併せてお願いいたしまして、次の質問に移ります。

新型コロナウイルスの蔓延や現在の世界情勢も踏まえる中、教育委員会、行政執行部も、今後やむを得ない方針の変更が起こり得るものではと考えます。改めて初歩に立ち返り、再編の有無も含め抜本的な見直しをすることも考えていく必要があるのではないのでしょうか。町長、教育長、見解をお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 下井議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 今、下井議員も心配していただいておりますように先行きが本当に不透明で、予測が困難な中ではありますけれども、その中だけに、やはり臨機応変な対応を迫られることも出てくるのかなとは思っております。したがって、あらゆる情報をしっかりと収集しまして臨んでまいりたいと思っております。

そんな中で、また議員の皆さんにも相談に乗っていただくような場も出てこないかなと思っておりますので、どうぞよろしくお話をしたいと思っております。

それから、これまで長い年月、期間をかけまして、様々な場での協議、そし

て検討を重ね、手続を経て、昨年6月に策定いたしました「明和町小学校区編制に係る基本計画」でございます。それに基づきまして、小学校区の再編を現在も進行中で進めておるところでございます。本計画の趣旨は、やはり津波、あらゆる災害に対応していくこと、少子化対策、そしてまた、老朽化した施設への対策ということで、様々な対応により、明和町の子どもたちのために安全・安心でよりよい教育環境を提供するというものでございます。

先ほども申しましたが、現在の情勢を踏まえた上で、今の小学校区編制の基本的な考え方に沿っての小学校区編制、そしてまた、安全・安心の教育環境を備える令和8年度の第1期編制小学校の建設と開校、このことにつきましては、心を引き締めてしっかりと進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

下井議員。

○6番（下井 清史） 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法案が2021年2月2日に閣議決定され、2021年から5年をかけて、一クラス当たり35人に引き下げていくこととなりました。今後もこの動きは進んでいくと見られ、一クラス30人学級どころか20人になっていくことも示唆されており、今後、学校建設を考えている自治体は、これらを視野に入れた取組を進めていくべきだと思います。情勢の変化では計画を曲げられないとのことですが、子どもたちや町民の皆さん、民間企業などは、情勢の変化を捉え、柔軟な対応をしております。町の計画事情ばかりを優先し、立ち止まるのをおそれ、視野が狭くなり、子どもたちや町民の皆様が求めているもの、必要なものを見失わないよう注意してください。今後、明和町行政が時代に取り残されないよう、柔軟な姿勢で計画の推進を図っていただくよう要望して、次の質問をさせていただきます。

では、ふるさと納税の運用状況と今後の取組について質問をさせていただきます。

ます。

初めに、ふるさと納税について、大まかな全国と明和町の状況、併せて返礼品割合や使途内訳についてもお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 下井議員の質問に対する答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） ご質問いただきましたふるさと納税につきましては、現在、全国的にも拡大をしております。令和元年度で約2,333万件、寄附金額で約4,875億円でしたが、令和2年度には3,488万件、約6,724億円と大幅に増加しております。三重県におきましても、令和元年度は23万1,000件の58億9,000万円でしたが、令和2年度には約35万1,000件、約85億円に伸びております。これはふるさと納税の制度の認知度がさらに向上したことによるものと思われまます。

明和町におきましては、令和元年度5万9,484件、約12億1,000万円でしたが、令和2年度には7万8,364件、約15億円となり、2年連続県内1位となりました。しかし、令和3年度も依然好調でしたが、寄附額では約12億3,000万円と、前年を下回る状況となっております。返礼品につきましても、平成28年度の28品目から令和3年度には約250品目に増加しておりまして、令和3年度の寄附額に占める割合では、お米が51%、肉が36%、その他海産物とウナギが1%、その他が12%となっており、さらなる拡大に向けて取り組んでいるところでございます。

寄附金の使途内訳につきましては、指定なしが約38%、福祉・健康が25%、教育・文化が20%となっております。

また、実際の寄附金の使途につきましては、令和3年度では約3億5,000万円の寄附金を活用させていただいておりまして、福祉・健康では保育所の改修や緊急通報システム経費など、教育・文化では中学校の図書購入や小学校備品購入など、産業振興では6次産業化助成や漁港の修繕など、目的に応じて活用させていただいておる状況でございます。この状況は、町のホームページにも掲載しておりますので、また後ほどご覧いただければと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

下井議員。

○6番（下井 清史） 答弁いただいたように全国規模の寄附推移を見てみますと微増になっておりますが、明和町は徐々に減少しております。今後の対策はどのように考えておられるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 下井議員の再質問に対する答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 今後の取組についてでございますが、大きく3つの柱を考えております。1点目は返礼品の品数の拡大と新返礼品の開発などによりまして寄附の拡大を目指すところとともに、返礼品事業者の方に少しでもメリットが生まれることを期待しております。2点目にはふるさと納税サイトを昨年度の4サイトから11サイトに順次拡大できるよう、現在進めております。全国の新たな寄附者層の獲得に向けて取り組んでいるところでございます。3点目は企業版ふるさと納税の推進で、企業からのご寄附により町の課題解決に向けた事業を進めるため、取組を強化していきたいと考えております。昨年度は1事業者からご寄附をいただいております、引き続き拡大に向けて様々な機会を通じましてアピールをしていきたいと考えております。

いずれにしても、寄附拡大により町の活性化につなげるとともに、明和町をより多くの方に知っていただけるよう、関係者と連携しながら取組を進めていきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

下井議員。

○6番（下井 清史） 令和2年12月議会においてもふるさと納税について質問させていただきましたが、当時の回答同様に真新しい取組はないように感じました。返礼品、納税サイトの拡大や掲載手法、企業版ふるさと納税などが取組の柱になることは理解いたしますが、視点を変え、今後は寄附の使い道にも工

夫をしていくということが必要かと思えます。これを踏まえ、以前、予算委員会において他の議員からも質問が出ており、令和2年12月議会の一般質問において聞かせていただいたように、寄附金の使い道が明確にされていないのかと思えます。どのように使われたのか、具体的にお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 下井議員の質問に対する答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 寄附金の使途をより分かりやすくするべきではというご質問もいただきました。

明和町におきましては、先ほどありました福祉・健康、教育・文化、産業振興、環境・緑化、斎宮跡、地域づくりボランティアとコミュニティー、その他の7つの使途と指定なしの8つからご選択いただくこととなっております。ご寄附いただきました貴重な寄附金を有効に活用するため、様々な事業に活用させていただいておりまして、このふるさと寄附制度の趣旨からも、寄附金の使途内容は公開することが望ましいと考えており、先ほども申しましたが、その内容は町のホームページで公開しているところでございます。

しかし、やや見づらいこともあり、新たな寄附者様の獲得のためには、ご指摘いただきましたとおり、使途を見やすくお伝えすることが重要と考えており、今後も検討していきたいと考えております。

また、以前から議会等でご質問いただいておりますが、クラウドファンディング型のふるさと寄附はより使途目的を明確にすることができることから、全国からご賛同いただける方を幅広く募集することが可能であると考えておりまして、こちらについても引き続き検討していきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

下井議員。

○6番（下井 清史） クラウドファンディングの検討など、寄附拡大に向けた新しいチャレンジの取組と成果に期待するとともに、寄附の使い道において、医療従事者を主とした新型コロナウイルス対応に従事しておられる方々への支

援など、新たな使途項目の追加なども検討していただくよう要望させていただき、次の質問に移ります。

ふるさと納税と観光との連携についてお聞きいたします。

現在の返礼品では、お米の希望が多いですが、米は明和町の基幹産業でもありますので、米どころ明和としてアピールしていくなど、その他の返礼品も含め観光との結びつけをして明和町を宣伝していったらどうでしょうか。あわせて、寄附拡大に向け、町内イベントや各祭りなどで事業者と協力し、PR活動を行っていくという取組も進めていっていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（伊豆 千夜子） 下井議員の質問に対する答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 観光との連携に関して、返礼品のお米についてもご質問いただいております。

先ほどありましたように明和町は約1,600haが水田がある米の産地であります。お米の返礼品としても現在4事業者が協力をいただいている状況でございます。

引き続きお米自体の返礼品のほか、例えば米の加工品、農家民泊ツアーや擬草紙、御糸織などの特産品などとのセット化など、新しい取組を実施していきたいと考えております。また、町内には様々な観光資源があり、伝統の祭りやイベント等も開催されており、連携した取組については、町外からの来場者などの程度いるイベントなのか、また、それぞれの特色を生かしてどのような取組ができるかなど、観光部署や事業者など、PR活動についても連携しながら検討を進めていきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

下井議員。

○6番（下井 清史） 返礼品と観光の結びつけの取組について、農家民泊、御糸織、擬草紙などがある旨の回答をいただきましたが、返礼品とどのような結

びつけをした企画であるのか、利用者数はどの程度あるのか、利用者の感想はどうだったのかお聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 下井議員の再質問に対する答弁、斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（日置 加奈子） 斎宮跡・文化観光課からご質問にお答えさせていただきます。

返礼品として、農家民泊、御糸織、擬革紙につきましては、今のところ全体に対しての取扱件数は少なく、ご意見も特には頂戴しておりません。

どのような企画か、ということにつきましては、伝統工芸品の御糸織、擬革紙については、今はそれを使用した商品を発送するという形ですが、農家民泊につきましては、明和町に実際お越しいただき、宿泊をしていただくものとなっております。

今後につきましては、伝統工芸品の制作体験など、その他、体験型の商品開発について研究しながら、さらに明和町の魅力について広く発信していく方法について考えていきたいと思っております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

下井議員。

○6番（下井 清史） ちょっとふと感じたので、明和町には海もあるので、今後は漁業体験やマリンレジャーを楽しんでもらうような企画を入れてみてはどうでしょうかね。ちょっとご意見のほうを聞かせてください。

○議長（伊豆 千夜子） 下井議員の再質問に対する答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 海を活用した、例えば漁業体験とかマリンレジャーというご提案をいただきました。ふるさと納税の返礼品としては様々なものを考えておられていまして、全国的にも体験型といったものもすごく最近では上がっております。ぜひせっかく貴重な海がある明和町でございますので、観光部署をはじめ関係機関といろいろ協議する中で前向きに検討して

いきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

下井議員。

○6番（下井 清史） これから本格的にいろいろ企画していただく段階であるとのことですが、ふるさと納税は最初に企画した自治体の早い者勝ちのような要素もございます。企画自体が当たる、当たらないは別として、取り組んでチャレンジしていくことが大切で、何もしないゼロからは何も生まれないので、早期の取組をお願いいたします。

また、民泊においては、既に来ていただいている観光客がおられ、実施数が少なくても意見を聞くことはできますし、ヒントがあることもございますので、これに限らず、ふるさと納税全般に係る積極的な取組をお願いいたします。

本日は、新小学校に係る今後の取組とふるさと納税について聞かせていただきました。松阪市では、6月9日に行われた第8回松阪市学校規模適正化に関する検討委員会において、中間案での答申において、1学年1学級以上、1学級20人程度という基準が明記されました。現在の明和町では35人を想定しておりますが、新型コロナウイルスなどの感染症や社会情勢を鑑み、全国的に見てもこれからの学級規模は人数縮小の方向に向かうと思われ、同時に学校面積は広々とした開放的な建物が望ましいと示しているものだと考えます。

改めて、新統合小学校の必要性という根本的なところも踏まえ、大人の事情第一ではなく、子どもたちが主役である学校運営を進めていただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で下井清史議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

昼食のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

午後は1時からよろしく申し上げます。

(午前 11時 50分)

(午後 1時 00分)

○議長（伊豆 千夜子） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き開議を開きます。

8 番 田邊 ひとみ 議員

○議長（伊豆 千夜子） 5番通告者は田邊ひとみ議員であります。

質問項目は、「ジェンダー平等の取り組み・自分で選べる生き方」「学校給食から考える子育て支援と食の安全」の2点であります。

田邊ひとみ議員、登壇願います。

(8番 田邊 ひとみ議員 登壇)

○8番（田邊 ひとみ） 通告に従いまして質問を行います。よろしくお願いたします。

「大したことじゃない」「言っても変わらないと思っていた」「でも、もう黙らない」、一人一人の勇気と声なき声が集まって、社会や政治を動かしております。日本共産党は、ジェンダー平等を願う全ての皆さんに心から連帯をいたします。

本日、まず最初に、ジェンダー平等関連の質問を行います。

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女共同参画社会基本法をはじめとする法律や取組が進められつつあります。しかし、世界経済

フォーラムが毎年12月に発表する各国のジェンダーギャップ指数で、日本は153か国中121位。健康については40位ですが、教育は91位、経済は115位、政治については144位と遅れております。

SDGsの目標に「ジェンダー平等を実現しよう」というものがございます。目標の一つではございますが、SDGs全ての項目、その根底にあるのがジェンダー平等であると指摘をするご意見もあり、私もそれに賛同いたします。

男女共同参画、Gender equalityは、英語を直訳するとジェンダー平等の意味を持っております。このジェンダー平等という言葉、自分は男にも女にも当てはまらない、このように思っている方も含め、生きやすい社会をつくろうという思いが込められている言葉だと考えております。

性が男性・女性だけでないということを考えるようになってから、この男女共同参画の「男女」の表現に違和感を覚えることもございます。また、このようなご意見に出会う機会も多くなりました。私自身も、話を伺うと確かに「男女」という表現が果たして今の社会に合っているのかどうか、そういう思いもしております。

そこで、まず1点目、多様な性に対して、男女共同参画の「男女」という表現が今の社会にそぐわなくなってきたのではないかという、そういう思いもございます。これについて、明和町の見解、お伺いをしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊ひとみ議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（世古口 哲哉） 田邊議員のほうから、男女共同参画における「男女」という表現がそぐわなくなっているのではないかというご質問であります。

議員おっしゃるように、「男女」といった表現につきましては、これまでの男女という社会的な概念から一歩進み、最近ではジェンダー平等といった観点により、多様な性別を認め合うという認識がされ始めてきているところであります。

明和町では、現在、「第3次明和町男女共同参画基本計画」を策定予定でありますけれども、今回の計画の題名につきましては、男女といった表現に限定をせず、多様性を踏まえた上でどういった名称にしていくのかを策定委員の皆さんの意見もお聞きしながら、相談もしながら、どのような名称がいいかを検討していきたいと考えているところです。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

田邊議員、再質問はございませんか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） ただいま、町長のほうから非常に前向きな答弁いただきました。本当に期待をしたいと思います。

先ほども私も言わせていただきましたが、ノンバイナリーとって性別が男女どちらにも当てはまらない、そういう性自認の方や、その日によって、そのときによって性自認が変わると、そういう方もいらっしゃる、そういうことも私伺っております。そういう多くの皆さん、たくさんの方が一緒になって生活できる社会をつくるために、前向きな検討、よろしく願いいたします。

続きまして、子どもたちのジェンダー平等に関して質問を行います。

昨年12月議会の一般質問で、私、校則などの質問行っておりますけれども、そのときに中学校の制服について見直しの方向性を持っている旨の答弁をいただいております。子どもたちの意見も取り入れて、より子どもたちの思いに沿った制服の形を決めていくと、この発言、こういうことは大変歓迎されることだと考えております。

そこで、まず制服について伺いをします。制服などの指定品などについて、文部科学省の見解として「学校における通学用服等の学用品等の適正な取扱いについて」ということで通知がされているかと思うんですけれども、この学用品、制服を含めて保護者の経済的負担が過重なものにならないようにということがここに書かれております。

制服も含め指定のものを購入すると、入学前にそれなりの高額のお金が必要

で、そこから通学用の自転車、また部活動の用品でプラスというふうに、かなり経済的な負担があるというのが実際のところだと思っております。

就学援助を受けている世帯には入学の準備金というものが支給されていると聞いておりますけれども、あくまで援助ということで全部は賄い切れないのではないかと思います。

そこでお伺いします。経済的負担軽減という点から見て、今後の制服の在り方というものの、それについての考えをお伺いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 質問が終わりました。

答弁願います。

教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 経済的負担軽減の観点から見た制服の考え方につきまして、明和中学校では令和5年度から新しい制服の導入を予定しておりまして、この見直し検討の中で、現在の制服よりも安価で、洗濯など管理がしやすいものを検討しております。

議員が言われましたように、就学援助させていただいているご家庭には、入学準備金として6万円を支給し、負担の軽減を図っております。制服があることで、学校生活用の服をたくさん購入しなくてよいといったメリットもあり、制服の指定が経済的負担の軽減につながるのではとも考えております。

また、中学校のPTA活動では制服のリユースをしており、卒業生に制服の寄附をしてもらい、新入保護者説明会で案内し、サイズを見て合えば無料で持ち帰りいただいております。毎年およそ20件から30件の方が希望され持ち帰りされている状況で、制服だけでなく、ジャージや体操服も対象とのことでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） ただいま、令和5年から新しい制服ということの検討

をされているということ、伺いました。

安価で洗濯しやすいというものを選んでいただきますよう、子どもさんの声もしっかりと聞いて決定をしていただきたいと思います。

また、制服のリユース、これ、私の娘が中学生時代の頃にもそういうのがございました。利用される方もあったということも聞いております。

ですけれども、また新しい制服になった場合には、その切替え時点とか、そういうところでもいろんな問題も出てくると思いますので、そういう部分の対処はよろしくお願ひしたいと思います。

そして、制服の話が出ましたので、ちょっと一度お聞きをしたいのは、制服に関して考えてみましたところ、中学生らしい服装、こういうことが世間でよく言われておりますけれども、そういったものはどういった服装というふうに認識として捉えられていらっしゃるのか。

例えば、制服を着て外見が中学生の姿をしていれば中学生らしいというのかどうか、そういう点について少しお伺ひをしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の再質問に対する答弁。

教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 中学校では、学校のルール等で中学生らしいといった表現はしておりません。ですが、入試など面接の際に、制服の着方で判断や評価がされることもあります。

服装や身だしなみは日頃の習慣が大切だと考えておりました、客観的に見て社会通念上適正な服装、着方を日常的に指導していきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 入試等改まった席での服装というのは、やはり私たちもこうやってスーツを着させていただいたりしているんですけれども、そのシーン、シーンのものはあると思います。そういう社会通念上の教育というのは

きっちりと、マナーとか、そういうのはしていただきたいと思います。そういう部分では私も賛同させていただきます。

そこで、改めてお伺いをいたします。中学校の制服に関して、ジェンダー平等の視点も含めた制服の形、これを考えていくことが必要であると考えております。

現在、男子生徒の詰め襟、女子生徒のセーラー服、これに関しましても、いろいろと全国的に意見があるようでございます。性別で固定をしない選択制の制服導入というのが昨今の動向で、明和町でもこのように考えられているんだろうなと思っておりますけれども、生徒主体の制服の在り方を考えるという観点、大切だと考えております。この観点から、どのようなお考えを持って制服のことを考えておられるのか、順に伺っていききたいと思います。

まず1点、確認をさせてください。現在の制服の注文を行う際、男子用、女子用として区別をして注文が行われているのかどうか、少し確認させてください。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の再質問に対する答弁。

教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 現在の状況といたしまして、全体に対して指定の学生服とセーラー服をご案内しております。どちらを選ぶかということはお任せをしております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） いろいろ調査をしてみますと、やはり男子用、女子用というような注文の取り方をしているところもあると聞いておりましたので、確認をさせていただきました。

今のところ個人の選択に任せるということ、これは生徒さんのことを考えてのお立場だということが分かりました。これは本当に安心をいたしました。

ですけれども、今現在、学生服、詰め襟の制服、女子生徒のセーラー服、やっぱり社会通念上、こっちが男子、こっちが女子と、こういう社会的な考えは根強く残っております。

そういう中で、次の質問に入っていきたいんですけれども、文部科学省より「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」という周知資料が2016年に発表されて、現在の全国の学校では服装や髪型、トイレなどの対応、その幅を広げているところだと聞いております。

それに合わせて明和町もぜひとも対応していただきたいと考えるんですけれども、それに合わせまして、学生服メーカーも時代の流れに合わせたアンケート調査を行っております。その中で、小学校、中学校、高校におけるLGBTQの生徒児童の把握状況については、小学校ではLGBTQの児童がいるというのが10.9%、中学、高校では32%、高校になると31%を超えております。また、中高一貫教育学校では36%と増えて、全体を見ても3割弱、28.7%の子どもさんが多様な心の性を持っていると、こういう調査がございます。全ての子どもたちが心身ともに健康に、そして安心して暮らせる学校となる、こういう配慮が必要なんではないかと考えております。

さて、制服に関してなんですけれども、新たなことを始める際には、デザインや価格、機能性など、様々な意見、要望が寄せられることと思っております。

御存じの方も多いと思うんですけれども、2021年の春より、鳥羽市の中学校では、式典などの特別な日を除いて制服の代わりに着用できる準制服として某メーカーの商品、これが採用されております。

現在、明和中では、ふだんの授業のときはジャージで過ごしているという形でございます。制服は式典や試験のときなどに着用されるだけで、ほとんど着る機会がないために、せっかくの制服なんだから、もっと着る機会があってもいいのではというご意見もあります。また逆に、ほとんど着る機会のない高価な制服、必要なんでしょうかと、そういうご意見もございます。

一般的に、ふだんから制服で過ごす学校に関しては、制服は高価なもので買換えのハードルが高い、これが課題ということでございます。日々の着用による傷みに加えて、成長期にある中学生では、3年間でサイズが大きく変わるといこともございます。できれば、買い換えたいと感じている保護者の方が多かったと、これが準制服を導入した学校の校長先生の話でございました。

そこでお尋ねをいたします。新しい制服を検討する際に、ふだんから制服を着用して学校生活を送ることへの考え方、またこのように安価な準制服、こういうものの導入についてどのようなお考えを持っておられるか、答弁を願います。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問が終わりました。

答弁をお願いします。

教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 式典などの際に制服を着用するようにすることはありますが、ふだんの学校生活では制服でもジャージでも可能としております。ふだんから制服を着用することもできますが、ジャージが機能的に動きやすく、また着替えをする更衣室もないことから、ジャージを活用することが多いというふうに考えております。

先ほども申し上げましたが、新しい制服の導入を検討中で、安価で利用しやすく、管理しやすいものを考えております。例えば、男女ともブレザーにし、現行のズボン、スカートも使用できるように、また在校生は新しいものを買換えなくていいように、現在の制服も使用できるようにというような形で考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） ただいまの答弁で、新しい制服に関して柔軟な対応ができるような、そういうところも考えていただけるといところも答弁をいた

できました。

また、私も自分が中学生だったら、ジャージで学校行くのはすごく楽なので、本当に助かるなという思いも持っております。ですけれども、今の答弁の中で更衣室がないというような答弁、聞かせていただきました。今の中学校、更衣室がなくて体育のとき着替えるのが難しい、そういう状況なのかなと判断をさせていただきます。

これ、やはり中学校、明和中、新しく建設されたばかりなんですけれども、この更衣室がないというのは問題点とか、何かそういう事情があったのか、それだけちょっと答弁願います。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問に対する答弁。

教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 教室の中では、更衣室を十分に取るというだけのスペースを確保するというのはなかなか難しい部分がありまして、現在のところは更衣室ではなくて、トイレとか、そういうところで着替えているというところでございます。なかなかスペースの確保が難しいと。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 中学校建設のときには、私もちょっと議員の仕事しておりませんでしたので、細かい事情というのが分からないんですけれども、いろんな計画の変更等もあったのかなと想像もしております。ですけれども、まあ令和5年から新しい制服に替わっていく、着やすい制服になるということ、制服で通いたい子どもさんというのも当然出てくるんじゃないかなと想定します。

そういう部分に対しまして、やはり更衣室、思春期に入ってくる子どもさん、どうしても必要だと思うので、そういうことも念頭に置いて、今ないところを何とかせいと言っても難しいので、制服を替えていくという中でそういうこと

も想定された、ちょっと一度計画というか、検討をしていただきたいと思います。これ、ちょっと余分な質問になってきますので、要望としてさせていただきます。

続きまして、質問を続けてまいります。

先ほども少し答弁にありましたけれども、制服を検討する際にブレザーの制服にするとか、小学校のように自由服で中学校生活送るということも選択肢に入るのではないかとということでお伺いをいたします。

私自身、毎日着る服を考えなくていいという気軽さ、これが本当制服のメリットであると思っております。また、制服の値段とかクリーニングの手間など、これがデメリットだとも考えております。子どもさんたちの考えやそれぞれのご家庭の意見から、先ほども言いました、制服をなくしてもいいんじゃないか、こういうご意見があったり、逆に制服はあったほうがいいんだと、こういうご意見も伺っております。

その中で、今回は選択肢を広げるという観点から質問をさせていただきます。多様な考え方がございますけれども、それを網羅していくために自由服、小学校のように自由な服を着ていくということを認めることも検討の一つではないかと感じております。

また、いきなりの自由服というのはハードルが高いということなので、先ほども少し答弁ありましたけれども、男女の区別のないブレザーを上羽織る、その下は自由服で行く、そういうようなことも選択肢であったらいいのになと、こういう保護者の方からのご意見も伺っております。

そこで質問です。ジェンダー平等や経済的な負担、機能性を重視して、中学校でもブレザーだけ指定にする、また自由服で過ごせるよう検討していくことは、選択肢としてあるのかどうか、これをお伺いしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の再質問に対する答弁。

教育課長。

○教育課長（菅野 亮） ブレザーの導入は検討しておりますが、自由服につき

ましては、やはり保護者の経済的な負担が増すのではないかと。それから、いつも同じ服しか着られない場合の、そういう子どもの精神的な負担、そういうことも考慮しまして、自由服の導入ということは考えておりません。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 自由服ということに対しては、検討はされないということでもよろしいですね、今現在のところ。現在、子どもさんの意見というのいろいろ聞かれていると思うんです。その中で、今の子どもさんは、今在校されている子どもさんはそういう意見かもしれませんが、何年か先になったらまたいろんな意見出てくると思うんです。そういうときにはしっかりと子どもさんの意見聞いていただいて、いろいろと検討もされること、これも要望しておきます。

私も先ほど言いましたけれども、もういろんなご意見がございます。全国的にいろいろ議論をされているというところもございます。特に、制服にしましては、ブレザーだと下がスカートはくというところで、男子生徒がスカートをはくということが今世界でいろいろ検討されている点がございます。

2020年10月には、カナダの東部のケベック州のところで、モンリオールの男子生徒がスカートをはいて登校していたら、学校のほうでいろいろと問題があって、それに対して、どうして男子がスカートはいたらいかんのやということで、男性生徒がスカートをはいて抗議をしたと。

また、女子生徒のスカートの短さについて、女子生徒に対して、男の子たちの気が散るじゃないかと、その短いスカート。それで女子生徒を指導したそうです。ですけども、それに対して男子生徒が、女性の責任じゃないと、これは男子生徒がそういう視点で女生徒を見るからいけないんだと、反対に男子生徒からそれをおかしいんじゃないかと声が上がったと、そういうことも起こっております。

また2021年6月には、スペインでやはりスカートをはいて登校した男子生徒が退学の処分を受けております。そのときには、それを知った男性教師の皆さんが学校への抗議としてスカートをはいて教壇に立ったと、そういうこともございます。そのときには、SNSに「#服に性別はない」と、こういうことでその地域でかなりムーブメント広がったと聞いております。

そういうときに、ノンバイナリー、性別が男女どちらにも当てはまらないという人のご意見として、スカートという制服というのはただの布地であると、スカートは女性だけのものではないと、パンツ、ズボンが男性のためだけのものではないのと同じだと、そういう意見を出しております。

性の多様さを認める当たり前の社会、これから必要になると、こういうことも念頭に置いて、今後の制服等考えていただきたいと思っております。

続いて、性と生殖に関する健康と権利、リプロダクティブ・ヘルス&ライツ、これの関連で、包括的な性教育についてお尋ねをしたいと思います。

私たち日本共産党は、包括的性教育と性に関わる政策提案を行ってきております。

まず、お伺いをいたします。「包括的性教育」とはどのようなことを指すのか、答弁を願います。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の質問に対する答弁。

教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 包括的性教育についてでございます。

生殖器官や妊娠についての知識の教育だけでなく、性交、避妊、ジェンダー、人権、多様性、人間関係、性暴力の防止なども含めた、人権尊重を基盤とした性教育のことを「包括的性教育」というふうに言われております。

自らの健康、幸福、尊厳への気づき、尊厳の上に成り立つ社会的性別関係の構築、個人の選択が自己や他者に与える影響への気づき、生涯を通して自らの権利を守ることへの理解を具体化できるための知識、態度を身につけることを目的としております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） ただいま説明をいただきましたように、包括的性教育、特に女性、性と生殖に関する健康と権利、これは今まで、これまでの時代、どうしても女性、妊娠、出産、結婚、そういうものは男性の都合によって、いつ妊娠をして、出産をして、何人子どもを産むか、そういうのは男性の都合であったり、社会の都合であったりにもものすごく左右をされてきた。反対に、また子どもを産まない権利、予期せぬ妊娠で産めない子どもでも、それを言い出せなくて、我慢我慢して結局出産をしてしまう。せざるを得ない。それで子どもが育てられない、そういうことで悲惨な事件につながるとか、そういうことにもつながってきた。そういう時代の流れの中で、女性として自分の生き方は自分で決める、そういう流れがこの性と生殖に関する健康と権利という形で、今世界中に広がっております。

その中で、私たちは子どもの年齢や発達に即した科学的な包括的性教育を公教育に導入することを訴えております。避妊、中絶も女性の権利であること、そのために医療水準を上げることや社会的な偏見や刑法の内容等の見直しの廃止など、幾つかのことを求めています。また、国際セクシュアリティ教育ガイダンス、こういうものがあるんですけども、これに基づいて世界各国の性教育を参考にしながら、日本での包括的な性教育を根づかせていこう、こういう取組を行っております。

今世界から見て、日本の性教育、非常に遅れていると言われております。

2020年度から2022年度までのこの3年間、性犯罪、性暴力対策の集中強化期間として、文科省と内閣府、連携をして、「生命（いのち）の安全教育」、このための教材と指導の手引を作成してきております。その準備期間を踏まえまして、文部科学省が推進する「生命（いのち）の安全教室」が2023年度から本格的実施をされる予定でございます。取組の対象は、就学前の幼児、小学生、

中学校、高校、大学、特別支援教育、こういう子どもさんたちが対象となっております。

子どもたちや社会に、命の尊さや自分を尊重すること、相手を尊重すること、傍観者にならないことなど、メッセージを発信し続けること、これが重要であるということで、この取組をされております。ですけれども、この取組なんですけれども、性暴力や性犯罪対策という視点でしか位置づけられていないと、このように考えております。性教育という観点が非常に弱いのではないかと考えております。そして、またそれが指摘もされております。

今の政府の限界、そして問題点、これを超えまして、包括的性教育として必要な内容をつけ加えた「生命（いのち）の安全教室」、人権を尊重する教育の実践、からだの権利教育、こういうものを作っていく必要があると考えております。

これまで、先ほども言いましたけれども、日本では性教育、タブー視をされてきた面がございますが、この数年で子どもたちの本当、今の現実が科学・人権・自立・共生の性教育、これが包括的性教育、こういうものを必要としているのではないかとわれております。明らかになってきております。

子どもと保護者にとっての必要な学びと、要求となっている権利としての性教育を根づかせるためにも、子ども・青年の学習権の保障を目指したいと考えております。

そこでお伺いをします。ジェンダー平等を進めていく上でも、包括的性教育、学校教育の中に位置づける取組をしていただきたいと考えます。答弁をお願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の質問に対する答弁。

教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 文科省では、10年ほど前からジェンダーを含めた包括的性教育を導入しております。明和町の学校でも、5年ほど前からはこの包括的性教育のほうに定着をされてきております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 明和町では、5年前からこのような包括的性教育も取り組まれているという答弁ございました。

ですが、私、ここ持ってきた新聞もあるんですけども、この新聞の子どもさんに性教育を勧めている方は、本当赤ちゃんから性教育やるべきではないかと、そういう主張をされていらっしゃる方がおります。というのは、小さな子どもさん、まず女の子とします。4歳にもなるとおむつも取れて、おしめも取れて、1人でトイレに行くということが可能になります。そうすると、やはり性犯罪に巻き込まれるということがあります。

やはりそういう子どもさんたちのためにも、幼児から性教育というものを、その年齢に応じた性教育というものをしていく必要があるのではないかと、そういうことがこの新聞にも書かれているんですけども、子どもたちに生きる知恵として、幼児期から性について学んでいく、話をしていくということが必要ではないか、このようなご意見なんです。

体の発達具合や性の自己決定、これも小さい頃から悩まれている人がたくさんいらっしゃいます。プライベートゾーンやプライベートパーツ、命の誕生や命の大切さ、思春期から始めていたんでは間に合わないのではないかと、こういう考えでございます。また、思春期になると、もう本当に実際に悩みを抱えている真っ最中だと相談ができない、手遅れになってしまう、こういうことも指摘をされております。

ですので、これは要求として、要望として言わせていただきますけれども、子どもさんの発達段階に応じた包括的な性教育、これをぜひとも明和町で考えて進めていただきたいと、そのように感じております。

そこでお尋ねをいたします。現在、明和町で行われている包括的性教育、どういうものがあるのでしょうか。

また、都道府県や市町で性教育の手引、こういうものをつくっているところもあると聞いております。これが明和町にあるんでしょうか。そういうことをちょっと答弁願いたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の質問に対する答弁。

教育課長。

○教育課長（菅野 亮） まず手引ですが、明和町独自の性教育の手引というものはありません。三重県のほうでもないようです。

ただ、三重県が個人的な人権を解決するための学習の推進をしております、その中の一つとして性の多様性についてが位置づけられております。

明和町でも、体の仕組みなど身体的なものに特定しない教育について、人権教育の一つとして取り組んでおります。主な取組としては、三重県にE L L YというL G B Tの団体がありまして、共同で学習を進めております。各学年に応じた学習をしております、小学校低学年であれば授業や行事の中で一緒にゲームやダンスをしたり、一緒に触れ合うことで学んだり、高学年や中学生になると講義をしてもらったりと、授業参観で保護者とともに学ぶ機会を設けたりもしております。これは児童生徒だけでなく、教員への研修も行っております。そのような状況でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。

年齢に応じていろいろされていると思うんですけども、やはり具体的な性教育という形で、避妊の勉強を産婦人科の外部の方に講師に委託したりとか、そういうこともやっていただきたいと思います。

また、明和町としてはそういうガイドがないということで、私も調べてみたんですけども、三重県では四日市が教師に向けてのものを何年前につくっているというのが出てきました。あと東京都とか、そういうところがやっ

ると。それで、三重県のそういうガイドのところも見てみました。

そういう部分で、今現在そういう指導的なものというのがあるんですけども、それが反対にいろんな他方面の性教育の抑制になっていないかということをお心配しているんですけども、そのあたり、どうお考えになるでしょうか。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の再質問に対する答弁。

教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 三重県も作成しないという状況の中で、文部科学省の指導上の留意点などを基に現在指導しております。

それで、人権教育の一つとして取り組んでいる内容について冊子がありまして、全国に配布して、その中のワークシートに性の多様性という単元があって、必要に応じて使っています。

ですんで、抑制にならないようにということも、ちょっと質問いただきましたけれども、手引としては三重県もつくっていない状況の中で、町独自で作成というのは難しいので、今後指針とかが出ましたら、その基になるものに従って検討していきたいというふうに考えます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。もう抑制にならず、ちょっと広がっていくような性教育していただきたいと思っております。

そこで、先ほどもちょっと申し上げたんですけども、性の多様性の教育としての男性のスカート、これについて、今後男子の生徒さんがスカートを選択するということが普通に考えられると思っております。

やはり日本というところも偏見が出やすいところだと考えております。そのためには、学校教育だけでなく、偏見をなくす教育というのをしていく必要があるのではないかと考えております。この場合、どのように教育をしていきたいと考えていらっしゃるのか。

また、併せまして、心の性に関する悩みの相談システム、医療機関との連携、こういうことも必要だと考えておりますけれども、これらについて今後どのように取り組まれていくのか、答弁を願います。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の再質問に対する答弁。

教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 性の多様性ということで、男性のスカートについても考えられるものだというふうには思います。

これらの教育についてですが、LGBTの教育に関しては、明和町は小学校、中学校ともに、先ほども申し上げましたが、力を入れて取り組んでおります。心の性、体の性に関して、外部の団体と連携し学習を進めておりますので、性の多様性についても受け入れやすい環境にはなってきておると考えております。

心の性に関する悩みの相談システム、医療機関との連携については、学校にスクールカウンセラーや教育相談員、生活相談員、スクールソーシャルワーカーなどの専門員を配置しておりまして、児童生徒各個人が心の性に関する悩みを話せるような体制を整えております。

また、その専門員から各個人の相談内容に応じて、必要であれば専門機関を紹介したり、医療機関につないだりしているのです、この取組を続けていきたいというふうに考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 特に心の性で悩んでいる方というのは、服装とか、そういう見てくれというのを大変気にされている、心配されている点だと思います。社会的にも、こういうことを受け入れられるような社会教育というのでも必要なんですけれども、学校のほうでもそれもしっかりしていただいて、また子どもさんに少しでも早くそういうことを打ち明けられるというか、相談できる環境をつくってあげるといふこと、必要だと思うので、ぜひともよろしくお願

いたします。

そして、先ほど言いましたけれども、2023年から始まります「生命（いのち）の安全教育」ですけれども、内容には不十分な点がたくさんあると先ほども述べさせていただきました。その点に関して、命という道德教育と共通の用語ではなく、からだの権利教育という視点で補足の説明、これが必要なんではないかと考えております。

これから、国の教材やいろんなもの下りてくると思うんです。それを各学校や地域の実情に沿った教材とか資料の選択や活用を行っていただいて、また足りない場合には追加も要求をしていただいて、そういう教育を行うことを方針としてやっていただきたいと思います。これについてのお考えを教えてください。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の再質問に対する答弁。

教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 「生命（いのち）の安全教育」につきまして、文科省の説明では、性犯罪、性暴力の根絶への取組で、子どもたちが性暴力の被害者、加害者、傍観者にならないための教育の実現を目指す、命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また性暴力が及ぼす影響などを正しく理解して、命を大切に考える考えや一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身につけることを目指すというふうにしております。

文科省の手引では、幼児期から小学校、中学校と各年齢に応じた資料が作成されておりまして、これを基にジェンダー平等を踏まえつつ自分を守るため、性暴力等の被害者、加害者、傍観者にならないための教育を柔軟に行っていくことが必要と考えております。

これについては、昨年度実施に向けての意向調査がありましたが、県を通じて、文科省から県への具体的な指示がまだ下りていない状況でございます。今後、県を通じて通知や指導等があると思いますので、国・県の考え方に基きまして、また明和町の実情に沿った教育をというふうにご考えます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 私も、この「生命（いのち）の安全教育」のちょっと資料、最近手に入れたばかりで、まだ詳しく分かっていないという部分もあるんですけども、何かあってからの後追いにならないような教育というのは必要だと思いますので、ぜひともそういうところ、柔軟な対応していただきたいと思います。これは要望とさせていただきます。

そして、続きましての質問に入ります。

私たちの日本共産党、「私の体は私のもの」として「Y o u a l w a y s h a v e a c h o i c e . 」、あなたは常に選択肢がありますということも多くの人に周知をしております。

性と生殖に関する健康と権利、女性が自分で決めることが女性の基本的人権、このように考えております。その中で、これまでも一般質問でお伺いをしてきておりますけれども、生理用品を学校のトイレに設置をしてくださいと、これを改めてこの場所で求めたいと思います。

これまでの明和町の答弁では、置くところがないとか、いたずらの心配がある、保健室に取りに行くことで相談ができる環境が整うんだと、このような答弁をいただいております。

現在、いろいろ自治体を問い合わせてみますと、自治体によりそれぞれの考え方あるということも分かっておりました。鳥羽市では、議員がこの質問をしましたら、既に設置済みです、当たり前のことだと考えていると、そういう答弁があったとも聞いております。

また、生理用品の無償配布を行っている北海道の一般社団法人、このツイッターを見てもみますと、学校内のトイレに生理用品を置くと、子どもたち生理用品持ってこなくなると、それは甘いじゃないか、だらしないじゃないかと、そういうようなことを言われてびっくりしたと、そういうツイートがありました。

そのツイートに対していろんなコメントがついていたんですけども、その一つ、自立を促す教育は、本来は、困っています、自分だけじゃどうにもならないので助けてくださいと言えるようにすること、これが大事な視点だと。なのに、生理用品はくださいと、誰かにくださいと訴えるのが心理的にハードルが高い、そういうものだからこそ、トイレに設置してあげると助かりますよね、悲しいことですねと、そういうコメントがございました。

この自立というのは、周囲の人の力を借りながら生きていくことも自立だと考えます。困ったときに困ったと言えて、信頼できる人に相談したり助けを求めたりすることができる状態、まさにそのとおりだと思います。

先ほども言いましたが、それぞれの自治体によって考え方もあり、またその学校の環境、その違いもあると思うんですけども、では設置をできる自治体、設置ができない自治体、この両者の隔たりは一体何なんやろなど、このことをここのところずっと考えております。

そこで改めてお伺いをします。学校のトイレに生理用品を設置することに関して、今、本当に全国的に広がりを見せております。その中で、明和町ではもう私3月に質問したんですけども、それからこの6月までの間、調査とか、検討とか、そういうことをされたのか、また設置に向けて現在どのように考えておられるのか、答弁を願います。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の質問に対する答弁。

教育課長。

○教育課長（菅野 亮） トイレに生理用品をの質問なのですが、この調査につきましては、三重県のほうが調査しておりまして、その調査によりますと、令和3年度末時点でトイレに生理用品を設置しておりますのが29市町中11市町でございます。

一部の学校で設置、中学校のみの設置、試験的に導入というふうに限定的な措置が多いんですが、設置した学校では、児童の便利さを歓迎するという声は当然あるんですが、それとともに衛生面の問題や、いたずら等の問題も発生し

ているようでございます。

この考え方につきまして、明和町としましては、町内の各学校の意見も踏まえまして、前回と同じ答弁になりますが、衛生面における安心安全、それと保健室に取りに行くことで、子どもたちから相談を受けることができる環境になると、このことを考慮して、保健室での生理用品配布を継続していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） このことに関しましても、ちょっと質問時間も短くなってきたので端的に言います。学校のトイレに生理用品を置いてください。このことは私たちの願いでもありますので、ぜひとも今後も検討していただきたいと、このように要求をさせていただきます。

続きまして、学校給食に関して質問させていただきます。

私たち日本共産党は、学校給食の無償化、このことを訴えております。

コロナ禍の影響もありまして、今、三重県内でも学校給食の補助と、そういうのが増えておるんですけれども、当町で小中学校の学校給食、無償にするためにはどれぐらい必要なのか計算をしていただきましたら、小学校、中学校合わせて約8,200万円かかると、こういうことを前もって教えていただきました。決して軽い負担ではないと思っております。

ですから、まず最初、学校給食、完全に無償化せよというのではなくて、給食費の一部、明和町負担するという、そういうお考えはないかということ質問させていただきます。

給食費の1割、これを助成したら820万円です。児童生徒1人当たり年間4,500円負担軽減になります。2割でしたら1,640万円で、1人当たり年間9,000円ほど負担軽減になります。

また、保護者の負担を軽減するというもう一つの方法、就学援助制度、これ

の拡充をしていただきたいと思います。明和町では、就学援助のこの基準、生活保護の1.5倍ということで、既に高い基準でやられているということ、これは十分承知をしておりますけれども、もう一踏ん張り頑張っていただきたいと思います。そうすると、先ほど述べた一律1割、2割といった補助、そして就学援助の基準の引上げによって給食費を補助する範囲が広がるんでないかと、可能になるのではないかと考えますが、答弁を願います。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の質問に対する答弁。

教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 学校給食費の負担につきましては、令和4年3月の定例会でも答弁させていただきましたが、やはり学校給食法第11条で保護者負担であるとうたわれていること、それから人件費や設備維持費などを除いた原材料費のみの経費であるということ、それから経済的理由で援助が必要な家庭には、先ほど議員も言われましたが、就学援助、それから生活保護で全額給付をしているということ、また食育の観点から、給食が無料でないこと、残さずしっかり食べることを教えていくために、保護者の皆様にも一定の負担をしていただくようにと考えているところでございます。

給食を全額無償化した場合は8,200万円ということで議員も言われましたが、これで、それが難しいのであれば1、2割といった一部補助ということでございますが、さきに申し上げました給食費の考え方からしますと、やはり一部補助の必要はないのではないかとこの考えでございます。

また、就学援助につきましては、議員が言われましたように1.5倍と、県内でも比較的高い基準を設定しております。県内の約半数の市町が1.1から1.4という状況の中で、明和町1.5倍を維持しております。現在のところ引き下げる予定もしておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 明和町がこの子育て支援、本当力を入れているという、そういうところは私も日頃から高く評価をしております。ですけれども、これも時間がないので端的に言わせていただきます。もう一頑張り、明和町、ほかの自治体の手本になるような、そういう施策をやっていただきたいので、給食費の補助、また無償化に向けて努力していただきたいと思います。

続きまして、学校給食のパン、これを国産小麦で扱ってくださいということを質問させていただきます。

ウクライナ情勢等で、今小麦の値段、すごい高騰しております。海外では食事ができない子どもとか、そういうのも出ています。そういう中で、安全な国産小麦を使ったパンを給食費に充てていただきたいという、そういう声が今上がってきております。

そこで、まず明和町で給食の中でパンがどのように提供されているのか、また給食のパンに出てくる、その規格、どんな小麦が使われているのか、ちょっと答弁をお願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の質問に対する答弁。

教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 学校給食におけるパンは、第3木曜日を除く毎週木曜日にコッペパンまたは小型コッペパンの献立にしております。年25回前後となっております。

これとは別に、運動会や授業参観等、土曜給食の場合、また7月、9月における食中毒防止のためのお弁当中止の場合は、ナン、フォカッチャ等も提供されております。

パン提供日の給食は洋食メニューでありまして、ハンバーグやシチュー、子どもたちにも人気のメニューとなっております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 給食に出てくるパンの規格って、どういう小麦が現在使われているのか、ちょっと答弁願います。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の再質問に対する答弁。

教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 失礼しました。

給食のパンは、三重県給食会指定の事業者から納入をしております。コッペパン、また小型コッペパンは三重県給食会指定の小麦粉となっております、カナダ、アメリカ産が70%、三重県産のニシノカオリ30%の配合となっております。なお、フォカッチャの小麦粉は主に北アメリカ産で、国産小麦は使用されておられません。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。

今、国産小麦が3割、30%ということがありました。今、日本全国の中で、国産小麦を使ってほぼ100%給食のパンを賄っているという自治体もあると聞いております。

そこで一度要望としてしたいんですけれども、ぜひとも明和町でも国産小麦でつくったパン、給食に出していただきたいと思うんですけれども、これについて答弁を願います。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の再質問に対する答弁。

教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 先ほども申し上げましたように、給食のパンが三重県給食会指定の事業所から三重県給食会の指定に沿った配合基準で製造されておりますので、町独自での対応はパンの質とか安定供給などの面から難しいというふうに考えております。

三重県給食会におきましても、国産、特に三重県産小麦の活用を課題として

捉えておりました、町としても三重県給食会の指定に基づき対応していきたいと考えます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 私もちょっといろいろ調査しましたら、今この三重県産のパン用の小麦、本当取り合いになっていて入手するのが大変やと、そういうような話も聞かせてもらっております。ですので、できたら県のほうにもそういうものの比率を増やしていくようにとか、そういうことも言っていただきたいと思います。

また、この国産小麦のパンに絡めまして、明和町での給食、これの地産地消、そういうものについてのお尋ねをしたいと思います。

日本の農業事情を知り合いの専業農家に伺ったところ、やはりお米の農業ではもうやっていけない、代わりにいろいろなことをやっていきたい、その中にやっぱり国産小麦を生産していきたいと、そういう思いを持ってられる方がたくさんいらっしゃると思いました。

自給率の観点からいって、これから輸入も減ってくる、国のほうとしても国産小麦の生産というのをすごく推しているという部分もあります。そういう部分で、そういう取組、明和町において学校給食で使われている国産小麦の品種を生産するという、また農業支援の対象として、そういう生産者の支援を行っていく、そういうお考えがあるかどうか、ちょっとお尋ねをします。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の再質問に対する答弁。

産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

国産小麦の生産についてご質問いただきました。

議員おっしゃりますように、我が国の食糧自給率で申しますと、令和2年、農水省の調査によりますと、食料自給率は37%と4割を切っているような状況

でございます。中でも品種別で自給率を見ますと、小麦は15%と特に低いような水準になっております。今後、小麦の自給率を高めていく必要があるかというふうに考えております。

稲作と小麦と比べさせていただきますと、稲作よりは水見とか、そんなん見に行かなくてもよいというようなこともございますので、少し手間は省けるかというふうには考えております。しかし、麦というのは水に非常に弱くて、降雨時、早期の排水、また暗渠排水、畝や溝をつくるなどというふうな手間も必要になってまいりますし、単収、1反当たりどれだけ取れるかということですが、米は500kgぐらい取れるのに対して、小麦は約360kgぐらいになってしまいます。

さらに、農業者の所得確保の課題でも、国産の小麦は需要が伴わない過剰な生産になることにより、さらなる市場価格の低迷を招いて、在庫過多や保管コストの増加にもつながりかねません。極端に小麦だけを生産するというのではなく、所得安定のために実需者や販路等、地域の需要を踏まえた上で、バランスのよい生産性を立てていくことが課題というふうに考えております。

町では、水産活用の直接支払交付金や水田イノベーション事業、麦、豆、大豆プロジェクトといったような経営所得安定対策を推進させていただいておまして、水田での稲作以外の作物の生産強化に努めております。

個別の相談についても、県松阪農林改良普及センターやJA多気郡と連携をし、農業者の営農指導相談にも努めさせていただいております。

また、小麦の品種についてもご質問がございましたが、現在、町内で生産されている多くは、先ほど言われておりましたニシノカオリという品種、こちら栽培性に優れ、病気にも強く、硬質品種で食パンや菓子パンの原料として利用されております。

先ほど教育課長の答弁ございましたが、県内の学校給食パンの原料の30%はこの品種が利用されておまして、明和町の学校給食でも、このパンについては利用されているものという確認させていただいております。

この国産小麦以外には、残りは外国産で賄っているということでございます。おおむね学校給食の原料となる小麦品質については、明和町では十分精査されているような状況であろうかというふうに考えております。しかしながら、これを100%地元産の国産小麦にいたしますと、パンの単価が当然上がってくるということになってまいります。給食費の影響も懸念されます。また、そもそも取引先の取引品種や事業者の選定までコントロールすることができませんし、実際に給食でパンが出る量自体が、今申させていただいたように週1回というふうなことで少ないというような状況でございます。明和町だけの取組では、その効果は非常に少ないものと考えております。

しかしながら、議員申されておりますように、現在ロシア、ウクライナ問題で起因する小麦等の価格高騰や輸入不足の懸念が広がる中で、今後の食料危機に備え、地域としてよりよいものを生産し、生産体制の構築・支援の必要性について、JA多気郡とも情報共有しながら検討を図ってまいりたいと思います。

また、地産地消の推進、地元農家の支援の観点から、教育委員会と連携させていただきまして、学校給食食材の地元産品の積極的な活用について、可能なものについてはできる限り活用していくよう協議していきたいと考えておるような次第でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。

やはり学校給食に関しましても、地産地消、また地元の生産者、その保護の観点からも、これ、国の施策も大きく関わってくると思うんです、補助金のこととか。そういう部分も含めまして、しっかりと情報を得ていただいて、全てのことをカバーできるような、そういう施策、今後とも考えていただきたいと思います。これ、要望としておきます。もう時間もありませんので、これで締めさせていただきます。

今6月は、アメリカをはじめ世界各地でプライド月間、このように呼ばれております。ジェンダーやセクシュアリティの多様性、これを祝福いたしまして、LGBTQ、またプラスアルファ、これの皆さん、権利の尊重を訴える月間でございます。

性の多様性の象徴としてのレインボーフラッグ、虹色の旗、そういうのを振って、いろいろな場所、皆さんアピールをしております。この日本でもそういうのがいろいろ目につくようになってきております。そういう機会、増えております。ジェンダー平等、自分で選ぶ生き方、そして食の安全、全てに共通して言えることは、誰もが安心して生きていける社会をつくることだと考えております。こういうこと、当たり前になっすぐやっていける、そういう社会になること、これが大切だと考えております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で田邊ひとみ議員の一般質問を終わります。

質問者が交代いたしますので、質問席の消毒を行います。しばらくお待ちください。

7 番 江 京子 議員

○議長（伊豆 千夜子） それでは、6番通告者は江京子議員であります。

質問項目は、「子育てしやすいまちについてを問う」の1点であります。

江京子議員、登壇願います。

（7 番 江 京子議員 登壇）

○7番（江 京子） よろしく申し上げます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

今回、「子育てしやすいまちについて」の1点で質問させていただきます。

まず、町長の目指す子育てしやすい町とは、1期4年間で実行されたことについてお尋ねします。

町長の「笑顔が輝く明るく和やかなまちをつくりたい!～『ALL明和』の視点から～」の中で、「人や産業に活力があるまちづくり」のトップに、子どもたちや若者の存在の重要性を掲げられ、子育てしやすいまちづくりを進めると決意を述べられました。若い世代にたくさん住み続けてもらえるまちづくりを目指すとあります。

町長になられてから3年半、子育てに特化して実行された未就学児の医療費の窓口無償化や、幼児教育・保育施設への看護師の配置などは、小さな子どもを持つ保護者さんだけでなく、保育士さんからも高い評価をいただいています。

小児科医院の誘致はまだ実現されていませんが、80%近い人が住みやすい町と評価している明和町です。これからもっと子育てに特化したサービスを充実していくことで、働く世代が増え、税収が上がり、高齢者の皆さんも元気になれる町につながると思います。

町長の思いが実現できたこと、また、これから実現していきたいことなどをお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 江京子議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（世古口 哲哉） 江議員のほうから、私が就任してからの3年半の子育てに関する取組の中で実現できたこと、これから実現していきたいことについてご質問をいただきました。

まず、未就学児の医療費の窓口無料化につきましては、令和元年9月診療分から実施しております。窓口無料化の対象年齢をさらに拡大するため、国民健康保険の国庫負担減額調整措置の撤廃を県や国のほうに現在も要望をさせていただいておるところです。今後も引き続き要望していくとともに、医療費助成のさらなる充実に向けても検討していきたいと考えているところです。

また、コロナ禍においてではございますが、出産祝い金の支給も行ったところであります。

子ども食堂の推進に当たっては、講演会を行うほか、明和町社会福祉協議会とともに立上げの支援を行ってまいりました。令和元年に子ども食堂が立ち上がり、現在も月1回食事や交流の場を提供するほか、第2、第4水曜日にも子どもたちが気軽に立ち寄れる場を提供していただいております。活動地域の拡大に向け取組を進めていただいております、町といたしましても引き続き子ども食堂と連携しながら、子ども食堂の活動を町内全域に広めていきたいというふうを考えています。

就学前施設への看護師の配置の取組につきましては、令和元年6月より、みょうじょうこども園へ3名の看護師を交代で配置する体制を整え、令和3年度には、みょうじょうこども園、みどり保育所、ささふえ保育所の各施設にそれぞれ1名ずつ配置することができました。看護師を配置することで、園児の日々の体調管理や薬の管理、けがや急病の対応を行い、保護者や保育士の不安を少しでも取り除くことができたのではないかと考えており、引き続き配置をしていきたいと思っております。

就学前保育教育施設においては、こども園への高いニーズにより斎宮幼稚園を民間のこども園に移行し、みどり保育所をこども園に変更して、保育ニーズに合った受入れができるように体制を整えていくこととしております。

また、学びの里の継続や学校支援ボランティアの確保についても、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

スクールソーシャルワーカーの配置につきましては、平成31年4月より1名を配置しております。スクールソーシャルワーカーとは、児童生徒が生活の中で抱えている諸問題を解決する調整者で、各学校を訪問し、児童生徒、保護者、教職員と面談や協議を行っております。個々の課題に応じて、スクールカウンセラーや県のスクールソーシャルワーカー、役場健康あゆみ課、社会福祉協議会などの機関とも連携をしながら取り組んでいるところであります。

また、本年度からの措置ではありますが、中学生への英語検定に係る検定料の助成制度を設けております。英語受検は、英語に関心を持ち学習意欲を向上させる機会の一つであり、誰1人取り残すことのない教育の実現に向け、受検料の助成を開始したところです。

小児科医院の誘致につきましては、松阪地区医師会や三重大学医学部等に働きかけましたが、小児科医師の確保自体が難しい現状であることから、小児科医院の誘致には至っておりません。厳しい状況ではありますが、引き続き取組を進めていきたいと思っております。しかしながら、そのような状況ではあったものの、済生会明和病院に小児科精神発達外来を開設していただいたことは大変うれしいことであったところです。

また、生まれつき聴覚に問題を持つ新生児を早期に発見し、適切な治療を行うために、令和3年度に新生児聴覚スクリーニング検査費の一部助成の制度を創設させていただきました。

そして、小学校再編に係る基本計画を策定し、この基本計画に基づき方針を進めることができたこと、また再編小学校等建設基本計画を立てられたこと、これらの計画にささふえ保育所の移転の考え方も示すことができたことは、大きな成果であったというふうに思っております。今後も計画に基づき、引き続き取組を進めていくことが必要であると思っております。

今申し上げましたことの継続や充実に取り組むとともに、若い世代の方々から、住みたい、住み続けたいまちづくりにつながるような、新たな子育て支援策にも取り組んでいきたいと考えているところです。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

江議員、再質問はございますか。

江議員。

○7番（江 京子） 3年半の間に子育てに特化したいろいろなサービスを充実していただいたこと、今の答弁からたくさんいただきました。ありがとうございます。

この間も、子ども食堂「こむすび舎」というメンバーがしているんですけども、いつき会館、みいと会館とも来ていただいて、皆さん喜んでいました。

また、今ケーブルテレビのほうで学びの里の開校式も見させていただいて、子どもたち、本当に自由にお勉強ができていいという評価をいただいている、よかったなと思います。

また、英語検定のそういう助成もしていただいているということで、これからももっともっと子育てに特化したことをして行ってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、次の質問に移ります。

明和町すこやか事業の中の母子健康手帳アプリについてお尋ねします。

明和町では、母子健康手帳を渡すときに母子健康手帳アプリへの登録を勧めているようですが、今現在、何割のパパ、ママが登録していますか。

母子健康手帳を渡すとき、おおむねどのぐらいの時間をかけていますか。

ご夫婦で来られる方もあると聞いています。そのとき母子健康手帳アプリの紹介もしているようですが、夫のスマホへの登録も勧めていますか。

おなかの赤ちゃんは妊娠したときから育児は始まっています。母親の健康状態や検診の状態を夫が知ることは、早くから子育てに参加できるよい方法です。夫が子育てに参加するのは当たり前のことで、お手伝いではいけないのです。まだまだ子育ての比重は母親に重いものになっています。そのためにも、母子健康手帳を渡すときは、夫におなかに命を宿している母親の大変さをじっくりと時間をかけて説明してほしいと思います。母子健康手帳アプリの登録を夫へ勧めることは、明和町で楽しく子育てができるための第一歩だと思います。お考えをお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の質問に対する答弁。

健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 明和町では、令和2年4月から母子健康手帳アプリを導入しております。アプリの機能では父親と母親の割合までは集計で

きませんが、令和4年5月末現在で204名の方が登録されています。

令和2年4月から令和4年5月末現在までの母子健康手帳の発行数が335人ですので、約60%の方がアプリを登録していることとなります。

また、母子健康手帳を渡すとき、おおむねどのくらい時間をかけているのかとのご質問ですが、妊婦さんが来庁された際は、妊娠届出書の内容確認を行い、アンケートの回答内容によっては詳しく面談を行うことがあります。妊婦健康診査や妊婦歯科健康診査の説明及びお渡しするセットの内容説明や、母子健康手帳アプリの登録案内、おもいやり駐車場の申請手続等で、おおむね20分程度だと思われます。

次に、母子健康手帳アプリを父親のスマホへの登録も勧めているのかとのご質問についてですが、妊娠届を提出される場合はご夫婦で来所されない場合が多いため、妊婦さんご本人に父親も協力いただくことで情報共有ができることを説明しています。また、出産後のこんにちは赤ちゃん訪問時にも、母子健康手帳アプリの登録について説明をしています。

出生届は父親が提出されることが多いことから、今後はその機会も活用して、父親に母子健康手帳アプリの登録を積極的に勧めていきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） 母子健康手帳アプリは、本当に妊婦さんの健康診断の結果や子どもの成長記録、忘れがちな子どもの予防接種もアプリで確認できます。

子どもの月齢に合わせたお知らせなども届くことから、さっき課長が言われたように出生届を夫が出すことが多いというのなら、ぜひその機会にアプリの登録を一緒にしましょうという形で、その場で登録をしてもらえるようなことをお願いしたいと思います。なかなか、後で登録してくださいよでは、登録してくれない人も多いと思いますので、これから自分の子どもを自分たちで育てていくんだという気持ちになるように、こちらからも積極的に勧めてほしいと

思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、町が行っている健診の現状・実績・課題について、多気郡地域児童発達支援センターとのつながりについてお尋ねします。

子育てがしやすい環境づくりの一つに子どもの健診があります。今、町では出産おめでとうコールから始まり、1か月から4か月までのこんにちは赤ちゃん訪問、5か月からの離乳食教室、1歳6か月児健康検査、2歳半きょうしつ、3歳児健診があると聞いています。

健診は、子育てに育てにくさを感じたり、行動が気になったりと悩む親にとって、とても大切な場所です。健診で障がいや、気になる行動などの早期発見につながり、健診後のアドバイス、相談、発達支援などによって、問題の解消、軽減につながります。

昨年、多気郡地域児童発達支援センターが明和町の旭ヶ丘幼稚園跡に開設されました。既に就学前の子どもたちは支援を受けているようでした。センターの斎藤先生のお話では、1歳半健診と2歳半きょうしつには出向いていって関わっている、そのときに1歳半健診のときに気になった保護者さんとの相談をしているということでした。

令和3年度のセンターの実績は、明和町の場合、児童発達支援が未就学児27人、延べ1,392件、保育所訪問事業、小学校の15回を含む24回、専門相談面談、見学が28件でした。

専門的な視点からの問題点の早期発見は、先ほども町長が言われましたように、済生会明和病院小児科の神経発達外来、山川医師への早期の受診につながり、その子に合った支援につなげることができるのではないのでしょうか。

幼保の先生からは、3歳になってから気になる行動が分かってくる子どもも多く、ぜひ3歳児健診にもセンターの関わりをと、強い要望がありました。ぜひ3歳児健診にもセンターの関わりをお願いしたいと思いますので、その点もお答えください。今行っている健診全部に関わってほしいと思いますので、お願いします。

早期発見、早期支援が基本だと思います。考えをお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の質問が終わりました。

質問に対する答弁。

健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 現在、1歳半健診、2歳半のきょうしつ、3歳児健診につきましては、対象者に通知を行い、毎月1回保健福祉センターで実施しています。

1歳半や3歳児健診、2歳半のきょうしつで気になることがあるというお子さんにつきましては、保護者に説明の上、多気郡地域児童発達支援センターに専門相談という形で関わっていただいております。

ご質問にありました、3歳児健診にもセンターの関わりをとということですが、現在健診後に専門相談につながっているケースもありますことから、既に対応していることをご理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、早期発見、早期支援のためには、3歳児健診を迎えるまでに関わっていることが重要だとも考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） 3歳児健診の後にセンターのほうにつなげているということなのですが、やっぱり3歳児半健診自体で、センターのほうに来ていただいて、専門的な視点から見ていただくというのも大切だと思います。

1歳半、2歳半きょうしつのときに、保護者さんが納得できなかったり、了解できなかったりという子どもさんが、やっぱり3歳になって特に目立った行動が気になるのが結構増えてくるとも聞いていますので、その点もまた検討していただきたいと思います。センターの先生は関わっていきたいとおっしゃっていただきましたので、その点もお願いいたします。

また、保育園を訪問して思ったことは、待機児童ゼロの町ですけれども、3

歳児以上のクラスの中には、1クラス30人ほどの子どもたちが1つの空間で過ごしており、その状態に対応している大変な保育士の姿がありました。

子どもは余裕のある空間が必要です。子どもは社会の宝です。窮屈な中で幾ら保育士の数だけ増やしても育ってはいかないと思います。小学校が40人学級から35人学級へと減らしたように、保育所やこども園のクラスに入る人数も減らす考えはありませんか。考えをお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の再質問に対する答弁。

こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 保育所、こども園での余裕のある空間の保育の考え方についてお答えいたします。

国の基準では、3歳児は20人に1人の保育士、4歳、5歳児については30人に1人の保育士を配置することとなっており、3歳児以上の部屋は30人が入れる設計となっております。

なお、3歳児については、国の基準より少ない18人に1人の保育士を設置しており、1クラス30人以上になった場合はクラスを分け、さらに国の基準より少ない子どもの人数で保育士を配置し、運営をしております。

今後も国の基準を守り、運営をまいります。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） 先ほど課長の言われました国の基準なんですけれども、本当に随分前に決められた基準だと伺っています。訪問したときに思ったのは、30人には満たないぎりぎりの状態で1人の保育士さんが見ているというのをすごく感じましたので、これからもコロナのこともありますので、広い空間を小さな子どもたち、友達とひっついて遊ばないようにとか、何かとても悲しいような状態になっていきますので、そこら辺もまた柔軟に考えていってほしいと思いますので、要望としてお願いいたします。

次に、町と子ども心身発達医療センターとのつながりについて、特に5歳児適応健診と発達チェック・リスト・イン三重「CLM」についてお尋ねします。

三重県では、平成26年に県少子化対策総合推進事業で「希望がかなうみえ子どもスマイルプラン」を策定しました。この中で重点的な取組として、CLMと個別の指導計画を導入している保育所・幼稚園の割合を75%（平成31年）に、またモニタリング指標として5歳児健診を実施する市町数を挙げています。

5歳児健診、CLMでの個別の指導計画、どちらも途切れない発達支援に欠かせないものだと思います。三重県医師会理事、三重県小児科医師会会長、のむら小児科の医院長、野村豊樹先生は「THE市町支援通信」の中で話されています。三重県医師会と三重県小児科医師会は、保育所・幼稚園生活で困っている子どもたちや、その保護者を対象に、園医健診を糸口にして日常保育の中で支援を行うことを目標として、平成20年度より5歳児健診の事業を開始しました。

このような子どもたちには、3歳児健診では発見できなかった気になる子、何となく気になる子、3歳児健診での問題を保護者が了解できなかった気になる子など様々です。新たに5歳児を対象に評価し、就学までの1年間に保育所・幼稚園での適切な支援、養育及び保護者との情報共有につなぐことで、いわゆる発達の凹凸を持つ子どもたちの生活満足度の改善に結びつくとの考えに基づくと話されています。

鈴鹿市では、いち早く市内の全年中児を対象に、5歳児健診を実施、健診を通じて子どもの集団生活へのなじみにくさの早期発見と支援につなぎ、円滑な小学校入学を目指しているとのことでした。

モデル事業の初年度となる平成28年には64人を対象に、これは5歳児適応健診というのを実施しているそうです。そのうち要支援が7人入学した後、その7人が不登校になったり、学級崩壊の中心になる児童は1人も出なかったということです。

今回、鈴鹿子ども家庭支援課長さんのお話を伺うことができました。令和元

年から本格的に全年中児を対象に5歳児健診を実施、集団観察と個別健診、その結果を保護者に伝え面談、その子に適した支援の相談と、保護者と情報を共有することで、入学までの安心につなげているとのことでした。

また、担当職員の気になる子どものいる園への年3回の訪問、見守り、保護者への報告の電話と、5歳児健診の後のフォローも丁寧に行っていると話されました。その結果、小学校入学前のクラス編制がうまくでき、気になる子の1クラス集中も防ぐことができ、何より入学前1年かけての支援によりスムーズな入学につながる子どもが増えたそうです。

今回、町内の幼保・小中学校の先生のお話を伺う中で、気になる子の多さと、その対応に悩んでいる先生の多さに驚きました。その中で、就学までの気になる子どもへの支援の重要性をとて感じました。

明和町はまだ5歳児健診を実施されていないようですが、就学までの最終1年間の適切な支援で、小学校入学後のその子の安心できる居場所、保護者の不安の軽減につながるのではないのでしょうか。5歳児健診の実施を強く要望したいと思います。町のお考えをお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の質問に対する答弁。

健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 就学までの気になる子どもたちへの支援が重要であることは認識しており、現在3歳児健診後に、気になるお子さんについては保育所、幼稚園、こども園でCLMに取り組んだり、多気郡地域児童発達支援センターの専門相談や巡回相談員が各園を訪問し、発達検査や相談を行う巡回相談にて対応しています。

また、必要な場合は加配保育士なども配置しております。就学前の小学校と各園の情報連携の際には、必要に応じて巡回相談員が支援を行うケースもあります。なお、健康面では教育課が行っています就学前の健診により健康状態を把握しています。

以上のことから、発達が気になるお子さんに限って言えば、小学校へ上がる

までの段階でいろいろな面から見せてもらい、様々な支援をしておりますので、現時点では5歳児健診を導入することは考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） 3歳児健診の後、丁寧にいろんな支援を行っているというのは、園のほうでも聞かせてもらいました。ただ、では小学校の先生たちがいわゆる気になる子、グレーの子の対応に、なぜあんなに悩んでいなきゃならないのかというのを思います。

そうしたところ、5歳児健診で、さっきも言った就学までの1年間、その子に個別的な支援を、療育的な支援を行うことで、その点も減っていくのではないかなというふうに考えますので、またお考えをしてほしいと思います。

5歳児健診は、園の先生からぜひお願いしたいというのもお聞きしていますので、まずは小児科の先生に診てもらって健診も欲しいというようにお話でしたので、よろしくお願いいたします。

済生会に小児科ができたことで、本当にお母さんたちも、先生たちも、今までは予約をしてもなかなか取れない、時間が合わないというので、遠いというので大変だったのが、すごく楽になって相談もしやすくなったというのは聞いていますので、これからも済生会の小児科の先生にお願いして、いろんな点、支えていってほしいと思いますので、また5歳児健診のほう強くお願いしたいと思います。

次に、学習支援員さんのことをお聞きします。

学習支援員さんは、特別支援学級の中に自閉症、情緒障害、知的障害のクラスがあります。それに伴い、学習支援員さんの人数も決まっています。

明和町は、学習支援員さんの理解があって、園でも小中学校でも喜んでいるのは確かなんですが、まだ人数が足りていないままの4月のスタートとなって

いるのも事実です。募集はしていただいていると聞きますが、応募がないという事です。

見つからないでは、適切な支援が受けられないままの状態が続くことになってしまいます。いろんなことで、明和町、募集かけてもなかなか見つからないというようなお話をよく聞くんですが、その募集内容を見直すということは考えてみえないでしょうか。何が足らなくて応募者がいないのかということも考えてほしいとは思いますが、どんなふうに考えているのか、お願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の質問に対する答弁。

教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 学習支援員の配置について、募集の見直しというご質問いただいたんですけれども、その前にまず特別支援学級と学習支援の状況について報告したいと思います。

令和4年度の明和町の特別支援学級在籍児童生徒数が小中合わせて91名、特別支援学級担任数は20名で、教員1人当たりの児童生徒数が4人から5人となります。

特別支援学級に在籍する児童生徒は、授業の半分以上をそれぞれの普通学級の教室で学習しており、その場合、普通学級で過ごす全ての特別学級在籍児童生徒の支援を担当が行うことは不可能となるため、特別支援学級担任の指示の下、学習支援員が支援を行っております。こういう状況でございます。

支援員の勤務時間が昨年度までは5時間だったので、6時間目の授業を支援することができませんでした。本年度から勤務時間を6時間にすることでその対応ができるようになったんですが、勤務時間数が増となったことで、家庭事情等によりまして、昨年度まで勤務していた支援員が退職し、現在支援員が33名の配置予定に対して4名が不足しているという状況でございます。

議員もさっき言われましたが、年度当初からハローワークで募集を続けておりまして、希望者からの連絡は少しずつ入ってきております。つい最近も1名を配置したところでございます。ほかにも今3人から問合せとか、そんなのが

ありまして、配置に向けて進めていきたいというふうに考えております。

郡内の支援員の数は他の市町に比べて多くて、要支援児童に対する支援員の割合も高い数値になっておりますが、学習支援員を必要性を重視しまして、引き続き不足人員の確保に努めたいと思います。

幼保・こども園の状況につきましては、こども課長のほうから報告をお願いします。

○議長（伊豆 千夜子） こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 幼稚園、保育所、こども園での加配職員の配置につきましては、言語聴覚士や臨床心理士、CLMコーチなどで構成された明和町保育支援判定委員会において、児童の保育状況や診断などから必要加配職員の人数を判断し、保育士、保育補助員の配置を行っております。

この加配職員は、必ず保育士を配置することとはなっておりませんが、できる限り保育士を配置し、見つからない場合は保育補助員により対応しております。

各園での現在の配置状況は、斎宮幼稚園では、支援を必要とする児童が4人に対し3人の加配職員を配置しております。みどりこども園では、5人の児童に対し4人の加配職員を配置し、みょうじょうこども園では、10人の児童に対し5人の加配職員を配置しております。

判定委員会が出された加配職員数を新年度から配置し対応しておりますので、全ての職員配置ができ、今現在取り組んでおります。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） 頑張って探してもらっているということで、ありがたいと思います。

ただ、小学校の先生たちの、いわゆるグレーのゾーンの子と言われる子どもたちの多さというのは確かに多いように思います。そして、校長先生が言われ

るのには、児童発達支援センターさんへ小学校の悩み相談なんかを受けてもらえるように敷居を下げてほしいというような要望がありましたので、上御糸小学校の先生は学校に来てもらったりというのでつながっているんですが、ほかの小学校が繋がっていないように思いますので、その点、支援センターさんのほうにそういう相談窓口をつくってもらうように要望してほしいと思いますので、よろしくお願いします。それで大分、小学校の先生たちの支援の仕方というのも変わってくると思いますので、よろしくお願いいたします。

では、次に、小中学校への通級指導教室の設置について伺います。

通級指導教室とは、小中学校に通う比較的障害の程度が軽い子どもが通常のクラスに在籍しながら、その障害特性に合った通級による指導という個別の指導を受けるための教室です。

通級による指導を受ける子どもは、主に各教科の学習や給食などの時間はみんなと一緒に通常教室で過ごし、週に何時間か通級による指導の時間だけ通級指導教室に移動して、それぞれの困り事や課題に合わせた支援・指導を受けることになります。

通級による指導は平成5年度より全国で制度化され、平成18年の改正により情緒障害から自閉症者が独立して規定され、さらに学習障害、ADHDが新しく対象に含まれるようになりました。

指導時間数についても弾力化されたようです。通常教室で学ぶ障害のある子どもが増え、そのニーズの高まりとともに、小中学校での通級指導教室による支援体制の整備が進んでいると聞いています。早いうちからその子どもに合った支援は、将来社会に出たときに自立して生活できる大人への大切な支援の場になると思います。

今、学校現場は気になる子どもの支援にとっても悩んでいます。通級指導教室設置により、気になる子が安心できる場所ができ、学校生活が楽しく過ごせる場所になれば、いろいろな問題の解決にもつながると思います。これは本当に、なかなか学校に行きにくい子どもや授業に出られない子どもが減ったという成

果も出ていますので、また調べておいてください。

令和8年には小学校の統合により小学校は3校になります。通級指導教室の設置は、保護者、学校、教育機関との子どもへの支援の共有につながると思います。子育てしやすい町を目指す町長の通級指導教室の設置についての考えをお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の質問に対する答弁。

教育長。

○教育長（下村 良次） 特別支援教育につきましては、私が長い間携わってまいりましたので、私のほうからご回答させていただきたく思いますので、よろしく申し上げます。

まず、通級指導教室とは、通常の学級での学習生活におおむね参加できる。参加できるんだけど、つまり通常学級には在籍をします。んだけど、一部特別な支援、そして指導を必要とする児童生徒に対して、各教科の指導は通常学級で、そしてまた障害に応じた特別な指導、子どもたちの障害はそれぞれ違いますので、それに応じた指導をこの通級指導教室といった特別の場で行います。つまり、特別支援教育の形態の一つなんです。

その中で、今現在あるのが、ずっと長い間あるのが「ことばの教室」というのがございます。これは言語障害のあるお子さん。教室で授業はしているんだけど、言語に障害があるので、一部取り出して通級指導教室のほうで勉強していくというふうなことでございます。

それから、発達障害のお子さんが特別支援学級に在級するようになってからは、この通級指導教室は主に発達の障害のあるお子さんが来る教室というふうなことになっております。ADHDの多動性のお子さん、そしてまたLDということで学習の障害をお持ちのお子さん、極端に算数だけできないとか、漢字が読めないとかいうようなお子さんがみえます。これ、LD児というんですけども、その子たちが普通の授業はできるんだけど、算数のこの時間になったらどうも都合が悪いというふうな場合に、取り出してやってもらったりす

るところでございます。

今では名前はいろいろでございまして、言語障害のあるお子さんについての通級指導教室であれば、そういった「ことばの教室」というような名前と呼んだりしています。それから、発達に障害のあるお子さん等々につきましては、「そだち教室」とか、それから「すずかぜ教室」とか、様々な呼び名でもって通級指導の学級を行っているところがございます。

通級による指導は、障害による学習や生活の困難の改善・克服を目的とした特別の指導、つまりここで授業をするわけではなくて、特別支援学級で今もあるんですが、授業は教科の勉強のほかに自立活動というのがカリキュラムの中に入っております。つまりどういうことかといいますと、自立活動ですので、特にこういった子どもさんたちの一番目には、ソーシャルスキルのトレーニングをしたりとか、自立して生きていくための訓練、そういう場をするのがこの時間でやっておるところでございます。児童生徒のニーズに応じて受けられるように、通常学級においてもその指導の成果が、ここでやっていくことが通常学級で授業を受けていくには絶対有効だということで、この通級指導学級の中で自立の指導をやっていくというふうな学級になっているところなんです。

ただ、必ずしも在籍校に該当する通級指導学級があるかということ、そうではありません。ですので、今現在も違う学校、通級指導教室のある学校へ通っておる子どもさんもおります。大体、週に1回であったり、週に午前中だけ1回だけであったりとか、様々な形での参加の形がございます。

特別支援学級に在籍するのが本当にいいのか、そしてまた通級による指導を受けることがやっぱり望ましいのか、どちらが児童生徒のニーズに合うか、もう本当に特別支援教育が入ってからは、児童生徒のニーズに合う教育、それから保護者のニーズにも合う教育、これを目指しているのが特別支援教育でございます。そんな中で、児童生徒のニーズに合うのか、保護者のニーズに合うのかを見極めながら進めていかなければならないと思っています。

そして、必要であれば、私どもも実は通級指導教室の設置を要望していき

いと思っています。今もたくさん、中学校でも今6クラス、7クラス、特別支援学級がございます。先ほど議員が言っていたように、本当は通常学級でいけるんやけれども、やっぱりちょっと一部指導もしていただきたいなという事で在籍を望まれるんですけれども、それは逆に通常学級におりながら一部指導をしていくという形のほうがいいのではないかなとも思うこともございますので、やはり子どもたちのニーズに合った形で進めていきたいと思っております。

それから、ただこれは1つハードル高い部分としましては、そういうお子さんをそういう形で伸ばしたいという気持ちはあるんですが、13名いないと1名の加配がいただけません。したがって、13名の人を寄せるという言葉おかしいんですけれども、13名の人を超えたら1人つけて、それぞれこれ、取り出しながらいきましょうというのがこの通級指導学級でございます。

したがって、私たちが今一番大事にしなければならないのは、明和町としてこの特別支援教育の考え方ですね。こういう形で子どもたちを救っていききたい、教育を施していききたいというところをはっきりしないと、まずいけないのかなと思っていますので、これから特別支援学級に在籍する児童の見極めも含めて、しっかり明和町の考え方を明らかにしてやっていきたいなと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） ありがとうございます。知らないこともいろいろ教えていただきました。

ただ、中学校になると高校受験というのがあります。特別支援クラスに入ってしまうと、なかなか高校受験というのも難しいようなお話も聞いていますので、ぜひ今度新しくできる小学校には、1クラスは通級教室を考えてほしいと思っておりますので、その点も校長先生はいろんな先生たちと相談しながらも進めて

いってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、給食の米飯についてお尋ねします。

給食は子どもたちの生活の中の楽しみの一つです。私たちのときの給食に比べたら、とてもおいしくなっていると実感しています。

今、全国的に地元食材を給食に扱う動きが高まっています。明和町の地元食材を使った給食は、年何回ぐらい取り入れていますか。その中にお米は入っているのかなと思います。

令和4年度から幼保が完全給食に移行しました。家庭からのご飯の持参がなくなりました。前回の質問でもさせてもらったんですけども、米価が下がって米農家さんがとても困っています。明和町はお米づくりが盛んな町ですので、お米の部分だけでも無償にさせていただけたらというのが私の思いです。

先ほど田邊議員の質問でもありましたように、本当に給食って子どもの体をつくるのにとっても大切なものでして、ある子どもなんか、給食命ぐらいに給食を楽しみにしている子どもたちもいました。その点で、いろいろお話聞かせてもらって、なかなか難しいというのも分かっているんですけども、やっぱり明和町のお米を食べさせてあげて、おいしいお米やなと言いながら、家庭でもお米の消費が増えるということも望んでいますので、何とか10年、20年を見据えた政策のほうで、ご飯給食の部分だけ無償化というのが私の望みですので、お考えお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の質問に対する答弁。

教育課長。

○教育課長（菅野 亮） まず、地元食材を使った給食の回数はということでございますが、学校給食におきまして、ご飯の持込みとパン給食を除く週2回から3回の米飯給食の日に、明和町特産の米を使用しております。

また食育の観点から、月1回を明和の日として、地場産物を利用した給食を提供しております。JA多気郡と協力して地場産の旬の野菜、トウモロコシとかキュウリ、ジャガイモ、タマネギなど、今の時期ですとそういうものかと

と思いますが、そういったものを取り入れております。米とこれらを合わせると、年90回ほどが地元食材を使用した給食となっております、全給食回数の約2分の1を占めております。

米の購入契約につきましては、明和町産であることや、一定の品質確保を条件として、見積りを取った上で安価な業者と契約をしております。明和町の事業者ということで、明和町産ということで契約をしております。

米飯の無償化ということでご提案をいただいたんですけれども、これ、田邊議員のご質問に対する答弁と同じになりますが、4点申し上げました。学校給食法で給食費が保護者負担となっていること、人件費や設備費などを除いた原材料費だけですので安価であること、それから経済的理由で援助が必要な家庭には、生活保護や就学援助として全額給付していること、また食育の観点から給食が無料でないこと、残さずしっかり食べるということを教えていくということ、それらの考え方から、米飯のみの無償化につきましても、先ほどの一部無償化の考えと同じで、それについては考えていないので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） 前回の質問のときには、米農家さんの支援をというのでお話しさせてもらったことでした。それに対しては、今回、町のほうでコロナ対策で1俵300円ということを決めていただいたことについては、とてもありがたいと思っております。農家さんも、続けてくれたんやというようなお電話をいただきました。ありがとうございました。

そういう点もありまして、おいしいものを子どもたちに食べさせてあげたいという思いはありますので、これからも地元でつくったものをなるべく多く取り入れた給食にしてほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

今回、「子どもの子育てしやすいまちは」ということでお尋ねしました。

やっぱり子どもが減っていく、減っていくというような考え方じゃなくて、いかに若い世代に住んでもらって、子どもを増やしていこうかというような政策のほうに重点を置いて動いていってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で江京子議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。3時10分までお願いします。

（午後2時 55分）

○議長（伊豆 千夜子） それでは、休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時 10分）

10番 北岡 泰 議員

○議長（伊豆 千夜子） 7番通告者は北岡泰議員であります。

質問項目は、「物価高騰等に対する地方創生臨時交付金の取扱い」「安心・安全の町づくり」の2点であります。

北岡泰議員、登壇願います。

(10番 北岡 泰議員 登壇)

○10番(北岡 泰) 議長より登壇のお許しをいただきましたので、6月議会の一般質問させていただきたいと思っております。

質問に入ります前に、北山結子さんが行方不明になられましてから25年ということで、お母さん方、ご両親の皆さん方、またご親戚の皆さん方、大変な思いであるというふうに思いますが、一日も早い発見をお祈りしたいというふうに思っております。

私もその翌年議員にさせていただきまして24年、当時暗い道が今しっかりと道路も拡幅していただいて明るくなって、そういう不安要素は少しずつ減っているのかなというふうには思っておりますが、これも行政の皆様方のご努力のおかげと、心より感謝をしております。

では、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、「物価高騰等に対する地方創生臨時交付金の取扱い」についてご質問させていただきたいと思っております。

4月26日に決定をされました、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策において、私ども公明党の強い要請によりまして、新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金、これを拡充していただきました。コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が創設をされました。対策のための地方創生交付金を決定、三重県においては58億4,032万5,000円が、明和町におきましても、令和3年度補正予算分及び令和4年度予備費を合わせまして、交付限度額9,643万6,000円が割り当てられたというふうに聞いております。

これによりまして、地方自治体が実施をいたします、生活に困窮する方々の生活支援や学校給食等の負担軽減など、子育て世帯の支援、また農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等への支援といった取組をしっかりと後押しすることが総合緊急対策に明記をされております。

そこで、総合緊急対策において、県と市町の役割分担等があるとは思いますが、明和町における地方創生臨時交付金に対する町長の方針をお伺いしたいと

思います。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡泰議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（世古口 哲哉） ご質問いただいたとおり、コロナ禍やウクライナ情勢、円安などの影響もあり、原油価格をはじめ様々な生活に関する価格が高騰をしております。これらは町民の皆様の生活にも直接または間接的にも影響が出ており、国や自治体からの様々な支援の重要性も大きくなってきているところです。

このような中、国は4月に原油価格・物価高騰等総合緊急対策として、これまでも確保されていた「新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金」が拡充され、当町には原油価格・物価高騰支援分7,232万7,000円と追加通常分2,410万9,000円の、合わせて、議員がおっしゃられましたとおり、9,643万6,000円の追加内示があったところでございます。

町といたしましては、町民の皆様の生活等の支援として様々な対策を引き続き実施しておりますが、令和4年度の第2弾の取組として9つの事業を計画しており、幅広い町民の皆様に支援策の効果を享受していただけるよう、生活支援のための商品券発行や、資材価格高騰による影響を抑えるための学校給食費への支援、農水産業者への支援などを計画しており、この定例会におきましても補正をお願いしているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

北岡議員、再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 町長が述べていただいた中で、まずは生活困窮世帯等への支援についてお伺いをしたいと思います。

政府の低所得子育て世帯への特別給付金対象外の困窮世帯への独自の給付金

をいかに考えてみえたのか、お伺いをしたいと思います。

独自の給付金を対象外、家計急変世帯に対象枠を拡大して給付すると、こういう方針を持って動き出した自治体もあるというふうにお聞きをいたしておりますので、明和町の現状と課題をお伺いしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の再質問に対する答弁。

住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 明和町では、昨年7月から9月頃にかけて、低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金を支給いたしました。対象者は非課税世帯または家計急変世帯で、子ども1人当たり5万円を支給するというものでございます。支給した子どもの数は144人、総支給額は720万円となりました。

また、今年3月より住民税非課税世帯臨時特別給付金を支給しております。対象者は非課税世帯または家計急変世帯で、1人当たり10万円を支給するというものでございます。5月末現在の支給世帯数は1,603世帯、総支給額は1億6,030万円となっております。こちらは現在も給付事業を継続しているところでございます。

本議会におきましても、物価高騰に直面する生活困窮者等の生活を支援することを趣旨とした、同様の低所得者、子育て世帯生活支援特別給付金と住民税非課税世帯等臨時特別給付金の補正予算をお願いしているところでございます。お認めいただきましたら、7月には案内通知を差し上げ、8月頃から順次支給していきたいと考えております。

これらはいずれも国が定めた給付金でございます。これらの対象外の方への町独自の給付金についてどう考えているのかということでございますが、地方創生臨時交付金を活用して実施できないかということをお我々も検討させていただきました。その結果、令和4年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業としましては、給付金を拡大していくというのではなくて、広く町民全体の生活を支援し、経済対策を行うという観点から、全町民に商品券

を配布するということとなりました。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 分かりました。

残念ながら、うちの財政的には非常に余裕がないということで、非常にまだ所得も掌握しにくいというところですね。上乘せをどのぐらいするかというのが難しいので、商品券に代えて全体的に行き渡らせるというふうな考え方に切り替えたんだというふうに理解をしていきたいと思います。

第2点目に、子ども支援プロジェクト等への活動団体に対する支援をお伺いしたいと思います。

子ども食堂等の運営に取り組んでみえる団体、先ほどの議員の質問でも2団体なり3団体なりという動きがあるということで、今活動していただいているようですが、この団体への支援を進めるべく準備をしている自治体もあるようですが、明和町の現状と課題をお伺いしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の再質問に対する答弁。

住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 子ども食堂の活動につきましては、会場の調整や補助金の活用など、その都度必要に応じて相談にいろいろ入らせていただいております。支援をさせていただいているところでございます。

子ども食堂の代表の方にお伺いいたしましたところ、安定的な運営を行っていく上では、謝礼金とか、そういったものの確保が課題になっているようでございますが、現在食料とかガソリンとか、そういったものにつきましては、寄附とかボランティアによる対応をしていることから、物価高騰の活動そのものへの直接の影響は、今のところはないというようなことではございました。

今後、物価高騰等により活動に影響が出てくるようでしたら、ご相談に乗らせていただきたいと思いますとは思っております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 状況を掌握しながら、支援ができることをしっかりやっていくということをお願いをしたいと思います。

また、この子ども食堂等に、今は材料はある程度問題なく入っているというお話でございましたけれども、これから初めは1団体、つどいさんでしたか、していただいて、今だんだん増えてきていると。これからも明和町の中できつと地区地区で増やしていくんだというふうな考え方であると思いますけれども、そうすると、やっぱりこの原材料の安定的な確保というのが必要だというふうに思いますので、フードバンクの活動支援というのも、しっかりとこれも取り組んでいかないかんというふうに思っております。

同様に、フードバンクの支援を行う団体等は現在明和町にあるのかどうか、またその支援をしようというふうな考え方を自治体が持っているのか、こちら辺の現状と課題をお伺いしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の再質問に対する答弁。

住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 明和町内におけるフードバンク活動としましては、中心になってまいりますのは明和町の社会福祉協議会であろうと考えております。社協のほうに食材などの寄附をいただいて、生活困窮者の方への支援などに活用させていただいているというような現状でございます。

社会福祉協議会のほうにお伺いしましたところ、食材は寄附という形で、物価高騰、活動そのものへの直接の影響は現在のところはないとのことでした。この物価高騰のこともありますし、団体がどんどん増えていく中で、どんなふうに食料の確保していくのかというのは、また今後の課題になってくるのかとは思いますが、ちょっと状況、推移を見守ってまいりたいなと思っております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 材料に関しても、私ども公明党はしっかりと、お米の需給のバランスが今崩れておって、コロナ禍でお米が非常に余っているということで、このフードバンクを通じてそれぞれのそういう団体に支援をしましょうということで、相当な量のお米の支給を今動かしていただいております。

これも自民・公明の連立政権の中でしっかりと取り組んでいる、そういう材料でございます。逆に、もしこういう材料が足りない、こういう支援が欲しいということがありましたら、またしっかりと行政の皆さん方と意見交換して、私どもしっかりと活動してまいりたいと、このように思っておりますので、またよろしくお願いをしたいと思っております。

2点目に、産業、特に中小企業・小規模事業者への支援についてお伺いをしたいと思います。

その中で、先ほど住民ほけん課長さんからお話がありましたように、地域経済の活性化と生活者支援を目的、こういう形で今度商品券を発行されて経済を回していこうというお話だったんですけれども、明和町がこれまでも行ってまいりました商品券の発行、地域経済の活性化という形で見れば、また消費経済の拡大という思いを見れば、自己負担もあるけれども、プレミアム商品券の取組というの、これ、近隣の自治体で行われております。

ここの明和町の商品券、それとプレミアム商品券、検討をされたと思っておりますので、ここら辺の明和町の現状と課題をお伺いしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の質問に対する答弁。

産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

プレミアム商品券について、取組について説明させていただきたいと思っております。

これまでも、明和町では過去に平成27年と、それから令和元年度にプレミアムの商品券の販売を実施させていただいた経過がございます。平成27年、私も担当の課長させていただいておったわけですが、消費喚起による地域経済活性化を目的に、6,000円の商品券を5,000円で販売させていただきました。利用実績といたしましては、1億155万円の商品券をご利用いただきました。

当時はプレミアム商品券の直接販売を総合体育館で行いましたが、購入希望者が殺到し長蛇の列ができるなど、大きな混乱が発生してしまいました。予想以上の反響により、販売開始からわずか3日で売り切れたこと、買い損ねた方がお見えになったこと、これを踏まえ、令和元年度には販売箇所を増やすなど、改善策を講じました。それでも、買えなかった方がお見えになったというふうに聞かせていただいたような状況でございます。

こういう反省を踏まえさせていただきまして、昨年、一昨年と、広く町民の皆さんにご利用していただくため、簡易書留による直送という格好の中で商品券を発送させていただきました。結果、約96.7%の換金回収率となり、多くの方にご利用していただいていると思います。

また、過去のプレミアム商品券では、地域消費を喚起することで経済効果を高めようという側面が強かったのに対し、令和2年度からの商品券は、消費喚起に加え、特にコロナ禍における生活支援に重きを置いた格好の中で実施させていただいております。

今年におきましても、全国的に新規感染者は鈍化しているものの、町内では感染者の発生が依然続いていることから、長引くコロナ禍において適正な支援が継続して必要と考え、昨年、一昨年と同様、商品券の全戸配布という形で実施したいと考えております。

また、最近ロシア、ウクライナ情勢、燃料の高騰、また小麦と関連するあらゆるものの物価が上昇してきております。さらに厳しい状況が広がっている中で、今回国から原油価格・物価高騰支援分の地域創生臨時交付金が下りてきた

ことから、配布金額を5,000円に増額させていただきまして、第3弾となるいきいき商品券を発行させていただきたいと考えているような次第でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） プレミアム商品券で非常に混乱があったということなんです。ところが、周辺の市町はそれをやっているというのは、その違いは何なのかということですよ。そこら辺は探られたことはございますか。

今回も、伊勢はたしかプレミアム商品券に取り組む。松阪も一緒だったと思う。市長さんがそういうふうに使われております。明和町では混乱が起きたんでやめよう、商品券配布にしよう。松阪や伊勢はプレミアム商品券がいいからしっかり使おう。この違いはどこから発生したのか、教えてください。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の再質問に対する答弁。

産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） すみません、失礼いたします。

なかなか難しいことやと思うんですけれども、言われるように近隣の市町ではプレミアムの商品券、市を中心になってはやられておるといように思っております。町とかそこら多気とか至近の町村においては、やはり商品券のほう発行されておるといふふうに考えさせていただいております。

そのような状況の中で、明和町でどこで使えるかというふうな話もあろうかと思うんですけれども、それも複合的に考えさせていただいて、これから今申させていただいておるように、買えなかった、買った人、それから金銭的に余裕がある方にとっては全部大きく買っていただけるけれども、本当に日々のお金に困っておるような方に対しては、やっぱりこのプレミアムとなってしまうと、販売自体させていただいても買っていただけないというふうな、そういう事態も発生するかということを考えさせていただく中で、やはり全戸に送らせていただいたほうがええということの中で、町としては商品券を5,000円、

各戸に配らせていただくということで考えさせていただいた次第でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 非常によくよく分かりました。

そこら辺は、住民の皆さんに聞いてみると、やっぱり商品券のほうがいいというのが明和町の雰囲気でございますので、今回も何か非常に楽しみにされておりますので、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思っております。

その中で、あと2点聞きたいんですけれども、今回の対策でバス・タクシーなど地域公共交通及びトラックなど、地域の物流の維持に向けた経営支援、これをしっかりやりましょうということで、この臨時交付金の意義づけになっておりますけれども、そこら辺は明和町の中で、この地元のバス・タクシー、そういう地域交通を支えていられる方々の支援というのをお話しをしたことがあるのか、それが今回は予算的にももらえなかったのはなぜなのか、ちょっと教えていただけるとありがたいです。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の質問に対する答弁。

産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） すみません、失礼いたします。

交通・物流業者に対する支援についてご質問いただきました。

明和町におきましては、現在交通・物流業者さん、調べさせていただいたところ、約15件ほどそういう方がお見えになっております。今回の燃料高騰により負担増は全国的な近々の課題であることから、令和4年3月には国において原油価格高騰に対する緊急対策が取られております。ガソリンとか、そこら辺の上乗せということになっているかと思えます。

国では、国土交通省が所管となり、物流事業者への燃料高騰に対する相談窓口の設置や、LPガスを用いたタクシー事業者に対する燃料高騰緩和対策事業が盛り込まれたほか、県では中小企業・小規模企業者の燃料高騰に対する経営

安定や資金繰りに関する相談に対する特別相談窓口を設置しております。

町では、原油価格・物価高騰支援分の地方臨時交付金を活用させていただきまして、産業支援と生活支援の両面から広く支援をしていただくということの中で、商品券を発行させていただいて実施したいと考えているような次第でございます。

また、申し上げさせていただいたように、現在国は特定の業種に対する直接的な支援は講じられていないというふうを考えさせていただいております。燃料価格上昇分につきましては、適正に運賃に反映されるよう働きかけるなど、価格転嫁を推奨されておるといふふうに考えております。

今後も国・県の動向を注視しながら、何らかの直接的な支援が講じられた場合、それに対する上乘せ補助など、足並みをそろえる中で支援の手を検討させていただきたいというふうに考えております。

また、当該事業者から具体的な経営相談等が寄せられた場合は、商工会とも連携させていただきまして、情報共有しながら国・県の活用可能な支援制度の周知、案内などを対応させていただきたいと考えておるような次第でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） それぞれの役割がありますので、国・県なり動向を見ながら、ぜひ支援をできるところはしっかりと支援をしていただきたいというふうによろしくお願いをしたいと思います。

もう一つ、飲食業、また理・美容業、またクリーニング業など、生活衛生面に対する事業者への経営支援というのはどのように考えてみえるのか、また明和町の現状と課題をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の再質問に対する答弁。

産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 飲食店、理容・美容業、クリーニング業といった、生活衛生に関する事業者さんの支援についてご質問いただきました。

さきの答弁と重複する部分がございますが、ご容赦願いたいと思います。

今回の原油価格・物価高騰支援分については、生活衛生面に対する事業者に絞った支援策はございません。しかしながら、令和2年、令和3年で実施させていただきました、いきいき商品券事業におきましては、議員のおっしゃいました飲食業、理容・美容業、クリーニング業といった事業者にもご参加していただいております、令和2年度の換金実績におきますと、飲食業では約1,350万円、理容業では20万円、クリーニング業では2.5万円の実績がございました。一定の支援の機会を設けられたものと考えております。

この令和4年度におきましても、第3弾となるいきいき商品券を実施したいと考えており、町内の様々な支援につなげていきたいと考えております。

また今後、国・県の動向を注視しながら、何らかの直接的な支援が講じられた場合には、それに対する上乘せ補助など、足並みをそろえる格好の中で支援の形を検討していきたいと考えているような次第でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） ぜひたくさんの商品券をそういう、少なかったですね、理・美容業とクリーニング業とかいうのは。やっぱり今回発行する金額でやりにくいのかも分かりませんが、そこら辺、今から変更はできませんので、しっかりと使っていただけるようアピールをしていただけたらなというふうに思いますし、様々な経営支援、またご検討いただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

3点目、新型コロナウイルス感染症の長期化並びにウクライナ危機による物価高騰の影響が学校給食の値上げにつながると懸念されております。

去る4月1日に内閣府地方創生推進室より発出されました「令和4年度にお

ける新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて」という中で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能な事業（例）の中に、物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減が追加されております。また、各教育委員会等に対応を促進するため、4月5日に文部科学省より事務連絡も発出されているところではあります。

これらを踏まえてお伺いをいたします。

まず1点目、学校給食の現在の状況についてお伺いをしたいと思います。

この新型コロナウイルス感染症の長期化、そして本年2月以降、ウクライナ危機によりまして、原材料の価格が値上がりをしているのはご存じのとおりでございます。

4月には政府が輸入小麦の売渡価格を17.3%値上げしたところでもあり、食材費の値上がりが一層懸念をされております。そこで、学校給食の食材調達の現状と、食材費と予算のバランス等を含めた今後の見通しについてお伺いをしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の質問に対する答弁。

教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 学校給食の現在の状況でございますが、物価高騰に伴いまして、学校給食の原材料費は、小麦や食料油、肉類、魚介類、野菜等、全ての食材が価格上昇しております。

現在は、栄養バランスや献立内容を維持しつつ、牛肉を豚肉や鶏肉に置き換えるなどの対応をして、食材調達に係る費用を軽減しておりますが、今後も今の給食費を据え置いたまま、現在の学校給食の水準、いわゆる栄養価や栄養バランスを維持することは難しい状況でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） そこで、この物価高騰に伴う学校給食費等に関する負担軽

減という項目が文科省から出されておりますので、この物価高騰による給食費の値上げ、これを抑えるために活用できるというふうに思っておりますが、教育委員会としてはどんなふうに検討されているのか、またどのぐらいの金額を想定されているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の再質問に対する答弁。

教育課長。

○教育課長（菅野 亮） ご指摘いただきましたように、「内閣府から物価高騰に伴う学校給食費等に関する負担軽減」の通知が出されました。その中で、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の活用が可能であると書かれておりますので、町としましてはこれを活用して、給食費を上げることなく、学校給食の円滑な実施のために高騰する食材費の増額分について補填を行いたいという考えでございます。

この考えに基づきまして、本定例会におきましても補正予算のほうをお願いしているところでございます。ただ、どのぐらいというのがあくまで概算で、なかなか見込めない部分もございまして、今後も高騰することも考えられます。現時点では7%というところで一定の計算をして、補正予算のほうは上げさせていただいております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 先ほどもお話しさせていただきましたように、小麦はもう17点数%上がるということで、本当、今問題になっているのは、ウクライナの問題でロシアから肥料の原料が入ってこないと、野菜等の肥料が倍の値段になるんじゃないかといふふうに農林水産関係では言われておりますよね。それに対して、やはりそれは価格に反映せないかん、さっき堀課長が言われましたように価格に反映するのが当たり前だと。当たり前のものが当たり前のようになると、結局また給食費に跳ね上がってくるという、この循環のサイクルが今始まって

いるというふうに思われます。

7%で大丈夫なのかというところの心配があります。今、学校給食費って、小学校やと幾ら、中学校やと幾らというふうにありますけれども、大体その金額の7%というと幾らなのかと。大体、そこら辺の部分をどの程度まで引き上げていくのか。7%で終わりですよという話ではないというふうに思いますので、逆に国のほうはまた次の補正予算組む、そのためにはやっぱりきちんと自分たちの数字をつかんで、こんなに上がっているんだから、やっぱりどこかで補助をくださいね、補正をしてくださいね、対応してくださいねという話にならないかんというふうに思いますので、今現状、学校給食費、僕は子どもがおりませんので、小学生は幾らぐらい、中学生は幾らぐらい、それが今現状どのぐらいまで見込んでいるのかというのが分かれば教えていただきたいと思えます。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の再質問に対する答弁。

教育課長。

○教育課長（菅野 亮） この金額、見込みの金額が大丈夫なのかということかと思えますけれども、地方創生臨時交付金の要望をした段階とか、それから今回の補正予算計上する段階で、確かな実績がまだ出ていなかったといえますか、そこまで上がっていない部分もありましたので、最初計算した頃は。ちょっと先行きの見込みも入れて7%という想定をしたんですが、やっぱりどんどん上がっておりますので、この先、見直しは必要かというふうに考えておるところでございます。

今回は補正予算で約600万円ほどお願いしておるところでございますけれども、今回の物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減の通知、この趣旨が物価高騰に伴って給食費を上げないよということでございますので、やっぱりその趣旨を踏まえて、今後上げなくても済むような形で可能な限り補填をしていくように、また補正予算のほうもお願いしたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） しっかりと対応していただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

4点目に、農林水産業関係の支援についてお伺いをしたいと思います。

これは先ほど田邊議員、江議員も質問されておりましたけれども、地域地元産の食材の活用も含めて、今般の食材費価格の高騰は、輸入食材に頼る状況に起因するものであるというふうに考えております。

さっきの質問と相反する部分もありますが、地域地元産の食材を採用することによって供給の安定化が図れるとともに、地域農漁業の振興や食育の観点からも有用というふうに考えておりますが、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の質問に対する答弁。

教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 学校給食の地域地元産食材の活用につきまして、学校給食では地元産物を優先して、町内産、県内産、国内産と範囲を広げまして、価額比較等により調整の上で地元産を優先して調達しております。それで、食育の観点から、月1回を明和の日として地域産物を利用した給食を提供しております。農産物につきましては、指定農家と多気郡農協とで野菜を作付から納入までお願いをしております。

給食では、安定した価格と安定した食材の納入、これが求められますので、それらを踏まえた上で、地場産物を利用した取組がさらに増やせないかということを検討していきたいと考えます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） そういう意味で、地域の農漁業というのをしっかり支えていかないかんというふうに僕は思います。

今回の補正予算の中でも、お米に対応する稲作農家の支援、また農林漁業者への支援、こういう予算化をしていただきました。ただ、ちょっと僕も疑問があって、委員会で聞かせていただいたんですけれども、稲作農家の支援といっても、JAを通じての数字という話があったような気がします。JAを通じていない農家さんもお見えになって、その方が幾らでこのお米を売ってみえるのかは分かりませんが、掌握をしようと思えば掌握はできるというふうに思います。

もし9,700円プラス300円で1万円台に乗せるんだというお話だったと思うんですけれども、この部分で、要するに同じように1万円台に乗っていない部分を補填できるのであれば、JAを通じていない農家の方々も、納品書とかそういうものがあれば数量皆分かるし、単価も分かるわけですから、そこら辺の支援を考えられないのか、ちょっと簡単にお伺いしたいのと、もう1点が農林漁業者さん以外のお話ですね。

農林漁業者さんは支援をしていただきたいと組合でお話をされたみたいなんですけれども、下井議員が言われておりましたけれども、採貝業者さんというのは今大変な状況になっているというふうにお話を伺いました。その数字のデータも、執行部のほうからこの前見せていただきましたけれども、そこら辺の採貝業者の皆さん、そして網等で魚を捕ってみえる漁業者の皆さん、こういう方々の支援、またお聞きをすると、ヒトデが非常に出ていて大変な思いをしているんだと、これの対策を何とかしなくちゃいけないんだけれども、これの手の打ちどころはどんなふうを考えているんだろうかと質問をされましたので、ちょっとついでに質問をさせていただきます。

あと、新聞に鈴鹿市の漁協が、これ、伊勢湾の三重県内のほうでは、管内でアサリが鈴鹿のところだけ湧いているということで、80tから90t、7月末の漁が終わるまでに200t以上の水揚げを見込んでいます。何でそんなふうになっているのかなと記事を見ておったら、組合長さんが言うには、海底耕うんと移植放流、そして産卵期の禁漁による生産調整で、安定した漁獲量につながっ

ているんだというふうに、これも推測らしいんですね。海の底のことですから、非常に分かりにくいということ。

ただ、そういう取組が第27回の全国青年・女性漁業者交流大会の地域活性化部門で、最高位の農林水産大臣賞というのを鈴鹿市の漁協さんが取られたという記事が伊勢新聞に載っておりましたけれども、そういう取組をしっかりとやっているところが結果がついてきているという部分も含めて、今回のそういう生産の部分に関しても、対策費として燃料費でも何でもいいですね、しっかりと応援ができないのかどうかというのをちょっとお伺いをしたいなというふうに思います。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の再質問に対する答弁。

産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） すみません、3点についてご質問いただきましたので、答弁させていただきたいと思っております。

まず初めに、米価に対する300円の補填をさせていただく関係でございますが、これがなぜ農協だけなのかというお話かというふうに思っております。

我々も農業者さんとよく話しさせていただく機会ございます。相対ということの中で、これ、食管法が平成16年でしたか、変わったということの中で、今までは全部納めなあかんだのが、法律が変わった。それから、転作制度もなくなってしまうと、平成30年度にたしか終わつたろうかというふうに思います。

その中で、米は自分で売rinaさいよ、自分で売ってよろしいですよという話になってきたかというふうに思っております。それで、生産者さんに聞くと、米をある程度収穫します。それで自分のところで売れる分は売ります。その金額については、今回でも聞いておるところだと1万2,000円ぐらいが平均で売られておるというふうには聞かせていただいております。その中で、残った米は何とするねといったら、これはもうしゃあないでと言うと表現悪いですが、農協さんのほうへ出荷されるという、そういう話になってきておろうかというふうに思っております。

そうなってくると、最終手段として農協に納めておるといふ、そういう状況がございまして、我々と考えたのが農協が一番低い金額であろうかなというふうに思っております。

これも所管が変わりましたので、多気郡農協と、それから「みえなか」という松阪を基準としておるところとしては単価が違います。たしか向こうは9,300円のこっちは9,700円だかというように思っております。そのような状況の中で、一番最低、それしか出せやんだという農協があらうかと思えます。

そして、小さな零細農家さんについては、なかなか相対取引ができないような状況の中で、農協しか納めるところがなかったというような状況があらうかと思えます。それに対して、やはり一番低いところに対して補填をさせていただきたいということの中で委員会で申させていただきましたけれども、一昨年1万2,400円やったものが、共済をもし掛けていただいておりますと、コンマ8掛けぐらいにはなろうだということの中で、一万四十何円になってまいりますので、1万円にしたらどうかということの中で、今回300円を補填させていただいたらどうかということの中で、今回6月補正のほうでさせていただいたような状況でございます。

それから、クロノリの関係でございます。こちらについても、一緒にセットでさせていただいておりますことの中に、今回クロノリだけをという話もありましたけれども、燃料費の高騰ということの中で、そういう組合さんに対しまして燃料の補填ということの中で、一昨年どれだけ使っていただいたかということに対して、1リットル当たり10円の補填をさせていただこうということの中で考えさせていただいております。

ほかにも、今言われております採貝、それから底引き網、そこら辺も前回委員会でも町長、話しさせていただいたと思えますが、要望があれば、またこちらからも迎えさせていただく中で、そういうお話を聞かせていただきまして、どういう支援ができるのかということを検討させていただいたらどうかということの中で考えたような次第でございます。

それから、ヒトデなんですけれども、これも下井議員のほうから一度当課のほうへもご連絡いただきました。これ、何とかならんかという話をさせていただいたんですが、伊勢湾全体でヒトデが湧いておるということの中で、明和町だけで何かをさせていただく、またこれ、伊勢湾漁協、伊勢市と協力して何かするという、そういう小さな規模ではなかなか対応がし切れないのかなということの中で、今後も県との協議をさせていただく中で、伊勢湾というか、この中で何とかできないのかということを考えていきたいなということ考えた次第でございます。

それから、言われておりました鈴鹿の、何で伊勢湾でここだけこんなにアサリが湧くんねと。明和町では、見ていただいたと思いますが、ほぼゼロというふうな状況。多少は採れておるのか分かりませんが、なかなか出荷ペースには追いついていないような状況やと思います。

言われるように海底耕うん、これは津波があった後に、海底がやられた後にアサリがよく湧いたというのと一緒の効果かなというふうに思っております。それから、母貝、母親貝をどこかおとなしいところへ持って行って、それをさせる、そういう状況を鈴鹿市さんでは考えられておるかというふうに思っております。

それで、僕ところは何かできやんのかということの中で、これも伊勢湾漁協さん、1回勉強会というのがございまして、今、窒素・リンが極端に伊勢湾にはないということの中で、前回も町村会のほうで、きれいな海じゃなくて豊かな海にしてくれというふうな要望もさせていただいたところです。

伊勢湾さんでそういう研修会がございまして、窒素・リンを何とかできやんのかということで、極端な話だと鶏糞を海にまくという、鶏糞ってそのままではなくて、小さな錠剤にしてまくというような、そういうことを今考えられておるといふところがあるかというのを聞かせていただいております。それに対して漁協が1回見に行きたいというような話も言われておりますので、当課も職員1人送り込ませていただきまして、そういうことができないかというこ

とを考えさせていただいております。

それができれば、水産振興の支援ということの中で、どこか実験的にでもそういうことを実験させていただいて、アサリとかノリにいい影響が出ないかというようなことも、今後検討していきたいというようなことで考えておるような次第でございます。

以上でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） ありがとうございます。非常に納得のできるようなお話で安心をしましたので、また質問されました方には説明をしたいというふうに思いますし、このケーブルテレビ見てくださいというふうにお伝えしたいと思います。

次に、公共施設の指定管理者、こういう方々がお見えになります。指定管理者の方々も、これ、諸物価の高騰で運営が非常に厳しくなってくるのではないかというふうに思いますので、この契約期間内ではありますけれども、中間時点でのこの物価高騰対策など、しっかりと協力金、契約を変更するわけにいきませんので、上がった分はしっかりと協力金等で対応できないのかどうかというのを検討されたのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の質問に対する答弁。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 公共施設の指定管理につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき町条例を定めて、施設管理に關しまして、指定の期間、事業計画、利用料金、事業報告、町が支払うべき管理費用などについて協定を締結して管理をいたしております。

また、指定管理者の指定手続等に関する条例第8条では、管理の業務及び經理の状況に関して、定期的または必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査、

必要な指示をすることができるとしております。

町におきましては、斎宮跡・文化観光課所管のいつきのみや歴史体験館と、いつきのみや地域交流センター、住民ほけん課所管の明和の里、教育課所管のふるさと会館と総合体育館の4事業で指定管理制度を活用しております。

施設によっては、コロナウイルス感染症の影響を受ける施設もありますが、それぞれ所管課と受託先が必要に応じて協議をする必要もあります。現在まで指定管理の範囲で対応していただいております。物価高騰対策として位置づけた協力金等の支援はしていない状況でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） これも緊急で大変上がってくるという可能性もありますので、そこら辺でしっかりと対応していただけたらなというふうに思います。現在協議をして、そういう状況であればよろしいかというふうに思います。

最後に、水道料金をはじめとする、上水道の基本料金を減額するというふうに打ち出した自治体の町の方もお見えになりますので、こういう取組をしようかなという検討をされたのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の質問に対する答弁。

上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） 議員がおっしゃられましたとおり、明和町民の皆様の家計と事業者の経済的負担を軽減するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を利用し、令和2年9月分から11月分の計3か月間、全ての加入者を対象として上水道基本料金減免事業を実施いたしました。

上下水道課といたしましては、本事業の実施に当たりまして、町ホームページ並びに広報めいわにより十分な周知を心がけ、上水道基本料金計3,616万1,340円の減免を行い、経済的負担の軽減策として一定の効果があったのではないかと考えております。

しかし、今回は町全体として様々な事業案を検討する中で、より効果的で全町民に行き渡る支援策として、第3弾のいきいき商品券事業、また水産業支援事業、稲作農家応援支援事業などを町として実施する方針となりました。

また、今後新たに追加等で地方創生臨時交付金が交付いただけるようであれば、上水道基本料金減免事業も一つの検討課題として考えてまいります。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 水道料金を減額してもあんまり目立たんで、商品券にしたということですか、単純に。そういう話に受け取ってしまいましたが、商品券事業に特化をしようと、それで水道料金はそんなに上がっていないからいいでしょうということですか。

次の質問にいきます。

「安心・安全の町づくり」という形で、お伺いをしていきたいと思います。

1つは、困難女性支援法という法律が成立をいたしました。それとともに地域女性活躍推進交付金の活用で、暴力被害や貧困など、多様で複雑な困難を抱えている女性への支援を手厚くするため、厚生労働省は2022年度予算に相談支援や生活支援を担う婦人保護事業の拡充や民間支援団体の育成・強化などに関する経費を盛り込んでおります。明和町の現状と課題をお伺いしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の質問に対する答弁。

健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 女性への支援は、DVや児童虐待をはじめ、生活困窮、ひきこもり支援など、総合相談窓口である健康あゆみ課まるごと相談支援係で対応しています。

相談件数は、令和元年が29件、令和2年が37件、令和3年が36件となっております。相談の要因が多岐にわたるケースが多くありますが、複合化した課題

に対し、まるごと支援係で一本化して対応し、関係機関と連携、相談に当たっているのが現状です。

また、婦人保護事業につきましては、多気度会福祉事務所が実施しており、明和町に相談があった場合は、多気度会福祉事務所の女性相談員と連携しながら対応しているところです。

困難女性支援法の成立により、令和6年4月に「女性相談支援センター」が都道府県に設置義務化されますが、三重県でも現在は情報収集しているところと聞いております。

地域女性活躍推進交付金については明和町でも活用できるか、今後検討していきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） せっかくこの法律ができて、非常に困難な問題を抱えている女性の支援がしっかりできるようになってまいりましたので、明和町でもなかなかノウハウを持っていないので直接手を下すのは難しいかも分かりませんが、しっかり相談に乗っていただくのはできると思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

2点目が、ヤングケアラー対策をお伺いしたいと思います。

家族の介護や世話などに日常的に行う18歳未満の子どもをヤングケアラーと呼び、報道等で取り上げられることも今増えております。まだまだ知られていないのが現状で、まずは社会的認知度を高めることが重要であるというふうに考えます。

そこで、私ども公明党は、国の予算を確保し、各自治体による令和4年から3年間で行われるヤングケアラーに関する実態調査を踏まえ、福祉・介護・教育など関係機関への研修など、具体的な取組を進めようとしております。このヤングケアラー対策の着実な実施と対応を求めたいと思いますが、執行部のお

考えをお伺いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の質問に対する答弁。

健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 現在、町では健康あゆみ課と教育委員会が連携しながら、相談員やスクールソーシャルワーカーが小中学校を訪問し、教職員等から情報収集を行い、実態把握に努めているところです。

健康あゆみ課がヤングケアラーとして把握している数名の方につきましては、「明和町子ども家庭支援ネットワーク」で要保護児童として関係機関で情報共有し、家庭訪問等において健康観察や生活状況の把握を行いながら、支援が必要なときはいつでも介入できるよう、支援方法について検討を行っています。

しかしながら、家族の世話をしていることで勉強や自分のための時間が取れない、誰にも相談できずに1人で悩んでいる子どもがまだ潜在的に存在していることも考えられます。

そこで、教育課、学校機関と連携し、小学校5年生から中学校3年生までを対象に、ヤングケアラーの実態把握のためのアンケートを夏休み明けに実施したいと考えております。このアンケート結果を基に、ヤングケアラー対象児童等への対応・支援を行っていきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 夏休み明けにしっかりとアンケート取っていただいて、状況把握をしていただくということで、この3年間でやっていただくということで、それを基に文科省や厚生労働省のほうから国会に上げていただきまして、具体的な対策をどう打っていけばいいのかというふうに変更していくという形で法案成立を目指しているという話を聞いておりますので、ぜひしっかりとした、ベースは結局アンケートの結果によって変わってくると思いますので、明和町の実態調査をひとつよろしくお願いをしたいと思います。

次にいきます。

特別の理由による任意予防接種の助成事業の制度実施を求めたいと思います。

骨髄移植等によって、接種済みの定期接種の効果が期待できなくなったと医師に診断された方に対して、定期接種として接種したワクチンの再接種にかかった費用を助成する事業がございます。これは松阪市で令和2年に制度化されましたが、同じ医師会範囲内での取組に差があるのはなかなか納得ができないものがございます。

ぜひ同じ治療を必要とする子どもたちのためにも、事前に制度設計が必要と思いますので、執行部のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の質問に対する答弁。

健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 定期予防接種を受けたお子様が、病気の治療のために骨髄移植等受けると免疫が失われてしまう場合があります。この場合、再接種が必要となりますが、再接種については任意予防接種となるため、その費用は全額保護者の負担となります。

そこで、経済的負担の軽減及び感染症予防を目的として再接種の費用助成制度があるわけですが、先行して行っている松阪市に確認したところ、開始した令和2年度はゼロ件でしたが、令和3年度は1件の申請があったそうです。

明和町としても、特別の理由による任意予防接種の助成事業については、経済的負担の軽減及び感染症予防の観点からも必要であると考えておりますので、実施に向けて検討していきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） これについては、明和町ですぐにどの方がという話ではないんですけれども、もし発症して治療が、治療費はもう非常にかかる。その治療費がかかって、やっとお子さんが治った後、またそれに向けて再接種のお金

がかかるという実費負担が大変になってきますので、ぜひ松阪市と同様にこの制度先つくっていただきまして、安心して子育てができるような町、さっきも町長さんが子育てしっかり頑張るといふことで、様々に取り組んでいただいているのはもう発表されましたので、プラスアルファで簡単に決めていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

最後に、「改正動物愛護管理法」に伴う機器の設置及び動物愛護対策補助金の創設を求めたいと思ひます。

「改正動物愛護管理法」の施行に基づきまして、6月1日よりペットショップやブリーダーに対し、ペットの犬や猫の身元証明としてマイクロチップ埋め込みが義務化されておりますが、行政機関への読み取り専用リーダーの設置、この読み込み専用リーダーを設置する予定があるのかどうかということですね。予算を取っているのかということですね。それと、及びチップ埋め込みの補助金創設の考へをお伺ひしたいと思ひます。

また、松阪市では行われております、飼ひ犬や飼ひ猫及び保護犬・保護猫の去勢・避妊手術費用の補助金制度の創設が必要と思われますが、執行部の考へ方をお伺ひしたいと思ひます。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の質問に対する答弁。

生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） ご質問いただきました、改正動物愛護管理法により6月1日からペットショップやブリーダーが販売する犬や猫のマイクロチップの装着が義務化ということをごさひまして、一般の飼ひ主につきましても、犬や猫へのマイクロチップの装着は努力義務とされております。

これまで犬や猫の登録は各地方公共団体が行っておりましたが、今度はマイクロチップに登録されました情報は日本獣医師会が行うこととなりました。これにつきましても、三重県下の全ての市町では、改正動物愛護管理法に参加表明をするかどうかを検討しているところをごさひます。

理由といたしましては、現在、畜犬登録の手数料といたしまして、1頭当た

り3,000円の納入を飼い主から各市町へ納めていただいておりますが、今後改正動物愛護管理法に参加を表明した場合は、飼い主は広域社団法人日本獣医師会への事務局への手数料300円を納入するだけとなりまして、市町への当該収入は全くなくなる見込みでございます。

また、既に飼われている犬や猫へのマイクロチップの装着は努力義務でありますことから、しばらくはマイクロチップが装着された犬や猫と、これまでの装着されていない犬や猫の両方の管理が必要となってまいります。そうなりますと、町で現在使用している畜犬情報システムの改修に約10万円が必要となってまいります。迷い犬や迷い猫の飼い主を迅速に確認するために改正された法律でもございますため、さらにマイクロチップリーダーの購入に約15万円程度が必要となってまいります。

こうした状況から、三重県下の全ての市町は、導入のタイミングを周辺の市町と足並みをそろえることといたしまして、6月1日の現在の施行を見送ることとなりました。

こうした状況から、マイクロチップ埋め込みの施術に係る補助金の創設は、現在のところ考えてはおりませんが、今後の県や各市町との協議の進捗によっては、各条例の改正や補助金の創設が検討されていくものと思われま

す。もう一つ、いただきましたご質問の、飼い犬や飼い猫及び保護犬・保護猫の去勢や避妊の手術費用の補助金制度につきましては、明和町では平成6年4月に犬及び猫の避妊手術費等助成金要綱を施行し、5年後の平成11年3月にこの要綱を廃止いたしました。

この経緯といたしましては、当時の行財政改革の一環の中で廃止となりましたが、その理由につきましては、動物愛護の観点からペットを飼うには飼い主にも必要な責任が伴いますことから、避妊手術の考え方を広めるための助成制度でありました。こうした助成制度の周知や、それに伴う動物愛護の啓発により、廃止年度には効果が見られ、当初の目的は達成したと判断されたことによりま

よって、動物愛護の観点から、現在でも飼い犬や飼い猫は飼い主の方々の責任において行われておりまして、町内では野良犬が見られない状況でございます。また、野良猫につきましては、現在三重県とTNR活動を行っている保護団体で対応をしております。なお、TNR活動の言葉の意味につきましては、Tはトラップであり、英語で捕獲を意味します。Nはニューターであり、英語で不妊手術の意味でございまして、Rはリターンであり、元の場所へ戻すといった意味を表しております。

地域で野良猫による被害があるなどといったご相談等をいただいた場合には、保健所を介して、不妊や去勢手術を行っている保護団体へつなげるようにしております。

以上です。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 管理法については、今、県市町と協議中であるということですね。それによって結果としてどういうふうになるか、また検討していただくということ。

あと、不妊手術の費用なんですけれども、ちょっとお伺いしますけれども、明和町の周辺の市町はどんな状況なんですか。たしか松阪市はありますよね。伊勢市とか、玉城とか多気とか、この周辺自治体の状況と明和町は全然位置づけが違うような気がするんですけれども、ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の再質問に対する答弁。

生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 周辺の市町で申し上げますと、明和町を囲んでおるような松阪市とか、伊勢市とか、玉城町とか、多気町とか、全てこういった補助は残してありますけれども、例えば明和町からちょっと離れておりますけれども、津市とか、伊賀市とか、三重県内の29市町のうち21市町は補助制度

残しておりますけれども、残りの8市町につきましては現在補助はない状態でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 29市町のうち21市町が残しておいて、特に明和町の周辺が残していると。明和町だけやっていないという、何かある意味ちょっと恥ずかしい話だというふうに思います。行財政改革でやめますという話は私も聞いておりますし、そのときはどっちかいうと反対派で、やめておいたほうがいいんじゃないのという話をさせていただきましたけれども、ここら辺、町長、一遍、考えていただくわけにいきませんか。

松阪市もたくさん、もうどれだけ連れてきてもやりますよという話じゃなくて、年間頭数決めて、助成金はどれだけ以内やったら大丈夫よみたいな感じで進めているような要項が書いてありますので、ちょっと検討していただくかどうか、町長のご返答いただきたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の再質問に対する答弁。

町長。

○町長（世古口 哲哉） ペットの犬猫につきましては、やはり飼い主の責任でお願いしたいというふうに思っております。

野良犬とか野良猫、犬は今ほとんどおらんということなんですけれども、そういう犬とか出た場合は、例えば野良犬ですので飼い主見つかりませんし、そこら辺は保健所とかも相談しながら、そういう町のほうで去勢手術して戻すという、犬は戻せませんので里親さんを探すとか、そういう取組が必要なのかなと思っています。

猫については、先ほど去勢手術するところがあるということですので、そこに委ねるなりして、そこで費用がどうしても要するというのであれば、町のほうで考えるとかいう形で、そういう飼い主が分からないようなやつについては、

ちょっと考えていく必要はあるかなと思いますけれども、それはもう飼い主にあげるといふんじゃなくて、町がどうやるかということになると思いますので、そこは考えていきたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） しっかり人にも優しく、ペットにも優しいというまちづくりを進めていただきたいというふうに思います。

今回、財政的に大変な、これから苦しくなってくるであろうという予見がされる世界状況の中で、明和町にどんな影響があるのか、一つ一つしっかりと行政の皆さん方が確認をしていただきまして、一つ一つ手を打っていただくようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で北岡泰議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（伊豆 千夜子） これをもちまして、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午後 4時 17分）
